

第百六十九回国
参議院財政金融委員会會議録第六号

平成二十年四月十五日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

四月十日

補欠選任

大門実紀史君

仁比 聡平君

四月十一日

補欠選任

脇 雅史君

尾辻 秀久君

四月十四日

補欠選任

尾辻 秀久君

西田 昌司君

林 芳正君

石井みどり君

仁比 聡平君

大門実紀史君

四月十五日

補欠選任

中山 恭子君

坂本由紀子君

出席者は左のとおり。

委員長

峰崎 直樹君

理事

大久保 勉君

辻 泰弘君

円 より子君

愛知 治郎君

田村耕太郎君

委員

尾立 源幸君

大塚 耕平君

川崎 稔君

富岡由紀夫君

平田 健二君

水戸 将史君

森田 高君

篠瀬 進君

横峯 良郎君

石井みどり君

小泉 昭男君

坂本由紀子君

椎名 一保君

田中 直紀君

中山 恭子君

西田 昌司君

森 まさこ君

荒木 清寛君

白浜 一良君

大門実紀史君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

額賀福志郎君

渡辺 喜美君

森山 裕君

平井たくや君

大嶋 健一君

須江 雅彦君

津曲 俊英君

香川 俊介君

木下 康司君

加藤 治彦君

勝 栄二郎君

財務省国際局長

経済産業省産業

技術環境局長

国土交通大臣官

房総括審議官

国土交通大臣官

房審議官

国土交通省河川

局次長

国土交通省道路

局次長

国土交通省自動

車交通局長

国土交通省海事

局次長

国土交通省航空

局次長

環境大臣官房廃

棄物・リサイクル

対策部長

日本銀行総裁

白川 方明君

玉木林太郎君

石田 徹君

大森 雅夫君

菊川 滋君

田中 裕司君

原田 保夫君

神谷 俊広君

大野 裕夫君

小野 芳清君

由田 秀人君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

白川 方明君

参考人

日本銀行総裁

○揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(直嶋正行君外八名発議)

○租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(直嶋正行君外八名発議)

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、脇雅史君及び林芳正君が委員を辞任され、その補欠として西田昌司君及び石井みどり君が選任されました。

○委員長(峰崎直樹君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外六案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として総務大臣官房審議官須江雅彦君外十五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外六案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)、揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案、所得税法等の一部を改正する法律案(参議院第二号)、租税特別措置法の一部を改正する法律案、揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案及び租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案、以上七案を一括して議題とします。

戸が選挙区でありましたから大変親しみを持っておるんでありますけれども、大いに是非頑張つてほしいと思います。

一般論を申し上げれば、具体的な期限が明示されている暫定措置の期限到来後の取扱いは個々の措置にかかわる事情を踏まえて決定されなければならぬと思つております。その際、どのように取り扱うかについては、これまでの暫定期限の長短には必ずしもかわりはないものと思つております。したがつて、揮発油税等の暫定税率が暫定措置として三十四年間続いたとしても、直ちに問題があるというふうには思つていない。しかも、なおかつ、今おっしゃるように、二年とかあるいは五年とか、それぞれの期限が来たときに国会で議論をし、そして今日まで暫定措置が続けられてきたということだと思つております。

暫定的に続けようということでありまして。今まで三十四年間続いたものがまた十年間ということになれば、非常にこれは長期にまたがるというわけでありまして、そもそも本来的な暫定という意味から随分とずれてしまつていくことになるんじゃないかと。本当に十年間続けることが暫定という言葉になじむかどうか、もう一度大臣の御見解を求めたいと思ひます。

し、また資源節約、消費抑制というような社会的要請にこたえる意味におきまして、ある程度自動車利用者に負担を求めようとしてもいいんじゃないかと考え方を示しているんですね。

しかし一方では、これを暫定にするか恒久的にするかという話もありまして、恒久的にするという点に関しては、余りにも情勢が不安定である、その当時ですよ。その情勢と申しますのは、道路整備計画そのものを一体今後どういうふうにかえていったらいいのかというふうなことで、また、ガソリンの消費についてどのような姿勢で臨むべきであるかということであるとか、更に言うならば、我が国のエネルギー資源の使い方、在り方というものをどういうふうにかえていったらいいのかということであるとか、そういうことが極めて不安定であると、いわゆるそのときの時代背景を代弁しているわけでありまして。

○水戸将史君 民主党・新緑風会・国民新・日本の水戸将史でございます。

時間も限られておりますので、まず冒頭、大臣に暫定税率ということについての御見識、御見解を求めていきたいと思つております。

御案内のとおり、この暫定税率ということが連日連夜、活字、見出しにも躍りまして、非常に国民の意識の中にも暫定税率というものの在り方が改めて意識付けされたというか、喚起されたということに関しては非常に良かったことだと私も思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

つまり、恒久的にしようという中において、やはり一度、その環境が整備されていないから、しばらくの間暫定という形でこれを導入し、そしてその後その論議をしていくというふうなことをしておわしているわけでありまして、その当時と現在を照らし合わせた場合、本当にこの当時に関して現状を、いわゆる環境がその当時は余りにも情勢が不安定であるという形で暫定税率を導入した経過がありますけれども、その当時と現在とを比べてどう御認識でしょうか。

○水戸将史君 民主党・新緑風会・国民新・日本の水戸将史でございます。

時間も限られておりますので、まず冒頭、大臣に暫定税率ということについての御見識、御見解を求めていきたいと思つております。

御案内のとおり、この暫定税率ということが連日連夜、活字、見出しにも躍りまして、非常に国民の意識の中にも暫定税率というものの在り方が改めて意識付けされたというか、喚起されたということに関しては非常に良かったことだと私も思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

つまり、恒久的にしようという中において、やはり一度、その環境が整備されていないから、しばらくの間暫定という形でこれを導入し、そしてその後その論議をしていくというふうなことをしておわしているわけでありまして、その当時と現在を照らし合わせた場合、本当にこの当時に関して現状を、いわゆる環境がその当時は余りにも情勢が不安定であるという形で暫定税率を導入した経過がありますけれども、その当時と現在とを比べてどう御認識でしょうか。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

○水戸将史君 参議院に限り、一般的には法律に規定された措置については、具体的には期限が明示されているものや具体的な期限を明示しないまま当分の間という形で定められているものがありますけれども、私はその当分の間というものが暫定の措置と称される場合が多いというふうには思つております。

の都度考えてきたということは、私は極めて冷静であり、安定的な政策の展開ではなかったかというふうに思っております。

我が国は、御承知のとおり、そういうインフラ整備とか工業国家を目指す政策が成功裏に終わって今日の経済大国を築いてきたわけでありまして、一方で、今日は新たな問題として、資源がないことは当然でありますけれども、資源を安定的に確保していく、供給ルートを多面化をしていく、新しいエネルギーを開発をしていく等々というのは国家的な命題であることは変わりはありませんけれども、新たに環境問題とかそういうことも新しい政策要因として加わってきている。

さらには、このバブル経済崩壊後の今日の日本の経済を維持していくために膨大な赤字を背負うことになった、その赤字をどういうふうに解消していくかということで、国民の皆さん方にもちろん負担をどういうふうにお願いをしていくのかということが一つの政策課題になっている。きちっとその前に無駄を省き効率化を図っていかなければならないということは当然のことでありましてけれども、そういう状況の変化が起きていることは委員も御承知のとおりであります。

かといって、もう道路はこれ以上造らなくてもいいんだという国民の認識ではない。相当道路は造られてきたことは事実でありますけれども、まだ高速道路のネットワークがきちっと整備されているわけではない。道路というものは断片的に造られて、直線的に造られていくだけではなくて、これをネットワーク化することによって初めて合理的、効率的、有機的につながって生活や経済効果を生み出すものである。そういうことから、この際、我々は状況の変化に合わせてその道路特定財源の改正案を出させていただいた。その基本的な考え方は、財政事情、道路の整備、環境問題等にどういうふうに対応していくかということの考え方を踏まえたものであるということでありまして。

○水戸将史君 暫定というものの考え方について

もう一度問いただしていきたいと思います。その前にちよつと今日の朝の読売新聞の調査で、いわゆる今政府では、この一度なくなった暫定税率を復活しようという形で、衆議院で三分の二以上で再可決するんだというふうな姿勢も見え隠れするわけでありまして、まあ与党内でもいろんな異論があるようなことを聞き及んでいるわけでありまして、一度下がったとか、一度なくなつた暫定税率を復活をさせるということについて、今日の読売新聞の世論調査では、「政府・与党は、四月末にも、ガソリン税の暫定税率を復活させる方針です。暫定税率の復活に、賛成ですか、反対ですか。」ということ、その問いにしまして、今日の結果報告では、賛成が二九・五％、反対が六〇・八％というふうな形で数値が表れておりますが、これについてどういうふうな御見識でございますか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 世論調査は世論調査として受け止めていかなければならないというふうに思っておりますけれども、我々が、暫定税率が今失効されていることによって、一日、国においては四十億圓、地方においては二十億圓の歳入不足になっているわけでございます。これは年間通せば二・六兆圓になつていくことになるわけでございます。それから、そうすると、二・六兆圓が欠陥歳入になつてしまつと、委員も御承知のとおり、これは道路整備だけではなくて、必ずほかの分野にも影響を及ぼす。でなかつたら、道路を造らないことにするか、ほかの分野からそのお金を持つてくるか、あるいはまた借金でこれを補つていかなければならないということになるわけでございます。

道路について言えば、例えば道路特定財源法が、法律ができていかなければ、これは地方に対する補助金、交付金も出ていかなければならないわけでありまして、そうするとほとんど道路の、今地方団体も道路整備については凍結状態にしているという状況でありますから、今後、道路整備には大きな支障を来すということ、ましてはほかの分野に

影響を及ぼせば、これは国民に対するサービスを大幅に低下させるということになる、あるいは借金であれば、更にこれは借金を増やして後世に負担を残すことになるわけでございますから、我々は、これは一日も早く是非歳入法案を通していただいて、国民生活の混乱とか経済的な混乱を解消していただきたいというふうに思っているわけでありまして。

私は、政治の役割というのは、やっぱり国民の皆さん方は、確かに税金が安くなつたら安くなつた方がいいと思います。瞬間的には安くなつた方がいいと思います。しかし、安くなつた意味がどういうことを今後次代に残していくのかということとを考へていくのが政治のレベルの考え方、判断であると思ひます。我々はやっぱり五年、十年先のことを考へてしつかりと、国民の皆さん方にはつらいかもしれませんが、こはお互いに将来のために、子や孫たちのためにしつかりと正しい選択をするのが政治ではないでしょうかと、そういうことを申し上げたいと思ひます。

○水戸将史君 確かにこのアンケート調査の結果でも、反対する方には、今大臣もいみじくもおっしゃつたとおり、ガソリンは安いことにしたことはない、また上げると混乱するとか、そういうことで、ネガティブないうか、それに対してのマイナス面を重んじて暫定税率を上げるべきでないという意見も確かにあると思ひます。

しかし、そもそも、先ほど言つたように、暫定というものの在り方についても、国民は大いなる不信と不満持っているんじゃないでしょうか。ですからこそ、やはりこれからの中において、この暫定税率というものの在り方について、やはりこれは再検討を早期にすべきであると私自身は言っているわけでありまして、確かに今までも、これは平成五年の四月の段階で、額賀財務大臣の先輩に当たる林大蔵大臣が、暫定というものはまさに暫定でございます、戻すのが当たり前の話であるろうと思ひますということを言つていらつしやるわけでありまして、また平成十四年、塩じいのニッ

クネームで親しまれてゐる塩川大蔵大臣は、税で暫定という考え方は、税にはなじまない言葉だと思ふんですよというふうな御答弁をされているわけでございますけれども、この暫定というものに関して、林また塩川両先輩大臣も、それに対してある意味では疑問符を呈しているわけでありまして、このまましばらく続けて、これから恒久的に続けていくことは前提ではないにしても、ずっと今まで続けてこられたことに関しては、ある意味このままでいいのかということも本人たちも言っているわけでありまして、これに対して額賀財務大臣はどういう御見解でありますでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 物事は、やっぱり税というものは国民の皆さん方から見ても単純明快で分かりやすく、そしてそれが負担してどの程度影響があるのか、そういうことがはっきりとされている方がいいことにはしたことがないというふうな、こう思ひます。しかし、暫定というものは、先輩の皆さん方が、税の在り方として正しいのかどうかといったときには、できるだけそういうことがない方がいい、なじまない、そういうことの話をしてきたということは一つの見識であると思つております。

しかし、いづれにしても、この歳入法案については国会の場で必ず議論をされ、国民にも説明をされ、その上で決定をされて今日の歴史を刻んできたということでございます。あるときは知恵を出して緊急の、緊急という場合だつて一年もあろうし五年もあろうし十年もある場合もあるかと思ひますけれども、そういう時の流れ、時の要請、あるいはまた国民のニーズにこたえてきた一つの考え方であつた。

これが同じものがいつまでもあつてもいいというのではないと思ひます。だから、今回我々は一つの大きなターニングポイントとしてこの道路特定財源についても一般財源化を図るといふ考え方で改正案を出させていただいておりますし、なおかつ、今度の国会審議の内容を見て、我々、福田総理も、政府・与党としても、与野党の間できつちりとこ

の問題について議論をして、そして将来の方向性を作り直そうじゃないかということの問題提起をしているわけでありますから、水戸委員も是非そういう視点に立つて与野党の協議の場に参加をして、そしてあるべき姿を目指して議論をしていただきたい。もちろん、与党としては、毎日毎日の政治の動きに責任を持つ立場から二十年度予算は通していただきたい、そして道路特定財源については、この秋の税制抜本改正時に廃止をして二十一年度から一般財源化を考へる、その際に、暫定税率の水準は是非維持してもらうことを前提に話合いをしたい、そういうことを呼び掛けているわけでございます。

○水戸将史君 だから議論かみ合わないんですね。

結局、出口の議論は確かにそれで、一般財源化ということとは、我々自身もそれはそうあるべきだということはずっと主張してきました。まず、その入り口の部分です。つまり、暫定という在り方がいかどうかということをもそもも論からこれはスタートしていかねければ、これからの税制改正に對しましてはなかなかこれは同じ協議の場に立てないということに今に至っているわけでありまして。

先日自民党の森先生もおっしゃったとおり、非常に今地方が混乱しているということで、地方にしろ寄せが寄っているんだから、やはり一年間は様子を見て、そして協議をして、そしてあるべき姿をこれ模索していったらいいかというような、本当に示唆に富んだ、ある意味では性善説に立った言い方で、本当にそれはそれとおりだと私も思っています。

しかし、その前提となる、いわゆるこの暫定税率がそのまま維持していいのかと、暫定という在り方がこれからも十年間続いているのかということのそもそも論に立った形で、やはりここから胸襟を開いて議論していくべきであるというふうに私も思っていますし、さきの我が党の答弁者、二人の委員がいっぱいいますけれども、大臣に勝

るとも劣らず名答弁をされているわけでありまして、本当に持つべきものは素晴らしい先輩だと私も思っておりますけれども、私ごときがほめても何の価値ありませんけれども、そういう形で、私自身はまず暫定という在り方、暫定税率というものに關して、これはやっぱり根本から本来的な意味に立ち返ってここからスタートしていくべきじゃないかと。

決して税論議には逃げない、何かしばらくというような言い方で、もうちょっともうちょっとという形でずっと続けてきたことに關して国民も非常に大なる不信と不満を持っていらつしやるわけでありますので、そういう形で、やはりまずここから議論をスタートしていくべきではないかと思うわけでありますけれども、大臣の御見解はどうでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 与野党の協議会においては、そういうことも含めて御議論をしていただければいいのではないかと考えております。恒久税として、新たな税としてきちっと整理をしていただければよろしいのではないかとこのように思っております。だから、そういうことも含めて議論をして展開をしていただきたいというふうに思います。

○水戸将史君 今の御答弁を申し上げさせていただけば、じゃもう一度申し上げます。

昭和四十九年の段階で恒久的にしようという話もあったんですが、余りにも情勢が不安定であるという時代背景があったと。それから、自動車重量税法なりガソリン税法なりというものを直していくというには、直すというのは本則のことです。よ、本則を直していくというには時期としてまだ妥当ではない、適當ではないということ。まあ、いずれかはこういうこともやる必要があるんじゃないかということをご示唆しているんですね。

ですから、今大臣の御答弁では、いわゆる暫定税率の在り方についても話し合ったらどうだということとは、それは大臣御自身が暫定税率を見直す

廃止も視野に入れて話し合ってもいいということをお認めになつていらつしやるんですね。か、お認めになつていらつしやるんですね。

○国務大臣(額賀福志郎君) 私が言っているのは暫定という文字について言っているんであります。水準については、当初から環境問題とか財政事情だとか、それから道路もまだ造つていかなければならないところもあると。しかも、なおかつ、道路についてはこれまでも議論をされてきたけれども、これからは修繕だとか維持費なんかにも相当掛かってくることもなるわけでありますから、そういうことも含めて総合的にいろいろ議論をしていただきたい。抜本税制改革時という問題は、そういう道路財源だけではなくて社会保障の問題をどうするかとか、あるいはまた法人税とか消費税だとかそういうことも含めて総合的に議論をしていただくことが時代の要請であらうということだと思っております。

水準については、私は水準を維持する形で考えてほしいというのが私どもの考え方であり、政府・与党の考え方であります。

○水戸将史君 確かに大臣おっしゃるように、財源のな手当てをどうするかという話になって、その維持はある程度維持してもらいたいというお気持ちはよく分かります。しかし、やはり議論をする上では、それありきではなく、もちろんいろいろな形で財源的な捻出は必要でありますし、それをまず責任ある立場として考えていくことは当然であります。ですから、それは当然議論の中の中核ではありますけれども、しかし暫定というものの在り方については、そろそろこういう文言を使うのをやめて、そして我々自身も言っているわけですから、民主党だって暫定というやり方はもう根本を見直そうじゃないか。

しかし、ガソリン税、自動車関連諸税ですね、含めてこれはその取得の段階とか保有する段階、それを利用する、走行する段階についてやはり抜本的に、受益者負担もありますけれども、環境に

ある程度配慮したということも含めて総合的に見直していこうじゃないかと。そういう中において税の在り方、税率の在り方というものはやはりこれは話し合っていくべきでないかと言っているわけでありますので、是非そういうことを踏まえて、また政府・与党側も真摯な御対応をさせていただくことを強く私からも望んでいきたいと思っております。

じゃ、話題を変えて、次は租税特別措置法に關連して何点か御質問をさせていただきたいと思っております。

これは今回の三月三十一日で期限が切れてしまつていゝもの数多くありますし、またつなぎ法案として継続という新たな形でそれが施行されているものもあります。そういう中で、実質的に切れてしまつていゝ、三月三十一日の段階で一応終えんを迎えている、終了しているというものに關して、やはり今後どうなっていくのかという、これは当然現場というかそれがある意味実質的に処理をしていこうという会社、法人の企業会計においても非常に大きな関心事であることは言うまでもないことであります。

四月に決算迎える法人も実に全国で二十万社以上あります。また五月決算法人についても二十万社以上あるということでございまして、このうした決算を迎える会社や法人が、今後この切れた状態でこれがずっとというかしばらく、まさしくしばらく続いていくならば、どういう処理をしていけばいいのかということとは、当然その現場現場において戸惑つていゝことは予測されるわけでありまして、いわゆるひとつ今切れていゝということとを前提としながらいゝ形で御質問をしていゝかと思つております。

まず、これは政府側でもいゝんですけれども、三月末で切れてしまつていゝ租税特別法の中で、例えば四月決算を迎える法人について、その決算処理上従来の租税特別措置法が適用される、それはどんな措置法がありますでしょうか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

今御指摘の從來どおり会計処理ができるものというところでございますが、これは改正前の現行の法律の適用を受けるものという趣旨でございます。今、今の現行法においてその適用期限が平成二十年三月三十一日までの間に開始する事業年度、つまり開始ベースでその措置が適用になるというふうに条文中規定されているものにつきまして、四月決算法人を含めまして既に三月三十一日以前にその事業年度が開始しているもの、それらの法人はすべて現行の規定の適用がされることになります。

具体的に、三月三十日で適用期限が到来するという租特のうち、規定ぶりとしてこうした開始事業年度ベースになっておりますものは、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除、それから交際費等の損金不算入、退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止、それから、現行まだ期限到来前ということで、経営革新計画を実施している中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用の五種類がございます。

○水戸将史君 御答弁ありがとうございました。
五種類、いわゆるもう既に切れた租税特別措置法
が四月決算法人にも適用されるというものは五種
類あるというような御説明をいただきました。

これは一般論でいいんですけれども、いわゆる、飯に五月以降というか四月決算法人を迎えた以降、この租税特別措置法が可決成立をして施行になつた段階で、この四月、切れたこの一か月間、五月からスタートしたということを仮定した場合、これが四月からという形で遡及できるかどうかという、租税特別措置法が要するに一月さかかのほつて遡及できるか否かについて、過去のいろんな事例に照らして、制度上、技術上それは可能でしょうか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

今御審議いただいております政府提出の税制改

一般論として申し上げますと、この法律が仮に成立いたしましたして今後公布されるという場合におきましては、四月一日の施行という規定が生きておりますので、原則としてこの法律自体は四月一日までさかのぼって、四月一日から適用されるということになると考えております。ただし、不利益な規定、不利益不遡及という原則がございますので、その不利益な規定については基本的に公布日以降に適用されると、こういう関係になると思います。

過去におきまして、実際の施行日とそれから法律が公布された日がずれておる場合もございますが、そうした過去の例におきましてもそういう考え方で整理されております。

○水戸樺史君　今の御答弁の中にもございましたように、不利益不遡及の原則、いわゆる納税者が不利益になることに關してはさかのぼることができない、さかのぼってはいけないということを一つの基本的な方針としてこの税制が組み立てられているわけでありまして、そういう中で、例えば昨今でも、いわゆる土地の譲渡損失を他の所得と損益清算できるかということに關しまして、非常に、これがその年度途中で成立したにもかかわらず一月一日から取引がされているものに関しまして、その法施行前に、法がそこで公布される前に取引

されたものに関しまして、これは不利益不遡及に当たらないということで、つまり所得税法は暦年主義でありますから、十二月三十一日時点で納税義務が発生をしているということを一つの前提として組み立てられているものであるから、いわゆる法が施行される前においても、一月一日からの取引に関しても不利益不遡及ではないという話をしていくわけであります。これは僕は大いなる問題だと思っておりますけれども。

しかし、じゃ、ちよつと視点を變えて申し上げ
ますが、今までの説明でもあったとおり、確認の

意味も込めて申し上げますけれども、例えば揮発油税、これは政府案では平成三十年三月三十一日までという、いわゆる終わりの期間が決められているわけですね。ですから、今ちょうど切れている状況でありますけれども、仮にこれが通った場合、平成三十年三月三十一日までということになるわけでございまして、つまり、この切れている段階に關しましてはいわゆる一つの施行期間に含まれてくることも読み取れるわけでありますけれども、仮に暫定税率が復活した場合、このいわゆる増税を四月に遡及し、納税者を捕捉して税を課すことができるかどうかに関しましてはいかがでしょうか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

まさに先生の御指摘の不利益不遑及に当たるか
当たらないう判断は納税義務の発生の時期
とリンクしております。

揮発油税の場合は庫出税でございますので、製造場から移出される段階で納税義務が発生する。その発生日がたとえ四月一日以後であっても、その法律の成立がそれよりも遅れている場合はその間にはもや遡及はできない。納税義務が既に確定しておるということで、増税になるような規定は適用にならないというふうに考えております。

あくまでも、それぞれの納税義務の発生時点がいつかということで判断をしていくということだと思います。

○水戸将史君 明快な御答弁をいただきました。

納税義務が発生した段階に照らしてそれが妥当かどうかということ判断するというお話でございましたが、これ一般論でいんですけども、例えば、じゃ、いわゆる租税特別措置法が切れている段階で税の還付金を受けることができたりとか、また軽減措置が、そこによって、逆に租税特別措置法が切れることによっていわゆるある意味そういうような軽減措置が与えられたりするというのは、納税者にとって利益になることに關してはこれは遡及することはできないと一般論として

も解釈してよろしいでしょうか。

○政府参考人（加藤治彦） 今御指摘の欠損金の繰戻し還付は、まさに納税義務の確定がした日より、その後で仮に法律が成立すれば遡及はできないと思っております。

そのほか、今回の提出法案の中では使途秘匿金の追加課税も、これも支出ベースで規定が行われておりますので、すべて公布日以降のものに適用になるということで、さかのぼることはできないと考えております。

○水戸将史君 はい、分かりました。今の御確認をさせていただいただけで結構であります。

いわゆる欠損金の繰戻し還付の不適用というのはそもそも租税特別措置法のものでありますし、また、秘匿金ですか、使途秘匿金の、それに對してのいわゆる課税をするというのがそもそもこの租税特別措置法の内容でありましたけれども、それが切れている状況では、仮にこれは五月以降通つたといつしても、この欠損金の繰戻し還付並びに秘匿金の損金不算入というのは適用されないということでございます。あつ、繰戻し還付の不適用と損金不算入というのは適用されない。

つまり、繰戻し金は、欠損金の繰戻しの、いわゆる税の還付は受けられるし、また秘匿金の損金算入に関しても、これはその期間は妥当である、それを受けられるということで、そういう整理をされているということについて、もう一度確認ですけれども、それでよろしいですね。

○政府参考人(加藤治彦君) 今御指摘の各項目については、私ども、そのように考えております。

いずれにいたしましても、各措置の具体的な適用関係につきましては今の考え方を基に、きちつとした形で法案成立、もしそういう状況になりましたら明確化を努力したいと思っております。

○水戸將史君　それでは大臣、総括として、これからのもちろんこれは議論の結果になりますでしょうけれども、今、一たび切れてしまっているというか、廃止になってしまっている租税特別措

置法を新たにこれを通すということに関して、いわゆる過及はできるかと。

いわゆる施行される前に、もう経過していますので、この四月、また五月、いずれ、どの日付になるか分かりませんけれども、こういう形になって過及できるかどうかについて今本場に現場では戸惑っているわけでありまして、そもそも減税措置を受けるのに多くの処理がありますよね、会計処理上いろいろな特別償却があったり準備金の積立てがあったりあるわけですね。こういうものに関して、仮に遅ればせながら通ったとした場合にそれ以前のものについて過及ができるかということについて、大臣から、やはりある程度現場を混乱させないような、安心できるようなメッセージをお答えいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 今、水戸委員がいろいろやり取りの中で明らかになつたわけでございますから、利益になることについては過及をしきちつと対応していく、不利益については過及はしないという原則に基づいて対応していくことが我々の立場であらうと思っております。

○水戸将史君 そういう形で、本場に現場が混乱しないと、もちろん、国会が混乱して余り人のことを言えませんが、そういう形では是非ある意味これは対応して、成立するならば、現場が混乱しないように速やかな措置をとっていただくことを強く要望したいと思っております。

それでは、三問目の質問に入りますけれども、個別な議論でございまして、いわゆるいろいろな特別措置法がありまして、今回もかなり多くのものが法案として出されているわけでありまして、しかも、今回の法案では出されておきませんが、しかしこれは前から国会でもしばしば取りだされた案件といたしまして、船舶の特別償却制度について何点か御質問しますので、真摯な御答弁をよろしくお願いしたいと思っております。

この制度は本場に古い、一番古い制度なんですね。これは昭和二十六年からございまして、道

路特定財源ができる三年前からこの制度はできておりまして、昭和二十六年からスタートいたしました。今に至るまで二十五回もこの租税特別措置法が延長というか、その都度その都度これは改正も含めて今に至っているわけでありまして、その当時、本場に戦後間もないころでございましたので、人手も不足していたんでしよう、その少ない船員で動かせる合理化船の導入を後押しすることとでこのいわゆる船舶の特別償却の制度が導入創設されたとき聞き及んでおります。

しかし、さばりながら、今に至るまで、いろいろな形でこうした目的というものが手を替え品を替へて言つと語弊があるでしょうか、そういう形で目的がその都度ころころと変わってきて、今に至るまでずっとこれ温存されてきた経過がありました。

それについて若干の疑問点を持ちながら御質問をしたいと思つたけれども、そもそもこの制度が何で、先ほど言つたように、その当時はいわゆる合理化船の導入を促進することを後押しをしていこうという名目でこれ制度が導入されたんですね。今に至つては、環境に配慮した船を多く導入していこうじゃないか、CO₂、NO_xをなるべく排出する、そんなエンジンを付けないような船に對してこの特別償却制度を、これを当て込んでいこうじゃないかという形で続けられてきているわけでありまして、なぜこの制度が現在に至るまでいろいろな理由付けをして温存されてきた、維持されてきたのかと、その最も大きな理由、根拠は何でありましようか、お答えいただきたいと思つております。

○政府参考人(大野裕夫君) お答え申し上げます。船舶の特別償却制度は、昭和二十六年に導入されました際は、当時の我が国経済の再建を図る観点から、各分野への積極的な設備投資を促進するということが求められていた中で創設されたものでございまして、

四面を海に囲まれた我が国におきまして、

外航海運は、輸出入の貨物の九九・七%の輸送を担う重要産業でございまして。また、内航海運は、国内貨物輸送の約四割、石油、セメント等、産業基礎物資につきましましては輸送の約八割を担う等、海運は、我が国経済、国民生活にとって不可欠な産業インフラとも言える産業でございまして。本税制は、このような海運の重要性にかんがみまして、それを維持発展させていくという観点から、先生も御指摘のような社会的要請の変化を踏まえた所要の見直しを行いつつ継続されてきたものと認識しております。

○水戸将史君 要は、今の御説明でも触れていただきましたけれども、いわゆるいろいろな理由付けをして名目を与えて、昭和二十六年から今に至るまでの間、いわゆる海運業界の維持発展のためにいわゆる特出しをして、そもそもこういう特別償却というのは、ある意味、税の公平性、中立性からちよつと外れる話であります、そういうことに關しても、やっぱり海運業界に對してスポットを当てて、その維持発展を図るためにこれに對して恩恵を与えていこうという、そういうお考えで導入されてきたと解してよろしいですか。

○政府参考人(大野裕夫君) 海運業界に對する特別な措置であることはおっしゃるとおりでございます。外航海運業界は、世界単一市場であります外航海運分野において大変に厳しい国際競争にさらされていく産業でございまして。一方、内航海運は中小零細事業者がほとんどであります中で、事業規模に比べて高価な船舶を必要とするという特殊性を有しております。事業の収益性の低さが原因で船舶の近代化や事業の近代化が遅れてまいつたという状況にございまして。

このような状況の中で、外内航問わず、海運事業者が安全で効率的かつ良質な輸送サービスを提供するという責務を果たすためには老朽船舶の代替建造を進めることが必要でございまして、そのインセンティブとしてこの特別償却制度によって支

援することが効果的と考えてきた次第でございま

す。○水戸将史君 確かに日本は島国でありますし、いろいろなものを海外から物資を輸入をする、また輸出をする、非常に大きな輸送手段としての船舶の在り方というのは本場に日本の国運を左右する大きなツールであると私も思っていますし、海運業界の維持発展に對して私もそれを願う一人でもあります。

今いみじくもインセンティブを与えていこうというところであります、この特別償却を導入して今までもずっと維持をしてこられたということでございますので、もちろんこれ一般論としていいんですけれども、その政策効果についてはある程度数字的なものを含めて把握をして、また客観的な事実に基づいてそれを公表すべきであると思つたけれども、そういうような私の考え方についてどう御見解でありますでしょうか。

○政府参考人(大野裕夫君) 政策効果につきましては、国土交通省として把握可能なものについては当然把握していく必要がございますし、その辺り、できる数字につきましては公表していくということも必要だろうというふうには考えております。

○水戸将史君 いろいろな形でもちろん把握をする、そういう努力をすることは当然でありますし、今言つたようにインセンティブを与えていこうという形で、どういう政策効果があつたのかということとは内外に示していくことは当然の責務でありますので、それをきつちりと数字としてお示しをしなければ非常に分かりづらいとか、そういう減税効果がどうであつたのか、それに対して海運業界がどれだけそれに、いわゆる維持発展にこの制度は寄与したかということについて、やはり一つ一つこれは具体的に説明をしていかなきゃならないと私も思っております。

それでは、まず直近で構いません、平成十八年度、平成十九年度、両年度だけで構いませんけれども、こうした適用対象となつた船舶に對して、どの程度の船があつてどの程度の減税効果であつた

のかについて数字的なものをお述べいただきたい
と思います。

○政府参考人(大野裕夫君) お答え申し上げます。

平成十九年度の減税見込額でございますけれども、これにつきましては約十一億円ということをお述べさせていただきます。業界のヒアリングに沿った数字でございます。また、船舶の特別償却でございますけれども、平成十五年度には合計で十五隻、平成十六年度には合計で十四隻、平成十七年度には十九隻というような形で適用実績があったということを業界団体ヒアリングに基づいて我々取りまとめております。

○水戸将史君 まあ時間がありませんので。十八年度はお手元がないでしょう。

いわゆる推計値、これはさきの衆議院の財金でもこのことでやり取りをした経過は私も知っておりますけれども、ここで細かくあだこうだ言うつもりはございません。あくまでも推計値でしか把握はできないということなんです。じゃその実績値はどうかということに関してはなかなかこれは把握をできないというか、把握をしようとしないうか、よく分かりませんけれども、この実態に関して政府はどういう御見識なんですか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

一般論として、租税特別措置の事業者ごとの適用実績につきましては、事業者が提出した確定申告書、またその添付書類の記載等から個別に把握し得るということは事実でございますが、それぞれの適用実績をすべて拾い上げて取りまとめるということにつきましては、数字の拾い出し、入力、これについて膨大な時間、費用、人員等が必要でございますので、現在これは行っていないところでございます。今、確定申告書の提出、二百八十万法人ございますので、これをすべて把握するというのがなかなか難しいところでございます。

いずれにいたしましても、今関係省庁からも御

答弁がありましたように、各適用実績についてはそれぞれ関係の団体のヒアリング等を通じて把握をお願いしております。

税法上の特別措置につきましては、これは法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいてこれを満たす納税者がひとしく適用を受けるということ、こういう制度を提供するということがまず税法上の役割だと思っております。実際の政策的効果については、それぞれ関係の政策目的に従った適切な把握ということが一番適当だと考えております。

○水戸将史君 一般論として技術的な話をされましたけれども、いわゆるヒアリングを国土交通省がして、その推計値を出したら、その結果を求めればいいじゃないですか。実際にそれが適用したかどうかということに関しては、その特別償却のいわゆる減税措置をその会社がとったのかということ、これをまず最初にヒアリングして取るというようにすることを聞くんでしょう、国土交通省が。そういうことを提供してもらいたいという形で推計値を出して、実際にそうしたヒアリングをした先がその年度末に特別償却を適用したかどうかと、それに対して申告したかどうかというのを後で聞けばいいじゃないですか。それがすべて網羅するということ、それが実態かどうかということとはまた別問題といたしまして、少なくともそれぐらいは、別に何百万データを一つ一つ調べろという話じゃありませんし、やはり一つのものとして、先ほど言ったように、海運業界に特出して特別償却をして、そしてそこに対して維持発展を図っていくというそういう思いがあるならば、やはりそれに対して、中立、公平性を逸しているものでありますから、そういうことに関して世間に広く一般に、内外問わず説明責任を持つのがしるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(大野裕夫君) お答え申し上げます。

大変申し訳ないことでありますけれども、特別

償却等の利用実績について報告を求めるという制度は、我が方で外航海運について規制をしております海上運送法上は設けておりません。したがって、その辺りがなかなか限界のあるところでございます。私どもとしましては、できるだけ範囲でやらせていただいているというところでございます。

それで、一方で、例えば国際船舶の登録免許税、固定資産税と、こういった軽減措置もあるわけでございますが、こちらにつきましては、私ども完全には実績を取れる制度になっておりますので実数を把握しておると、こういうものもございまして。

○水戸将史君 制度がない、制度がないといったら制度をつくればいいだけの話で、そんなに技術的に難しい話じゃないと思いますし、求めれば向こうもそんなに、義務ではないにしろ、どれだけやったのかという話で報告を求めれば、そんなに技術的に、機械的に難しい話じゃないと思います。是非これは、国税庁か国土交通省が分かります。是非これは、今後、この実績に対してはヒアリングをする、実績に対してはもうしたコメントを求めるということをやっていったらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

政府部内でそれぞれ政策目的に従った租税特別措置の創設等々の議論をする際に、各関係省庁におかれて、先ほど御説明申し上げましたように、ヒアリング等でこれらの政策効果等も含めていろいろ議論をさせていただいております。

私もそういったしましては、今先生御指摘のような適用実績につきましては、関係省庁のヒアリングを通じて適用実績の把握がなされるということについては望ましいことだと思っております。

○水戸将史君 望ましいということとは、これからやる意思があるということとで解してよろしいですか。

○政府参考人(加藤治彦君) 適用実績の把握につきましては、以前から御議論もございしますので、

私ども、いろんな形でどういう方策があるかというのを勉強しております。

ただ、いずれにいたしましても、それぞれ関係の業界のいろんな事情、関係省庁の状況もございまして、いわゆる政策官庁それぞれの御判断もあろうかと思っております。よくその辺は政府部内でも議論を続けたいと思っております。

○水戸将史君 議論ばかりしてもしょうがないんで、是非これを真摯に受け止めていただいて、そんな難しい話じゃありませんので、是非、来年度以降は実績もこの国会の答弁で明確にお答えできるような姿勢を見せていただきたいと思っております。

時間がもう過ぎてしまっています。いろいろと言いたいこともありましたけれども、いわゆるこの特別償却制度、いろんな制度がありますし、これからは私自身も追及をしていきたいと思っておりますけれども、やはりその政策目的にかなった形で海運業界の維持発展を図っていくということで、いろんな形でデータを取っていく必要があると思っております。

最後にお答えいただきたいんですが、やはり海運業界がこうした特別償却ばかりの制度があるんです、海運業界をある意味では維持発展していくという形での支援措置があるんです、この特別償却だけじゃありません。やっぱりそういうことで、具体的にその政策効果が海運業界の維持発展にどれだけ寄与しているのかということ、例えば重量ベースとか金額ベース、これだけ海運業界が伸びていると、これだけ海運業界が国際競争力付いているよということを具体的に示していくべきであると思っております。最後に具体的なデータがあればそれをお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(大野裕夫君) お答え申し上げます。

海運業界の発展というのがこういった税の特別措置を背景にいたしまして順調に進んできたということが一つのお答えになるかと思っております。

れども、今後そういったことについてできる限り具体的な数字を出して御答弁できるように、きちっと数字を把握してまいりよう努力をしてまいりたいと考えております。

○水戸将史君 これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫でございます。今日はよろしくお願いしたいと思います。

まずはG7に出席されました額賀財務大臣、そして日銀の白川総裁、本当にお疲れさまでございました。今日はG7の内容等を含めてお伺いしたいというふうに思っております。

まず冒頭なんですけれども、白川総裁は非常に運のいい方だというふうに思っております。短期間の間に副総裁、総裁という形で、これだけ一気に駆け上った人はなかなかいないのかなという感じしております。運がいいというのは私は大変重要なことだというふうに思っております。というのは、日本の金融行政、ひいては世界のこういった金融、為替、そういったものを、経済の命運を握っている方でございますから、この運の良さというのは非常に重要なことだというふうに思っております。これから日本がいい運勢の方に導いていただきたいというふうに思います。

まず最初に、白川総裁、就任されたに当たっての御感想を一言まず冒頭お聞かせいただければというふうに思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

私、三月二十日に副総裁の辞令を拝命いたしました。それから総裁の代行、それから今回回らずも総裁という職責いただきまして、大変緊張いたしております。決して運がいいというふうに思っているわけではありませんが、物価の安定とそれから信用秩序の維持という使命を達成する強い責任を感じておりまして、その責任を全うするため今しっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 ちょっと本題に入らせていただきます。

G7ではいろんなサブプライムローンが主な議題として議論されたやに報道では何っているんですが、今回のサブプライムローンの被害額というのはIMFの調査だと百兆円ぐらいになっているということ、これまでにない規模の、国際的に見ても影響力の大きい大問題だというふうに思っておりますけれども、G7の声明を見てみますと、やや具体的な内容が少なかったのかなという印象を受けております。日本のマーケットなんかもそういったことを反映して、昨日は株価もまた更に下がったりしております。具体的な公的資金の投入とか協調利下げのいろんな確認とか、そういったものが本当に行われなかったのかどうか、その辺の中身についてまずお伺いしたいというふうに思っております。

○参考人(白川方明君) 今回のG7には額賀大臣とともに出席させていただきました。G7では、世界経済はエマージング諸国の高成長に引っぱられる形で、減速しながらも全体としては成長を続ける可能性が高いこと、それと同時に、米国の経済の停滞や国際金融市場の動揺、国際商品市況の高騰を背景としたインフレ圧力の高まりなど、世界経済の不透明感が高まっているという認識がまず共有されたというふうに思います。

こうした下で、対応でございますけれども、まず各国は、物価の安定と経済の持続的な成長そして金融システムの円滑な機能を確保するために、それぞれの実情に応じて、個別にあるいは共同して適切な措置を講じていくことを確認したわけでございます。各国が必ずしも同じ措置をとることが大事というわけではなくて、それぞれの国のマクロの経済状況に応じて適切な金融政策、財政政策を取っていくということで、そういう線に沿って今各国が対応を取っているというところがございます。それから、本当に共同してアクションが必要な分野、例えばそんなことで主要国の中央銀行は共同して流動性供給の措置をとりましたけれども、そうした措置を共同してとっているということだと思えます。

目先どういうふうに対応するかということももちろん大事でございますけれども、これからこういう金融システムの安定を確保していくためにどういう施策が必要かということについても真剣な議論が行われました。今般、ファイナンス・スタビリティ・フォーラム、これは金融安定化フォーラムといまして、アジアの金融危機の後につくられた組織でございます。主要国の財務省、中央銀行、銀行監督当局、そして国際機関が集まりまして、どうすれば金融システムの安定が確保できるかということをずっと議論しておりますけれども、今回このフォーラムが報告書を公表いたしました。この報告書は、実はかなり細かい内容、専門的な内容がたくさん織り込んでおりますのでなかなかそしゃくされにくい面がございますけれども、当面の金融危機それから将来の金融危機のことを意識した大変重要な施策がたくさん入っております。この施策をそれぞれ時限を区切ってしっかりと実行していくことが確認されました。

そういう意味で、先ほど議員御指摘のような新聞報道もございまして、G7に集まった当局はしっかりと金融システムの安定に向けて取り組んでいくということを確認したというふうに私自身は認識しております。

○富岡由紀夫君 金融システムの安定の具体的な中身がいまいちよく分からないというのが私のちょっと先ほど質問した内容なんですけれども、具体的に日本はじゃどうしたらいのか、世界各国で協調してやること、あとそれぞれの国の事情に応じてやる対応というのがあるというふうにお話がありましたけれども、日本の場合はどういう対応をするべきだというふうに思っているというふうに聞かれました。最初は、当初サブプライムローンの影響は日本は限定的だというお話でしたけれども、次から次へと被害額が拡大していく、決算発表のたびにそれが増えていくという状況は非常に好ましい状況じゃないというふうに思えますけれども、日本の中においてはどういう対応を

具体的に取るのか、お伺いしたいというふうに思っています。

○参考人(白川方明君) まず、サブプライムローン問題に端を発します損失でございますけれども、委員御指摘のとおり、日本の金融界も去年の夏以降、逐次その損失の額が増えてはおりますけれども、しかし、それでもこうした商品に対する投資額が少なかったことを反映しまして海外の金融界に比べますと日本の金融界の損失額は非常に少ないというのは、現在でもその姿は変わっておりません。ただ、いずれにせよ、その損失が拡大したことは事実でございます。

当局の対応ですけれども、まず中央銀行の対応として最も大事なことは金融市場の混乱を防ぐということでありまして。この点、日本銀行は、九七年、八年以降の金融危機の経験を経て、実は流動性供給という面では非常に手厚い措置を現に講じております。新聞の上では、今回FRBとか欧州中央銀行が新たに導入した措置についてよく報道されているのですけれども、日本銀行は実はそういう措置をもうかなり前からやっているというところで、非常にきめ細かい措置をとっております。そのこともありまして、元々金融機関の損失の額が少ないこと、加えて、日本銀行による流動性供給の面で非常に手厚い措置、きめ細かい措置をとっていることもありまして混乱が生じていないというふうに認識しております。

私としては、この金融市場の安定を今後とも維持していくことがまずすべての出発点だというふうに思っております。

あと、不良債権の金額について適切に評価をしていくということ、これはもちろん大事でございます。この点では、今回の金融安定化フォーラムに書かれているような提言も含めて、日本の金融機関も着実に実行していくことが今後求められていくというふうに思っております。ただ、現状、今直ちに日本の金融機関がこの面で何か不足しているというふうには考えてはおりません。

○富岡由紀夫君 今、先ほど物価の安定も確認さ

れたということなんですけれども、日本の国内において考えてみますと、原油高、食料の高騰によって様々な我々の食料品、生活必需品が値上がりしております。エネルギーの電気、ガスの値上がりもそうですし、唯一救われているのはガソリン税が下がったと、ガソリンが下がったというだけなんですけれども、その他の生活物資はほとんど値上げがされていると、これから更にまた上がる可能性が非常に強くなっております。

三月、日銀の会議の中で利下げも検討されたという報道も出ておりましたが、今資金の供給は十分やれていると、すくなくとも利下げは更なるその検討の対象になっていないのかとお伺いしたいと思っております。元々、今は金利状況低いの利下げの効果はそんな大したことないというのはいさうかもしれないんですけれども、ただ、そういう姿勢を示すことが私は重要なかなというふうに思っておりますので、そういった日銀の、何というんですか、日本経済を立て直すんだと、サブプライムローンの不安を払拭するんだと、そういった強い姿勢を示す意味でもそういったことを打ち出してもいいのかなというふうに思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。まず最初に、日本の景気の現状それから先行きをどういうふうに見ているかということから申し上げたいというふうに思います。

足下の景気を見ますと、エネルギー、原材料高の影響などから減速しております。足下、例えば生産は横ばいでございますし、それからエネルギー、原料燃料価格の高騰から企業収益など所得形成が今足下が弱くなっているということでございます。ただ、先行きについて見ますと、確かに当面減速が続くというふうに見ておりますけれども、その後は日本の潜在成長率並みの緩やかな成長経路をたどる可能性が相対的には高いというふうに見ております。

少し具体的に申し上げますと、輸出は確かにアメリカ向けは減少しておりますけれども、エマー

ジング諸国向けあるいは資源国向けなど幅広い地域に向けて高い伸びで続いておりまして、全体としてはこれは堅調が続いております。生産につきましても、出荷と在庫がおおむねバランスしておりますので、この在庫調整が進んで生産が大きくなり落ち込んでいくというふうな局面ではないというふうに見ておりますし、それから企業は設備、人員などの面で過剰を抱えておりませんし、それから金融システムの面でも健全性が高いというふうに思っております。したがって、外的なショックが加わってそれが原因となって景気が大きく落ち込んでいくという局面ではないと思っております。

そうなりますと、大事なことは、先ほど申し上げたようにまず金融市場の安定性をしっかりと維持していくということでありまして、この点で今海外の中央銀行は非常に苦勞をしているということでございますけれども、幸い日本は金融市場が安定しているということでございます。

それから、金利政策ということでございますけれども、私も、景気の先行きについては、標準的な経済の姿、それから上下両方向のリスク要因を注意深く丹念に点検しながら金融政策を運営していくというスタンスでございます。先般四月の決定会合でもそうしたスタンスを確認したというところでございます。

○富岡由紀夫君 今、いろんな景気状況とか日銀のスタンスについてお話しいただきましたけれども、外需に依存しているけれども、外的なショックにはそんなに影響ないというふうなお話でしたんですけれども、例えば外需に依存している一番影響が大きかったのは日本の株価だと思っております。外国人の所有比率が三割ぐらいですか、東証の、売買高は六割から七割外国人投資家が占めているという状況で、海外のいろんな、外国の方で、外国人投資家がいろんな影響があると一気に日本の株式市場から引いてしまうというふうなことで非常に外的影響が大きかったというふうな思っております。去年一年間で二七・五%ですか、日経平均が下がったというところで、まだ四月になって

も昨日のようにまた下がりが続いているといった状況を考えると、余り外資ばかりに頼っているというやり方、あと経済にしても外需、輸出だけに頼っているやり方、これはどうなんだろうかな、私は少し転換を図る必要があるのかなと思っております。

やはり力強い、足腰のしっかりした内需、個人消費、そういったものに目を向けるような政策に転換しないといけないのかなというふうな思っておりますけれども、その辺の外資頼み、外需頼みからの転換についてどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えします。経済が持続的に成長するためには内需がしっかりと拡大していくことが大事であるという点は全く御指摘のとおりだと思っております。そのことを申し上げた上でなんですけれども、経済のグローバル化が進行してまいりますと、内需、外需の区別自体も実は余りはつきりしなくなってくる面が出てまいります。

と申しますのは、確かに輸出はこれは外需でございますし、それから例えば設備投資とかは内需でございます。しかし、設備投資が増えっていくという状況は、世界経済全体が拡大をしていく、特に今の場合でございますと、エマージング諸国で経済が成長していくというところを見越しているような投資を行っているというところでございます。

そういう意味で、必ずしも需要項目上、内需と分類されるものの外需と分類されるものが截然と分かれるわけではなくて、結局、世界経済の中で日本の経済もあるという現実にだんだん入ってきているというふうな思っています。

次に、株式でございますけれども、確かに株式市場は外人投資家のウェイトが高いというのは御指摘のとおりでございます。ただ、これは実は、世界中、今株式市場において資金が相互に行き交うという状況になっております。各国若干のあやがございますけれども、株式市場に上場している企業というのは基本的にはグローバルに活躍して

いる企業が中心でございます。したがって、そこでの株価の動きも基本的には国際的に連動するという傾向をますます今強めております。

したがって、株式市場において現実に資本が動くということはこれはもう現実の問題として受け止めて、その上で日本としては、繰り返しになりますが、物価安定の下で持続的に経済が成長していくように、金融政策面それから流動性供給の面でしっかりと対応していくということが日本銀行に求められた対応であるというふうな思っております。

○富岡由紀夫君 日銀総裁にはもっと質問したいんですけれども、これから今提案されている法案について質問したいという点から、最後の質問なんですけれども、日銀総裁人事で非常にわたたしてございまして、まだ副総裁の席と審議委員の席が二つ空いているということなんです。それからどういった提案がされるのかまだ分からないんですけれども、日銀総裁とか副総裁の中に財務省出身の人というのは本当に必要なんですか。私は日銀プロパーの人を充てるべきだと思っておりますけれども、日銀プロパーの中でも優秀な人はたくさんいるというふうな思っているんですが、そういう、日銀の総裁、副総裁の中に財務省出身の人がいなくちゃ日銀はもたないんだという御見解なのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○参考人(白川方明君) 日本銀行の総裁それから副総裁の人事は、これは政府、国会において決めるものであります。私としては、日本銀行の総裁、副総裁にふさわしい人を政府、国会の場で任命していただきたいという気持ちに尽きております。

○富岡由紀夫君 うまくかわしていただきましてありがとうございます。

総裁については、ちょっといろいろとお忙しいようなんで、これで質問は結構でございます。

○委員長(峰崎直樹君) 白川総裁、これで結構でございます。どうぞ御退出ください。

○富岡由紀夫君 大臣にお伺いしたいと思

ていくわけでございますから、そういうマネジ

さん方におかれても、特に民主党におかれま

けない場合でもやるのかというお話でござ

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

今日、新聞を見ますと、今日の日銀総裁の人事に

に認議をしていくところでありま

意見を上上げておいたことを聞いておりまし

思いますが、その意味では、修正協議に

ら余ったところの千数百億円を道路関係予算に使ったというだけで、六兆円のうちのわずか一部をやったということであって、我々が期待してたものとは全く違うわけなんですね。ですから、いつまでたつても、今度も骨太の方針に入れるというところでお話ありますけれども、私はいつもこれは骨太の方針になってしまっているというふうには思っております。今回もだから、骨太に入れればいいというものの種類じゃないんだと私は思っております。

それと、今回、政府・与党の合意がされましたけれども、これも解釈次第でどうにもなるような内容だというふうには思っております。骨太の方針であった聖域なき構造改革というか、一般財源化もそうなんですけれども、解釈次第でどうにも理解できるような内容というのはもうやめていただきたいと思います。ここに書いてあるけど一般財源化したじゃないかというふうに胸張って言われますけれども、それはもう六兆円のうちのわずか千数百億円、それだけやってちゃんと書いてあるとおりやったというふうに言われたんじゃ、これはもうだまし討ち以外何物でもないと思っております。

今回の政府・与党合意もこのだまし討ち、だまされるような内容がたくさんあるというふうには思っております。例えば必要とされる道路は確実に整備するって、これは何ですか。道路族が必要とされる道路は完全に整備するという、そういうふうにも取れるし、どういうことなのか。私は、これは解釈がいかにようにもできるということが大変問題だというふうに思っております。こういう書きぶりいかんによつて幾らにでも解釈できるようなやり方というのは、いかげんもうやめていただきたいというふうに思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) ですから、この問題については、先ほど来話がありますように小泉政権、安倍政権、そして福田政権と、こう続いてきたわけでありまして、福田政権はだから、今おつ

しゃるような二千億円の一般財源化を図る改正案を出さしていただいたわけでありまして、この審議の過程で、さつき言ったように、道路、二十一年度からは一般財源化を図るという大胆な提案をした前提があるわけでありまして、その上に立つて大きな方向転換が図れるチャンスであるというふうには思います。是非、与野党の間で話し合いをしていただきたいと思います。しかも、なおかつ税制抜本改正時と併せてやっていきたいというところでありまして、それは今まで民主党の皆さん方も所得税だとか法人税だとか消費税のことも言及されているわけでありまして、こういう席でちようちようは話し議論をして国民の期待にこたえていただきたいと思います。日本の国自体も、こういう国際社会の中で国民生活、高齢化社会をどうするか、あるいは国際競争の中でどうしていくのかということを問われているわけでありまして、大いにひとつ議論をして建設的な結論を出していただきたいと思います。

○富岡由紀夫君 税制の見直しを抜本的に行うというのはいちばん大賛成なんですけれども、今回の政府・与党合意の中にも書いてあるんですけれども、一般財源化するに当たって、まず地方財政や国民生活の混乱を回避するために〇八年度歳入法案等を一日も早く成立させる、それを前提として書いてあります。これ、まず前提が法案の成立ありきなんです。秋に税の抜本見直しをするのであれば、暫定税率の引上げも一年間にしておけばいいんじゃないですか。何でそれを十年間、強行採決してやるということをする前提にしているんですか。そこがどうも理解できない。

あと、道路財源の特例法についてもそうですね。一般財源化を認めない。特定財源を認める法案もこれ今後十年間義務付ける法案をまず成立させることを前提として議論しようという、この辺がどうも理解できない、まただまされちゃうんじゃないかという気がしてしょうがないんです。我々が本当に信用できる段階とはどこまでかというところ、それを一年間にするのであればまだしも、

十年間取りあえず暫定税率は延ばしていく、特定財源も十年間延ばしていく、それで秋にもう一回見直ししようといつても、まただまされちゃうんじゃないかという感じがしてしょうがないんです。

ここまで正式に、本当に政府・与党と党内が、政府と与党がしっかりと確実なものということを示したいというのであれば、法案を修正して暫定税率の延長期間も一年、特定財源の延長期間も一年、そういうふうに変更したらどうですか、それはできないんですか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 例えば、今度の政府・与党の考え方、それからその前に提案、提示された福田総理の考え方は、この与野党の協議の中でそういう中期計画についてもちよつと考えてみましょうよと、それから一般財源化になった場合の使い方についても考えてみましょうよと。それは民主党が、国会の場で議論した際に、新しい交通量の推計に基づいてそういう中期計画は考え直してみようじゃないかというようにここに込めているわけがございますよ。

一方で、富岡委員、だまされた、だまされたと言っておりますけれども、これは真剣にお互いに議論をした結果こういう形になってきたんだけれども、今や政治の模様というのとは変わっているわけですね。衆議院は我々が多数持っているけれども、参議院は皆さんの方が多数持っているわけでありまして、被害者意識というよりも、やっぱり責任感を持って、それで主導権は自分たちが持っているという形で建設的な立場で臨んでいただくことがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そうすればいい意見のやり取りができるんじゃないか、そういうふうに思います。

○富岡由紀夫君 我々もだまされているんですけれども、一番だまされている被害者は国民なんです。国民がだまされている。だから、国民がだまされないように、まず我々がだまされないようにしないといけない。そのためには暫定税率を十年間延長するようなのを前提とした話合

い、これには乗るべきでないというふうに私は当然思うべきだと思っております。

あと、一般道路財源だつて来年から一般財源化すると言いながら、十年間義務付ける法案をまず通してくださいよと、それはもうまただまされちゃうかもしれないと、国民はだまされるかもしれない。だから、我々は責任ある、参議院では第一党になってますから、そこは絶対だまされちゃいけない、そこだけは絶対死守しないといけない、そういう考えになるのは当然だということに思いますけれども、どうなんですか、そこは改めるお気持ちはないんですか。

この政府・与党合意を見ると、暫定税率と財源特例法は十年間延長すると、それありきでないとこの話は全部進まないのかというところを是非改めてお伺いしたいと思います。修正するお気持ちは全くないのか、それを前提ですべて成り立っているのか、お伺いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(額賀福志郎君) 暫定税率じゃなくて、中期計画の話でしたか、今……

○富岡由紀夫君 暫定税率。

○国務大臣(額賀福志郎君) 暫定税率の話。暫定税率については、これはもう委員も御承知のとおり様々な分野から税率の水準は維持させていただきたいと、そういう中で議論をしてもええなにかという話をしていくわけがあります。

それから、二十年度の予算については、国民生活への影響とか国民経済活動への影響とかそういうことを総合的に考えて、是非一日も早く成立をさせていたいただきたい。その上に立つて二十一年度からの一般財源化の話をする。しかも、なおかつ、政府・与党でもその話合いの場で建設的な意見があれば協議はしたいと、二十年度予算についても建設的な提案があれば協議はしたいということも言っているわけでございますから、暫定税率を引き下げるとかそういうことは難しいけれども、使い方については協議しましょうということになっているわけでございますので、話合いに応じていただくことが我々の望みであると、希望で

あると。

国民の皆さん方は、マスコミの報道だとテレビで総理はこう語っている、あるいはまた国交大臣がこう語っている、あるいは私がこう語っているという事は証拠として残っているわけでございますから、国民の皆さん方に我々がうそをついていくようなことはあり得ないわけでございます。そこは是非御理解をいただきたいと思ひます。

○富岡由紀夫君 何度もそういうふうな私どもがつかりしているから申し上げているわけでございます。是非、暫定税率は財源特例法が変われば暫定税率なんかは当然必然的に変わるわけだから私はいいと思うんですけれども、是非この使途、特定財源を要する道路特定財源の特例法、これは一年にしてくださいよ。そうしないと議論が進まないと思ひます。それをできれば民主党も恐らく大部分の人は信じるんじゃないかというふう

に思うんです。道路特定財源の特例法、これをまづ一年に変えて、十年間じゃなくて一年にしてくださいと。その時点でもう一年限りですと、あとはもう一般財源化ですよという、示す、これが一番最たる、最もいい、何というんですか、証明になると私は思っております。

その辺は是非やっていただきたいと思うんですけれども、改めてもう一度そこだけお伺いしたいと思ひます。特例法を十年を一年にするのかしないのか、する気がありますかとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) これは、与党の提案の中、福田総理の提案の中に中期計画十年ということについてはそれは五か年ぐらい短縮してもいい、そういう話合いもしましょうと。道路というのは元々時間の掛かる問題であるということはもう富岡委員もよく御承知のとおりでしょう、群馬県出身であるならば、それは、今北関東横断道路というのを造っていますよね、私の選挙区まで来るわけけれども、これはもう何十年掛かっていますか、当初から考えるともう二十年以上掛かっていますね。だから、そういうふうな物すごい時

間が掛かるわけですよ。

そういう意味では、やっぱりその中で五年なら五年の計画を立てれば五年間安定した財源も考えなければならぬ、十年の計画を立てれば、じゃ、その安定した財源をどう確保するのかということも考えなければならぬ。そういうことも議論をしましょうということも言っているわけですから、何も物すごくハードルを高くして話をしているわけじゃないと思つて、ハードルを低くして民主党の皆さん方に話合いの場に臨んでいただくような形に私はなっていると思つていますけれども、是非御理解をいただきたいと思ひます。

○富岡由紀夫君 もうこのところは平行線と理解させていただく以外にないというふうな思つております。もうこれは議論しても平行線のままなんでしょうがないというふうに思ひますが、次のところに行きたいと思ひますけれども、

四月一日からガソリン税が下がりましたけれども、この暫定税率引下げによる税収不足の対応はどういうふうな具体的にされるんでしょうか。今日までの分は少なくとも税収が入ってきていないわけですから、その辺をどういうふうな考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思ひます。対応について、措置についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) 先ほど来からお話をしておりますように、一日、国で四十億、地方で二十億円の歳入不足が生じているわけでありまして、まず一日も早くこの法案を成立をさせていただくことが最上の対策であるというふうに思っております。

それから具体的には、じゃどういうふうに対応するのかということでありましてけれども、今言つたように毎日毎日歳入不足が続いているわけでありましてけれども、具体的にどれくらい歳入不足になったのかというところが明らかになつてから対応してもいいわけでございますので、今は我々は全力を注いでこの法案の、歳入法案の成立を早くしていただくことが最大の対策であるというふうな思っております。

○富岡由紀夫君 具体的な歳入不足の金額が出るまでは対応しないというお考えですか。この政府・与党の合意だとこれちゃんと書いてあるんじゃないですか、これ。ちゃんと書いたものも手当てをするというのは書いてある。その辺は具体的な数字が見えてこないというやらないと、それまではやらないということではよろしいんですか。

○国務大臣(額賀福志郎君) それは、地方の問題については国が責任を持つて措置を考えていきたいと、今後相談をしながら考えていきたいという形でその政府・与党の中の合意になつていっていると思っております。

○富岡由紀夫君 ちょっとはっきりお話しただけなので残念なんですけれども、暫定税率が引上げを三分の二で強行採決も辞さないというお考えが前提として書かれているんですけれども、それができなかったケースというのは想定しなくてよろしいんですか。財務省としては歳入欠陥が、歳入不足が生じるようなケース、これもいろいろシミュレーションしておく必要があると思つておられます。そういうケースというのは財務省として考えておかないのか、それとも考えてあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) 富岡委員の今質問している姿とかその質問の中身を見ると、余り長くこういうことをおいておいてはいけないなという感じを受け取っております。だから、一日も早く法案の処置ができるのではないかとこのことを期待しております。また、国民もそれを望んでいるのではないかと思っております。

二兆六千億円の歳入欠陥として全く入つてこなくなつたようなものかということなんだと思ひますけれども、今の時点で我々はそのようなことを考えておりませんで、一日も早くこの歳入不足の日をできるだけ最小にしなければならぬというふうな思っております。

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げできれば一か月分の税収不足で済みますけれども、それができなかったケース、そういうシナリオも考えておく必要が私は当然必要だと思つております。今のお話だとまだ考えていないということですね。そういうことで、分かりました。

我々は、税収不足について財源は幾らでもあるという、これはもう再三私は何度も申し上げてきておりますけれども、二・六兆円、そもそも、元をただせば国債費二十兆円使っているわけですから、国の借金が五百兆円も六百兆円もある、国債だけでもあると、そこが私は最大の原因だと思つているんですけれども、それはもうさすがに今日はおいておきます。本日は公債特例のところでは時間があればもっとやりたいんですけれども。

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げ

できないと、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げられれば一か月分の税収不足で済みますけれども、それができなかったケース、そういうシナリオも考えておく必要が私は当然必要だと思つております。今のお話だとまだ考えていないということですね。そういうことで、分かりました。

我々は、税収不足について財源は幾らでもあるという、これはもう再三私は何度も申し上げてきておりますけれども、二・六兆円、そもそも、元をただせば国債費二十兆円使っているわけですから、国の借金が五百兆円も六百兆円もある、国債だけでもあると、そこが私は最大の原因だと思つているんですけれども、それはもうさすがに今日はおいておきます。本日は公債特例のところでは時間があればもっとやりたいんですけれども。

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げ

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げ

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げ

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げ

○富岡由紀夫君 考えておく必要があるんじゃないですかね。やっぱりいろんなリスクシナリオというか、そういうのはみんな取つておかないといけないと、こういう、こういう、ちゃんと暫定税率が引上げ

か。まずその辺をお伺いしたいというふうに思っております。

○国務大臣(額賀福志郎君) これは、この前も若干委員のいろんな御指摘があったわけでございまして、財政融資資金の金利変動リスクについては、御存じのように十九年度で郵貯、年金の預託払戻しが終了しております。その結果、財政債の発行額が大幅に減少しております。また一方で、長期の財政債の発行によって二十年度以降相当程度リスクは減少しているという事は考えられると思います。

一方で、他方、長期の財政債を発行するとしても、財政債の発行計画をする場合に当たっては、財政融資資金の資産負債管理上の観点のみならず、市場への影響等も考慮して国債発行計画全体の中で年限などが決まってくるわけでございまして。そうすると、貸付けと調達の各年度の償還額を完全に合わせていくという事はなかなか難しいわけでございますので、金利変動リスクが全くなくなってしまうという事はない、あり得ないというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 貸付けと要するに調達、今までは確かに年金とかいろんな郵貯の預託があったので、そこはコントロールできない部分があった、調達のところはコントロールできない部分がありましたけれども、これはもう基本的になくなるわけですね。これはもう財務省の方針に書いてあるわけですよ。これから二十年以降はそういうことはなくなるんだと、それで財政計画も極めて縮小していくんだということを明示しております。

自ら金利変動リスクはなくなるんだというふうに言っておきながら、一方でこの二十兆円も利息を置いておく、金利変動準備金を置いておくというのは全くおかしい問題であると思っております。十兆円は国債圧縮に使うという話ですけれども、それでもまだ残り十兆円残っておりますから、これは私は全く要らないんじゃないかというふうに思っております。ゼロにした方がいいと思いま

すよ。もし足りないときには、逆にそのF Bの枠、短期証券の枠を作っておいて対応するとか、当座貸越しの枠を作っておいて対応するとか、そういうことだつて必要だと、私は十分可能だと思っております。いつまでもお金を十兆円余りも残しておいて利息変動準備金として置いておく必要は全くないというふうに思っております。

今お話ありましたこれからの財政計画をお伺いしましたところ、そもそも今後、平成十九年度は融資額は九・四兆円、二十年度も九・四兆円。九兆円ぐらいしか財政機関への貸付けが発生しないわけですよ。ということは、財政債を発行するのも十兆円ぐらいなんです。十兆円の発行に對して何で金利変動準備金を十兆円残しておくのか、これが全く私は理解できないんです。十兆円しか財政に融資しないと。それに対する調達も十兆円しかない。で、金利変動準備金が何で十兆円置いておくのかと。

一、二%のぶれ、そんなことないと思いますよ。今回、だつて貸出期間に応じて調達も合わせられるわけですから。コントロールできるわけですから。金利リスクを自分たちでコントロールできるわけですから。それを、百歩譲つても、一、二%もしぶれたとしても、ぶれることはないと思います。たとしても十兆円の1%つていつたから幾らですか。一千億円で、年間。何で十兆円の金利変動準備金を置いておく必要があるのか、全く理解できない。この辺はどういうふうにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 財政の新規の貸付計画額は二十年度でおよそ九・四兆円となっております。財政融資特別会の資産残高は一方で二十年度末見込みで二百五兆円にもなっております。一方、金利変動準備金の水準については、財政融資特別会計の今後の収支状況についてシミュレーションを行った結果、特別会計の財務の健全性を確保する観点から準備率の上限は千分の五十とすることが適当であると、財政制度審議会財政分科会においてそういう

答申がなされたわけでありまして。したがって、今の段階で千分の五十から更に引き下げていくという事は考えておりません。

これは、確かに貸付けは九・四兆円ぐらいでありますけれども、一方で、ストックでいろいろ借り換えをしていったりしていくこともあるので、金利の変動がした場合に一応の準備はしておかなければならないということから、財政審議会ではこういう提言、提案をしていただいたのではないかと、いうふうに思います。

○富岡由紀夫君 昨日、財務省の方から財政債の償還計画等いろいろいただきました。それを見ると、これ全部コントロールできるんじゃないですか、これ。あと、貸付けの償還計画も全部分かっていくわけですよ。そこで何で金利変動リスクができるんですか、もう極力ゼロに抑えることできるんじゃないですか。だつて、財政債の償還の期間も分かっているし、年限ごとに金額も分かっている、貸付の回収のあれも全部分かっていて、入り払いが全部分かっていくわけですから、コントロール十分できるんじゃないですか。不確定要素ってほとんどないんじゃないですか。預託勝手にされる、年金の預託、郵貯の預託があるような状況とは全く今は違うんじゃないですかね。

そもそも、そういったことも含めて、新規の財政貸付けが九・四兆円で、財政債がもう二十年度は八兆円しか出さないという、規模がほとんどもうほとんど縮小していくわけですよ。これ財政改革の目的でもあるわけですから、規模を縮小していくということ。そうすると、十兆円というのは余りにも過大だと言わざるを得ないと思うんですけれども、これは見直すお考えはないんですか。人任せで、審議会の方に何か任せて、そこにもうほうりつ放しでよろしいんですか。自ら手を入れて考えるつもりはないんでしょうか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) その点については、財政融資資金においてこの資産、負債の管理に努めておるわけでございまして、調達と貸付

けの期間は、確かにそのミスマッチというのは縮小しているわけでございますが、仮に調達と貸付けの期間の縮小がどんどん狭まったとしても、貸付金の回収時期と公債の償還の時期のずれが残っているわけでございますから、借換え時の金利リスクは引き続き残っていると、これは先ほど申し上げたとおりでございまして、そういうことから、仮に調達と貸付けの期間のミスマッチが解消したとしても、引き続き金利変動に備えた準備金を保有する必要があるというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 借換えにおけるミスマッチが発生するという事なんですけれども、じゃ、それ、本当に十兆円必要なのか、是非示していただきたいと思ひます。どういうケースで、この貸付けの償還計画と財政債の償還計画のずれが起きますか、その間でも、その間でどういうミスが起きたらそういう十兆円の準備金が必要になるのか、そのケースを是非教えていただきたいと思ひます。後ほど、今すぐないでしようから、これは是非出していただくように要求したいと思ひます。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましては、後刻、理事会において協議いたします。

○富岡由紀夫君 いずれにいたしまして、行革推進法三十八条に書いてあるんですね、将来、財政債発行額を着実に縮減する、それに併せて償還計画も作成するというふうな書いてあるわけですよ。事業の見直しによって民間借入れへ誘導するという事で、この財政の機能自体を縮減するというふうになつていくわけですよ。そういうことからいって、明らかに十兆円は私は余っているお金だと、埋蔵金だというふうな思っております。これを使えば二兆円、二・六兆円、何年間、五年ぐらい、四、五年は過ごせるんじゃないですか。まあそれだけじゃないです。今の話は是非、今資料要求で申し上げたとおり、お願いしたいと思ひます。

あと、外為特会についても申し上げたいと思ひますけれども、これは積立金が十八年度末で十

五・六兆円でございます。これも財源として十分使えるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) これも国会で何回か取り上げられてきたものでございますけれども、この外為特会の積立金というのは、委員も御承知のとおり、円高による保有外貨資産の評価損を補うことを目的としているわけでありまして。

ところが、現時点では十八年度決算の運用益からの積立てを合わせて十七・五兆円となっております。外為特会の評価損はこれとほぼ同額となっております。正味の積立金はゼロとなっているわけでございます。為替の動向によって保有外貨資産の評価損も大きく変動していくわけでありまして、外為特会の健全性を維持する観点から取り崩すことは適当ではないというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 その含み損というのはいつか実現するんですか、いつか清算するんですか、いつかの時点で。外為の要するに借入れして、それでドルを持っているわけですね。それで今円高になっているから、ドルが安くなっているから含み損が出ているというお話ですけれども、これは清算することがあるという前提でお話しされているわけですか。そのために、清算時点のためにその積立金は必要だというお考えですか。含み損に対応するためということは、清算するときに備えてやっているという、そういうお考えなんですか。

○国務大臣(額賀福志郎君) これは、元々の発想は、日本の為替の安定のために流動性それから安定性を持って外貨準備をしていると、日本の円の安定のためにそういう準備をしているということでございます。

○富岡由紀夫君 ちょっと時間が迫ってまいりましたのでポイントだけ申し上げますと、今言ったように日本の為替の安定のためにというお話ですが、外貨準備そのものが私は日本は非常に過大なくらい持っているんだというふうに思っております。

これも財務省さんから出していただいた資料ですけれども、GDPに対して先進諸国、外貨準備高というのはみんな低いんですね。日本は九千五百四十一億ドル、対GDP比でいうと二一・八%備えておりますけれども、例えば先進国、ドイツ、一番先進国の中で高いドイツ、五百四億ドルでGDPに対して一・五%。日本が二一・八%に対してドイツはわずか一・五%です。フランスも二・〇%、イタリアも一・六%、スペインも一・八%、オランダも一・五%、みんなそうですね。ヨーロッパ各国はみんな数%台ですね。オーストリア三・〇%、ベルギー二・四%、イギリス一・八%、カナダ二・九%、アメリカ一・五%。

対GDPに対して外貨準備何でそんなに持っているんですか、日本だけ。あと持っている国は、失礼ですけれどもOECDに入っていない国は、とか、いわゆる先進国ではない国が入っているんですね、高い準備率を上げているわけです。日本はもう先進国になっているわけですから、経済もかなり成熟しているわけですから、外貨準備そんなに要らないんじゃないですか、そもそも。GDPに対して二一・八%も持つ必要はないんだと、その辺を最後伺いたいというふうに思っています。

○国務大臣(額賀福志郎君) 富岡委員がおっしゃるとおり、確かに日本はGDP比では二一・八%、ヨーロッパ勢はどちらかというと三%前後なんですかね、アメリカは〇・五%、まあアメリカはこれはドルの基軸通貨国ですから、ヨーロッパの場合は最近EUという通貨を、一定の考え方が違ってきているわけだと思っておりますけれども、日本の場合には貿易をしても輸出入においてもやっぱりドルベースが八割とか九割とかなっておりまして、ある意味では、どれくらい持てばいいかということば標準的なものはないわけでございます。いまして、それぞれの国情に応じて考えていくべきものであるというふうに思っております。今の時点で我々はこの外貨準備について考え方を変える気持ちはありません。

○富岡由紀夫君 時間が参りましたので、これで終了します。

○委員長(峰崎直樹君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外六案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。まず、手元に、四月十一日、政府・与党間で合意されました「道路関連法案等の取扱いについて」の文書があります。第一番目に非常にいいことが書いてあります。これに関して今日は質問しようかなと思っております。

どういことが書いてあるかといいましたら、道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除するということです。さすが与党も、私も民主党の無駄の指摘によりましてやっとなんか合意するようになったのかと思つて、非常に評価しております。

これに関して、まず額賀大臣に、このことに対する御決意は、もしございましたらお話を聞かせてもらいたいと思つています。質問通告しておりますから、もう短い言葉で結構です。

○国務大臣(額賀福志郎君) これはもう大久保委員が御指摘のとおり、政府・与党においても、徹底した無駄の省きをしていくと、それで国民の信頼を得ていく、期待にこたえていきたいという決意であります。

○大久保勉君 是非、大臣のリーダーシップを期待しております。やはり有言実行、何を改革するか、実行するか、これが重要です。紙切れは余り重要ではありませんで、やはり何をやるかが重要

だと思つています。そこで、まず質問したいのは、資料の六を見てください。

前回の質問の続きであります。前回、タクシィチケットの上位者に関して質問したところ、一位、年間で四百九十万使った方の最高と最低の金額に二倍以上の開きがあるということで質問しました。そのときは、じゃ二番目から十番目の数字はどうですかということで質問したんですが、手元になんというところで、今回資料をいただきましたので、この点に関して御説明しようと思つています。例えば、七番目の方は関東道路部の方なんです。二百二十四万、年間、厳密に言いましたら十一か月間で二百二十四万のタクシィ代を使つていらつしやいます。その方は職場から自宅まで利用されておりますが、一番少ない金額が八千九百円、大きい数字が二万八千九百三十円。どうしてこんなに大きい違いが出てくるんですか。質問します。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

第七番目の職員についてというお尋ねだと思つても、七番目の職員のタクシィ利用につきましては、一回だけ霞が関へ荷物を搬送したというものを除きまして、その他すべて深夜業務によりまして埼玉県内の自宅に帰宅するというためのものでございます。最高金額は二万八千九百三十円、最低金額は八千九百円ということになっております。

この職員の通常のタクシィ代、平均しますと一万二千円程度かと思つても、最高金額が二万八千九百三十円となったのは、同方向の職員と同乗して大きく迂回したことによるものというふうに聞いております。確認しております。また、最低金額が八千九百円となりましたのは、通常どおり帰宅したときのものでございますけれども、乗車時間が午前五時以降になりましたので、深夜割増し料金の適用がなかったために安くなったということでございます。

○大久保勉君 こちらは後でじっくり表を見ても

らった方がいいですが、どの職員も同じ経路、職場から自宅までなんですが、二倍以上の開きがあります。職員を同乗したということでありませんが、例えばこの職員がおります関東整備局道路部道路計画第一課、七名がベストテンに入っておりますから、同乗しなくても、十分にタクシードラケットは使っていますから同乗する必要はないということとは僕は言えると思います。

ですから、是非、後でまとめて請求しますが、半券を見ながら一つ一つ検証したいと思っています。これに関連して、関東整備局道路部のタクシードラケットはどのタクシードラケットと契約しているんですか。どうも一社独占という話みたいですが、そのことに関して質問します。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

道路部につきましては埼玉交通と契約をしております。別途、局全体では個人タクシードラケットと契約しているというふう聞いております。

○大久保勉君 この辺にかぎがあると思います。一社独占です。一社を定期的に使っていました。いろんな、懇ろな関係になる可能性がありますから、もう少し詳しく知りたいと思います。そもそもどうして一社独占にするんですか。三社とか四社とか、共通チケットも使えると思いますが、どうして道路部だけ、この道路部、特に計画第一課は十一月で二千二百万使っていますよね。どうしても、埼玉交通に何か商売を付けないといけないんですか。OBが天下っているとか、もしかしら埼玉交通はだれかに政治献金をしているとか、いろんな疑いがありますが、是非、分かっていることを教えてください。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

申し訳ありません、詳しいこの埼玉交通なり個人タクシードラケットと契約した経緯は分かりませんが、少なくとも局全体で見ますと、道路部につきましても、全体で利用した個人タクシードラケットと道路部が契約をしている埼玉交通というところ、二社使

えるということだと思えますけれども、それ以上、今の段階で、道路部についてあるいはその局全体について個人タクシードラケットという契約で、適正な手続を踏んで契約していると思えますけれども、具体的にどういう手続で契約をしたのかというのはちよつと今の段階で分かりません。

○大久保勉君 是非徹底的に調べてください。一社独占というのは、裏金をつくるかそういった不健全な動きの温床だという指摘もあります。ですから、是非きっちりしておいてほしいと思います。

もう一点、どうしてこれだけ差が付くのか。資料の七を見てください。こちらがいわゆるタクシードラケットの半券です。どういう形で使っているかということ、サンプルとしてお出しします。これはだれの半券かといったら、資料八、これは河川局の第一位の方で、百七十二万円のタクシードラケットを使っています。国土交通省は、半券の資料請求をしました、この方のものでした。資料八、こちらを見れば、非常に疑問点があります。数字を振っていますが、まず一番と二番を見てください。こちらはどちらも十月十八日の半券です。ですから、一日二回使っている可能性があります。これはどうしてなのでしょう。

○政府参考人(田中裕司君) タクシードラケットの使用済み半券についてのお尋ねでございますが、この場合はいずれも深夜帰宅の際の利用でございます。タクシードラケットの乗車券に利用日時を記入ミスしたものと確認をしております。特にこの場合は深夜零時過ぎにチケットを記入することになりますので、正しくは記入時点から見れば前日に当たる勤務を過ぎた日付を記入すべきところでございますが、過ってチケットを記入した時点の日付を記入してしまつたということがあるということでござい

○大久保勉君 そうですか。でもこれ、一年分の半券、百八枚ありますが、私が調べましたら、同

八月三十一日、十月十八日、十一月十六日、十二月十九日、合計五回も、五日分は同じ日付の半券が二枚あります。よく記入ミスをしますね。

また、資料の七を見てください。十一という数字を見てもいいかもしれません。こちら半券のナンバリングです。リファレンスナンバというものです。七四一八二二、その横は七四一八二四、わずかに二つしか、違います。もし翌日使っているんだしたら、部局の人が四、五枚使っている、若しくは十枚使っていましたら、もつと数字が離れるわけですね。どうも、例えば、類推ですが、どこかに会合があつて、だれかに、じゃ、チケットを渡すと。で、同じ人の名前で二枚使っている可能性もありますから、こういったこともきっちり見る必要があると思います。

さらに、三番、四番、これが具体的なタクシードラケットの料金です。四番というのが通行料です。いろんな数字を見てもいいかもしれません。霞が関から昭島までなのに、あるときはタクシードラケットが一万四千三百七十円、多いものは一番右側の下、一万九千二百円。数字が相当なばらつきです。また、通行料は八百六十円、これが基準であります。あるときは七百円、あるときは千六百六十円、こういった数字になっています。

これはどうしてなのでしょう。質問します。

○政府参考人(田中裕司君) タクシードラケットの使用状況についてでございますが、これにつきましては先ほどもお話ございましたけれども、二人又は三人で相乗りをしている場合がございます。したが、あるいは交通事情による場合、あるいは乗車したタクシードラケットにETC装置があるかないかによって通行料の割引があるというふうなことがございまして、その料金が異なつておるといふふうに考えております。

なお、先ほど委員の方からナンバリングの話がございましたが、これにつきましては同一課において管理しておるものでございましてナンバーは近接をしておるということでございます。

○大久保勉君 いろんな問題がありますが、じゃ例えば千六百六十円、この通行料はどこからどこまで乗ったんですか。八百六十円が基準です。これは十時以降は首都高がETC割引になりましたして五百六十円。恐らくは昭島でしたら八王子か若しくは府中で降りていますが、その値段は夜間は三百円です。ですから、八百六十円が基準ですが、この千六百六十円はどこのか、及び七百円という数字がありますが、七百円というのは首都高の割引しない料金ですから、これはいわゆる十時以前に使つたということじゃないでしょうか。質問します。――通告しています。止めてもらつていいですか。

○政府参考人(田中裕司君) お尋ねのありました金額でございますけれども、千六百六十円につきましては、首都高の深夜割引分と中央道の料金によるものでございます。それぞれ首都高と中央道の所在のインターチェンジまでの関係の費用でございます。

○大久保勉君 具体的にどこですか。具体的に。

○政府参考人(田中裕司君) ちよつとお待ちください。

○大久保勉君 いったん止めてもらつていいですか。

○委員長(峰崎直樹君) じゃ、速記をちよつと止めてください。

(速記中止)

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(田中裕司君) 具体のインターチェンジは国立府中でございます。

○大久保勉君 国立府中だったら、どういう形で千六百六十円になるか教えてください。八百六十円しかないはずですよ。

○政府参考人(田中裕司君) この件につきましては早朝の乗車でございます。首都高のETCの深夜割引が五百六十円、中央道の料金が六百円で千六百六十円でございます。

○大久保勉君 あとは具体的に資料で請求します

ので、是非委員長にお願いしたいのは、道路整備局の上位十名、さらには河川局の上位十名、是非タクシートの半券を委員長に提示すること、そして財政金融委員会、参議院の事務局の方でこの資料を適切かどうか精査する、このことを要請したいと思いますが、委員長、御検討をお願いします。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○大久保勉君 続きまして、資料の九ページを見てください。

今回、徹底的に調べたいのは、一般会計の職員が特別会計の勘定を使って経費を請求しているという場合、残業代あるいは旅費、こういった事例がございました。

そこで、今回、道路特定財源の中で、一般職職員が受け取っている残業代、タクシード、旅費について質問したいと思います。まず、タクシード、旅費に関して過去五年間の数字を教えてください。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。道路特会からの過去五年間の残業代につきましては、トータルで……

○大久保勉君 残業と旅費です。

○政府参考人(原田保夫君) 残業は十四年から十八年度まで調べておりまして、総額で申し上げますと、残業代、十四年度五十八億一千九百万、十五年度五十七億五千二百万、十六年度五十六億六千二百万、平成十七年度五十七億六千七百七十七万、平成十八年……

○大久保勉君 一般会計です、一般会計。

○政府参考人(原田保夫君) 一般会計で、はい、済みません。もう一回改めて申し上げます。一般会計職員に支払った額ということでよろしゅうございませうか。

○大久保勉君 タクシードと。

○政府参考人(原田保夫君) 済みません。残業代はすべて分かっておりますが、タクシードにつきましては、従来から申し上げておりますように、

資料等が残っておりませんので、今回お出ししております十九年度のものしか分らないと。旅費につきましては、申し訳ございません、お時間をいただければ、すべて調べて御報告をさせていただきますと思います。

○大久保勉君 結局時間の無駄でした。

まず、旅費に関しては先週の木曜日をお願いしていました。タクシードに関してもお願いしていました。

そこで、二つ重要なポイントがあります。一つは、タクシードに関しましては平成十九年しか分らないと。つまり、二年以上前というのはもう全く管理できていないと。どういう使われ方がされているか分からないんです。また、平成十九年度も、資料が残っていても、こういう使われ方がなされてはいますが、十八年以降はもうむちゃくちゃな使われ方がなされている可能性が高いということですね。

さらに、旅費に関しては、平成十八年の数字が分からないというの、いわゆる一般会計の職員がどういふ形で旅費請求をしているかというのを認識されていないんです。つまり、どっぷり勘定で使っているということなんです。管理されていないから、無駄遣いになっていても無駄遣いをしていないという意識がないということです。

是非、政府・与党合意で無駄を排除するという事です。まず現状認識をしてください。それから、それが適正かどうかを調べてほしいと思います。

じゃ、具体的にどのような使われ方をしているかということ、資料の十の一と資料の十の二、これは約一月前からお願ひして出てきた数字です。いわゆるトップテンの数字を作りましたが、一般会計職員で道路特別会計から出張費が支出された者の上位十名になっております。例えば平成十六年に関して、一位の方は合計で九十四万二千七百円の旅費が発生しております。そのうち一回は海外出張旅費が出ています。大きい数字というのはほとんど海外出張です。ですから、一般会計職

員が海外出張したら、カメレオン職員ですから、急に道路特別会計職員に成り代わって旅費を請求してくるという実態です。

このことに関してまず国交省に質問しますが、どうしてこういったことを行っているのか。これは文書規程があるんですか。どういふ場合だったら一般会計、どういふ場合だったら特別会計と文書規程があつて、管理者がちゃんとしているのか、この点に関して短く答弁を期待しています。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

一般会計で支弁される職員が出張する場合にしましては、出張目的等を勘案しまして、一般会計であるか、道路特会であるか、旅行命令権者が判断することになっております。その際の判断基準として明文化されたものはございませんで、個々に旅行目的に応じて判断をしているということでございます。

○大久保勉君 文書規程が存在せず、個々に判断している。それはだれが判断していますか。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

基本的には旅行命令権者ということかと思ひます。

○大久保勉君 まあ上司ですね。ですから、上司のさじ加減では、カメレオンのごとく一般会計も特別会計も自由にできます。当然ながら、一般会計職員としましては、経費がかさむものは全部特別会計に押し付けなければいけません。こういう使い方をしておりますから、国交省は道路特別会計が重要なんです。これがなくなつてしまつたら、若しくは透明になつてしまつたら、自分たちのお財布が使えなくなつてしまいます。

そこで、額賀大臣、こゝまで、やはり財務大臣としてこういった状況は問題ありと考えますか。若しくは政府・与党合意の観点から、ここに対処してどうメスを入れていきますか。これは質問通告しておりますので、これまでの感想から聞きたいと思ひます。

その後、行革担当大臣にもちよつと聞こうと思ひますから、よろしくお願ひします。

○国務大臣(額賀福志郎君) 今のやり取りを聞いておりました、国民の目から見てもやっぱり分かりやすくしなければならぬ。納得できる使い方でなければならぬ。仕事のためには金は惜しんではならないと思うけれども、やっぱり明快にしていく必要があるというふうには思つております。

タクシードについて、個別のことについて一々私が知つていられないんですけども、これは主管庁においてもちよつと明快にして、財務省としても予算編成の際にはきちつとチェックをしたいというふうには思つております。

○国務大臣(渡辺喜美君) 先ほどからやり取りを聞いておりました、相当忙しく働いていたんだなということも分かりました。これが一般会計、特別会計、どちらから支出をするのか、その辺りの基準はよく分かりませんでした。

いづれにしても、後世代にツケ回しをしないというのが極めて大事なことでございます。間違つても、国民から不信を抱かれるような使い方はよろしくないと考えます。

○大久保勉君 次に、額賀大臣にもう一度質問しますが、実は予算には予算定員というのがありますが、道路特別会計は八千人ということで、国土交通省が自分たちで申請し、財務省が了解しております。ですから、自分たちが決めたことを守つていないということなんです。もしタクシードとか旅費が必要だったら予算定員を増やして、職員をそもそ道路特会の職員にしてしまえばいいんです。それをせずに、残業代だけ、旅費だけ、さらにはタクシードだけこういった使い方をすること自身は非常に問題です。

国会では予算をチェック、審査し、決議をしておりますが、国会とは別の使い方をしているというところで、立法府に対して場合によっては不適切な説明をしているということになると思ひます。この点に関して、財務大臣、どう思われますか。

ききたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) 今のやり取りを聞いておりました、国民の目から見てもやっぱり分かりやすくしなければならぬ。納得できる使い方でなければならぬ。仕事のためには金は惜しんではならないと思うけれども、やっぱり明快にしていく必要があるというふうには思つております。

タクシードについて、個別のことについて一々私が知つていられないんですけども、これは主管庁においてもちよつと明快にして、財務省としても予算編成の際にはきちつとチェックをしたいというふうには思つております。

○国務大臣(渡辺喜美君) 先ほどからやり取りを聞いておりました、相当忙しく働いていたんだなということも分かりました。これが一般会計、特別会計、どちらから支出をするのか、その辺りの基準はよく分かりませんでした。

いづれにしても、後世代にツケ回しをしないというのが極めて大事なことでございます。間違つても、国民から不信を抱かれるような使い方はよろしくないと考えます。

○大久保勉君 次に、額賀大臣にもう一度質問しますが、実は予算には予算定員というのがありますが、道路特別会計は八千人ということで、国土交通省が自分たちで申請し、財務省が了解しております。ですから、自分たちが決めたことを守つていないということなんです。もしタクシードとか旅費が必要だったら予算定員を増やして、職員をそもそ道路特会の職員にしてしまえばいいんです。それをせずに、残業代だけ、旅費だけ、さらにはタクシードだけこういった使い方をすること自身は非常に問題です。

国会では予算をチェック、審査し、決議をしておりますが、国会とは別の使い方をしているというところで、立法府に対して場合によっては不適切な説明をしているということになると思ひます。この点に関して、財務大臣、どう思われますか。

ききたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) 今のやり取りを聞いておりました、国民の目から見てもやっぱり分かりやすくしなければならぬ。納得できる使い方でなければならぬ。仕事のためには金は惜しんではならないと思うけれども、やっぱり明快にしていく必要があるというふうには思つております。

タクシードについて、個別のことについて一々私が知つていられないんですけども、これは主管庁においてもちよつと明快にして、財務省としても予算編成の際にはきちつとチェックをしたいというふうには思つております。

○国務大臣(渡辺喜美君) 先ほどからやり取りを聞いておりました、相当忙しく働いていたんだなということも分かりました。これが一般会計、特別会計、どちらから支出をするのか、その辺りの基準はよく分かりませんでした。

いづれにしても、後世代にツケ回しをしないというのが極めて大事なことでございます。間違つても、国民から不信を抱かれるような使い方はよろしくないと考えます。

○大久保勉君 次に、額賀大臣にもう一度質問しますが、実は予算には予算定員というのがありますが、道路特別会計は八千人ということで、国土交通省が自分たちで申請し、財務省が了解しております。ですから、自分たちが決めたことを守つていないということなんです。もしタクシードとか旅費が必要だったら予算定員を増やして、職員をそもそ道路特会の職員にしてしまえばいいんです。それをせずに、残業代だけ、旅費だけ、さらにはタクシードだけこういった使い方をすること自身は非常に問題です。

いわゆる予算定員を自らつくっておりますよね、国交省は。財務省はそれを認めておりますよね。その実態とは違うような使われ方がされていきますね。この点に関して御質問します。

○国務大臣(額賀福志郎君) これは、この前もいろんな議論があったこととございますけれども、もちろん国会の場でチェックをいたしますが、道路特会については主官庁できちっと対応してくれるものと思っておりますが、道路に関する業務については、一般会計だけではなくて道路特会からも支出することは可能であるというふうに理解をしております。

○大久保勉君 それでは、国交省副大臣に質問しますが、今後一切、透明化のために、一般会計の職員が旅費、交通費を特別会計から支払うことを禁止するとか、例えば一万円以上だったら禁止するとか、こういったことを政治家の決断として決めたらどうでしょうか。

○副大臣(平井たかや君) 一般会計から行くか特別会計から支出するかということは、やっぱり業務の内容ということで判断をするということ、金額でそれを振り分けるというふうな、また金額に上限を設けるというふうなことは今考えておりません。

○大久保勉君 でしたら、道路の仕事をしているんだから、最初から道路特別会計の職員として予算定員を増やしたらどうですか。質問します。

○副大臣(平井たかや君) 委員御指摘の、要するに一般会計の職員に対して例えば旅費とか残業代が特別会計から払われている例とか、いろいろ御指摘をいただきました。

今我々の方では全部のそういう支出に関してはチェックを行っているところであります。確かに、実態の業務がどうであれ、委員の御指摘のような誤解を受けるケースがある場合もありますから、そういうものも我々も精査をしていきたい、そのように思っております。

○大久保勉君 最後、私のコメントですが、政府・与党の合意、無駄を徹底的に排除すると。で

も、無駄を排除するためには現状認識がきちりなされていないといけないと思います。私は現状認識が非常にあいまいだと思います。ですから、是非この議論を踏まえましてもっとメスを入れてください。

続きまして、道路特定財源の一般税化による道路特会会計への影響に関して質問したいと思えます。

まず、政府・与党合意の道路特定財源の一般財源化構想実現後、一般会計から現在と同じだけの予算が道路特会会計に流れるのか、若しくはそれとも半減するのか、この辺りに関して質問したいと思えます。これは来年の予算において政府・与党合意が実現されるとしたら、どの程度道路特会会計に予算が流れるかということです。

○国務大臣(額賀福志郎君) 一般会計から道路特会への繰入れにつきましては、これまでも歳入歳入一体改革を進める中で削減を継続してきたわけでございます。今後とも、歳入歳入改革を進める中で毎年度の予算編成あるいはまた真に必要な道路整備を精査していく考えであり、毎年度の繰入額についてはそういう予算編成過程の中で決定していくということとあります。

以上です。

○大久保勉君 ということは、こちらの与党合意といえますのは、暫定税率を廃止しても結局は特別会計に入ってくるお金は何も変わらない可能性があるとということでしょうか。つまり、半減するとか、そういったことは一切言えないんですね、大臣。

○国務大臣(額賀福志郎君) これは二十年度予算では十年計画で出しておりますけれども、福田総理の提案は、今後の交通量の推計等に基づいて中期計画を五か年というふうな短縮してもいいと、そういう中で一般財源における使い道とか計画期間等について議論をしましょうということになっっているわけでありまして、まず与野党の間でそういうことをテーブルに着いて話し合った上で来年度予算について考えられることになるので

はないでしょうか。

したがって、まずテーブルに着いて建設的な意見交換をしていくことが最も大事なことであらうと思えます。

○大久保勉君 ということは、結局は一般財源化しても現状と変わらないと、来年度は来年度の予算編成過程できちり議論しないといけないと私は理解しました。また、道路整備計画が十年を五年に変えたとしても、来年一年というのは関係ないですね。十年が五年になっただけであって、来年一年分、今から一年後の予算はその考え方だったと同じですね。その認識でいいかどうか、大臣、お願いします。

○国務大臣(額賀福志郎君) でありますから、与野党の協議の間でその一般財源化にする考え方それから期間についても考えます。それから、道路についてどういうふうにしていくか、そういうことも民主党の皆さんあるいは野党の皆さん方はそれぞれの方があるわけでありまして、我々は我々の考え方もあるわけでありまして、それで合意点を見付けていくために協議会のテーブルに着いた方がいいと。何も一方的に決めつけるのではなくて、大久保さんは大久保さんの意見を持つていくわけだから、それを堂々と開陳してもらって国民の皆さん方にも納得していただき、しかもなおかつ地域や日本の国の将来にとってもこれはその展望が開けるといふ形を是非つくつていってほしいと。

道路予算だけではなくて、一般財源化でありまして、環境の問題とか社会保障の問題とか様々なことについて議論をしていただきたいということを言っているわけでありまして。

○大久保勉君 じゃ、私の提案として、例えば二〇〇九年度の一般財源化に当たり道路特別会計を廃止する、二〇〇九年から廃止する、こういったことは検討できることですか。質問します。

○国務大臣(額賀福志郎君) これも与野党の協議の中で御議論をしていただきたいというふうな思っております。

特別会計というのは、そのお金の使い方を一般会計と違ってきちっと国民の皆さん方に、収入はこれで支出はこうであるということが明快に分かるようにしていくのが区分整理されたものだといふふうに理解をしておりますので、一般財源化をするから特別会計が失われるということにストリートには結び付いていかないというふうな思っております。

○大久保勉君 それでは、最初の議論ですが、道路特会から様々な無駄がなされていると。結局はこの問題に関しては一般財源化しても一切メスを入れないということですね。ですから、政府・与党合意に関してはほとんど実効性が伴っていないように見えますが、それが私の感想です。

じゃ、続きまして、資料の十一の一を見てください。こちら道路整備特別会計の貸借対照表です。矢印を付けてありますが、こちら出資金ということになっておりまして、平成十九年三月三十一日現在、四・八兆円の出資金がございます。

こちらの現在のお金益は幾らになっておりますか。詳しいことは資料の十一の二に付いております。じゃ、お願いします。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

お尋ねの件につきましては、出資機関の純資産額と資本金の差額ということかと思いますが、それは約一兆三千六百億円でございます。このうち国の出資金見合いの額ということで申し上げますと、地方公共団体分もございましての出資金につきましては、約一兆五百億円ということになります。

○大久保勉君 分かりました。道路特会には一兆五百億円の含み益が存在するということですね。じゃ、具体的にどこに大きく存在しているかといひますのは、資料十一の二の高速道路保有・債務返済機構、こちらに多量の含み益があります。例えば評価差額ということで、平成十八年度に九千七百三十億円の評価差益を計上しております。この辺り、非常に私は関心があります。詳しい説

明をお願いします。
○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

この機構の係る部分につきましては、これは道路資産に見合うものでございまして、直ちに現金化をして活用できるという性格のものではございません。

○大久保勉君 直ちに現金化はできないけれども、一兆円近く含み益があるということですから、新しい今度来る法律によりましたら、高速道路を造って、資産と負債と一緒にこの機構に持つていくことができます。ですから、資産に一兆円含み損が発生していても、こちらに入っている一兆円の含み益と相殺できますから大丈夫である、これが重要なポイントだと思います。

つまり、これから造る高速道路に關しましては、市場時価よりも一兆円高い発注をしてもいいんです。結局は、最終的にこの保有機構の方に入れば、どんぶりの中に多大な含み益がありますから、それと相殺できますと、こういうふうに見えませんが、そういった理解でよろしいですか。

○政府参考人(原田保夫君) 先ほど申し上げましたように、このいわゆる先生御指摘の含み益と言われる機構のものにつきましては道路資産に見合う額でございます。

全体の機構の財務諸表上申し上げますと、資本金と利益剰余金でございます。それと負債、それと別途資産がございましてバランスシートが成り立っておりますけれども、毎年毎年各高速道路会社から入る貸付料をもちまして借入金をもつて返済する。ちよつと減価償却の部分は省略いたしますけれども、借入金の返済が済みますと、その部分が利益剰余金として増えていくということになります。最後はどうなりますかといいますと、先ほど先生が含み益とおっしゃいました部分が残りまされども、それについては機構法によりまして、解散時に投資者に残余財産を分配するという規定になっておりますし、更に申し上げますと、四十五

年後、債務返済が終わった後には無料で国に帰属をするという仕組みに民営化のときの仕組みとしてなっております。

○大久保勉君 将来的には、最終的には国に返ってくるということですが、私は、その期間、四十年間の運営が重要だと思ふんです。例えば別の例で申し上げますと、その運営の中で、いわゆる国交省のOBが多量に天下っていくとか、場合によつては、さつきのタクシーチケットじやありませんが、チケットを大量に使つて国交省の方に献上するとか、そういったことがあり得ないとは言えないです。ですから、ここはきっちり見ていく必要があります。

例えば一例で申し上げますと、こちらの特会の中を見ますと、道路特別会計で賞与引当金繰入額は人件費の七・二%であります、単体で。ところが、連結道路特別会計のそれは一〇・三五%に達しています。ですから、道路特会で連結にしたら賞与金が膨れ上がると。その連結対象というのは民営化した高速道路会社なんです。具体的には、連結対象でかつ国交省OB天下り先である各高速道路会社並びに土木研究所等の賞与が国家公務員に比べて非常に高いからこういった数字になっているんじゃないでしょうか。質問します。

○委員長(峰崎直樹君) どちらですか。

○大久保勉君 これは、副大臣、お願いします。

○副大臣(平井たかや君) 連結業務費用計算書において高速道路会社等を含めた賞与引当金繰入額は、国と異なつた会計処理を行っている会社があるということ、私もこれをいろいろ調べさせていただきました。

会計のやり方が違うので、これは単純に足して割つて平均というふうなことにはなっていないというのであります。

○大久保勉君 こども国交省の職員と議論しましたが、高速道路公社、ラスパイレース指数が一〇から一二〇なんです。ですから、民営化する若しくは公益法人に持つていくことによって、どん

んどん国家公務員よりも給料が上がつていく。ましてや退職金なんかは数字がありませんから、どのくらいの数字がなされていくのかからないんです。これは、後で河川情報センターに関連して質問します。

最後、この点に關する最後ですが、私は、小泉高速道路の民営化とは、このように見かけ倒しじゃないか、思想は非常に正しいかもしれないけれども、実際に細目をつくっている段階で役人が骨抜きにしている、で、意図とは全く違う方向に行っているんじゃないかと私は気がします。そういう意味では、小泉民営化というのは不完全で、場合によつては逆戻りの可能性があります。このことに対して財務大臣と金融担当大臣の認識を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) 民営化は、民間企業としての経営判断をすることによって、効率的な運営、経営をしていくことが期待されているものと思つております。

例えば、高速道路建設の債務の確実な返済、また必要な道路の早期な整備、それから弾力的な料金設定やサービスの向上、そういったことが民営化によって促進されることが望ましいというふう

に思つております。

今委員が御指摘の高速道路会社各社のラスパイレース指数は低下傾向にあると聞いておりますけれども、高速道路会社に対しては民営化された会社として、今後、国交省から総人件費改革を参考にした人件費の見直しを要請していると聞いておりますので、一層の適切化が図られていくことを期待したいというふうに思つております。

○国務大臣(渡辺喜美君) この道路民営化というのは苦心の作であつたんだろうと思ふんですね。額賀大臣がおっしゃられましたように、債務返済を確実にしていく、一方、民間会社としての創意工夫を伸ばして効率的な経営をやっていくと。まあ上下一体論というのがございました。そちらの方からは批判が当初からあつたわけでございます。

いずれにしても、改革が全部これで打ち止めだということにはならないわけでございます。行政改革の立場から申し上げますと、効率的な経営のための民営化というのが天下りを通じた言わば役人天国という非効率な帰結になるようなことは避けていかなければならないと考えます。

○大久保勉君 続きまして、資料の一ページ、河川情報センターに關して質問します。

これはいわゆる道路特会と随意契約を行つております公益法人の一つです。資料の一といひますのは、この情報センターが職員旅行へ支出していたということで、これはもうマスコミ等で報道されておりますから具体的な説明は省略しますが、五年間で一千三百万円資金が出ています。冬柴大臣は、半分は職員に返させるといふことですが、これは認識では、この平成十五年から十九年度、一千三百万の資金が出ていますから、そのうち半分返させるといふことでよろしいのでしょうか。

○政府参考人(田中裕司君) 職員旅行のお話でございますが、参加費負担が五割に満たない職員旅行に対する福利厚生費の支出は社会的な常識に照らして不適切であるというふうに考えております。

このため、直近五年につきまして、個人負担が旅行費用の半額以上になることを基本として不足額がある場合については、役員及び管理職が法人に自主的に返還する方向で現在道路関係業務の執行のあり方改革本部において検討してるところでございます。

○大久保勉君 続きまして、資料の二を見てください。河川情報センターの役員数の状況です。

こちらは、平成十八年におきましては百十二名の職員がおりますが、うち国交省出身者が四十七名、四二%です。さらに、五名が国交省から出向しているというのであります。この認識でよろしいですね。

○政府参考人(田中裕司君) はい、そのとおりでございます。

○大久保勉君 続きまして、資料三を見てくださ

い。河川情報センターの役員の名簿です。これは河川情報センターのホームページから取ってまいりました。

常勤の理事が五名いらっしゃいますが、すべて国交省の出身者です。さらに十名、非常勤の理事がいらっしゃいます。国交省と関係が深いような日本気象協会とか電気技術協会とかの方もいらっしゃると思いますが、非常に国交省と極めて密接な団体であるということが分かります。

私はいろいろ質問したんですが、この非常勤職員というのは本当に勤務実績があるのか、さらにはどういう役割なのか、この辺りが非常に興味がありまして今回質問したいと思いますが、非常勤理事の平均勤務時間、平均年間報酬、平均時給、この辺りに関して開示を求めたいと思います。

○政府参考人(田中裕司君) 河川情報センターの非常勤理事でございますが、まず報酬につきましては、非常勤理事は無報酬でございます。また、非常勤の役員は理事会の開催される際に勤務をしておりまして、平成十八年度は合計三回の理事会を開催しております。

○大久保勉君 じゃ質問しますが、この際に、非常勤理事は実際に理事会に出席したのか、それとも委任状だったんでしょうか。無報酬ということでは、本当に紙ベースだけじゃないかと疑いますが、どうでしょう。質問します。

○政府参考人(田中裕司君) 今、数字はちょっと手に持っておりませんが、御本人が出席をされております。

○大久保勉君 実際に役員の中で給与が発生しているのは常勤理事だけという理解でよろしいかと思いますが、じゃ確認したいのは、常勤理事は全体の役員の中で報酬はどのくらい、何%かというのを質問通告しておりますから、質問したいと思います。

○政府参考人(田中裕司君) 今申し上げましたとおり、河川情報センターにおきましては非常勤理事は無報酬でございますので、常勤理事の報酬が理事全体の報酬でございます。

○大久保勉君 事実上は、報酬から考えたら一〇%国交省の〇Bということですね、ここは。

実際に国交省との関係が深く、平成十八年度において、同センターの事業収入の九一%、四十一億三千万が国交省からの受注であり、かつすべて随意契約であります。ですから、国交省直営公益法人、公益法人というか、公のためといえます。つまり、国交省の省益法人だなという印象があります。

こういったところに対して、私は何度も理事長にここに来ていろいろ説明を求めたんですが、三回お願いして一回も出席されないと。やはり、国交省と関係が深い、事実上国交省の職員が運営しておりますから、是非、国会でいろんなことを質問したら答弁する、このことが必要だと私は思います。

じゃ、これに関連しまして、こういった国交省と一体の会社に対して、随意契約ではなくて今後一般競争入札にすべきじゃないですか。もし一般競争入札じゃなかった場合には取引を停止する、こういった強い決意が必要だと思いますが、このことに関して国交省の見解を聞きたいと思えます。

○副大臣(平井たかや君) 私も委員と同じような問題意識を持っておりまして、一般競争への移行については、今年度より総合評価方式による一般競争の試行を始めておりまして、これらの試行の結果を踏まえて徹底的にその辺りは改善をしていきたいというふうに考えております。

○大久保勉君 例えば、公益法人の設立許可及び指導監督基準によると、所管する官庁の出身者の占める割合は三分の一以下にならないといけないということなんです。でも、報酬ベースでいったら一〇%は国交省ですから、この辺りは何とかしないと、結局、非常勤を名前だけ持ってきて無報酬で連ねるということができるんじゃないかと思えます。

そこで、国交省に質問します。国交省、いろんな無駄遣いが指摘されておりますから、今回は国交省だけでもこの三分の一基準を常勤理事にも適用すべきじゃないかと思えます。御所見を聞きたいと思えます。つまり、国交省は、理事、常勤理事の中で国交省〇Bは三分の一以下にすると、それだけの決意をしてもいいと思います。副大臣の御所見を聞きたいと思えます。

○副大臣(平井たかや君) 今月末にお約束どおり発表させていただく公益法人の在り方についての改革案では、常勤も削減をする、非常勤も削減をさせていただくという案を今まとめつつあります。そのために現在我々努力をしているわけでありまして、公益法人の理事は、常勤、非常勤を問わず法令上の権限が変わらないと。そして、指導監督基準としては両者を区分していかないで、常勤の理事だけ対象の特別の規制に加えることにしているのは今のところちょっと考えておりません。

しかしながら、今回は全体の数を絞る案を発表させていただきまして、そこでまた御判断をいただきたいと思っております。

○大久保勉君 私は認識が甘いと思います。こちらは四十一億円随意契約、ほとんどの収入は国交省から来ています。その収入の恩恵を常勤理事が一〇%受けているということなんです。そういう形でこの公益法人は運営されているという実態です。こういった実態を温存してもいいのかということなんです。

政府・与党合意、無駄を排除するんでしよう。読み上げますよ。道路関連公益法人の無駄を徹底的に排除する。こういったことでしたら、ここです。是非、常勤理事三分の一以下にすると、そういう決断を是非行なってほしいですが、どうですか、副大臣。

○副大臣(平井たかや君) 公益法人に関して言えば、トータルで今回の我々がまとめつつある案を判断していただきたいというのが今のところ委員に対するお願いであります。

というのも、その数だけ、我々は支出の方も減らそうとしておりますし、法人自体も廃止、統廃

合も考えておりますし、常勤、非常勤の理事の数も大幅に減らそうと考えております。ですから、それを是非、今月末に発表させていただきますので、是非御覧いただきたい、さらにまた、大変委員はこの方面に詳しくはお勉強もなさっておられますので、御指摘をいただきたいというふうに思います。

○大久保勉君 じゃ、次に資料五を見てください。これはこの法人の平成十四年から平成十八年度のタクシードライバーの利用総額です。約百名余りの職員で平成十四年は六千万以上のタクシードライバーを使っています、タクシードライバーを使っています。一人当たり五十二万、非常に大きい気がします。実際にタクシードライバーを使える職員というのは全体の二、三割というのが普通だと思ったら、一人当たり相当の金額を使っているということが推定できると思えます。

ここにしまして、このタクシードライバーの場合によつては第三者に渡されていたんじゃないかということも指摘する人もいますね。まあ、例えばの話です、国交省の方に渡していたと。つまり、民主党の方で徹底的にタクシードライバーに関してチェックを入れましたら、一般会計からも特別会計からも使われないと。そこで、公益法人に随意契約で利益を落として、それが回り回って、河川情報センターの方がタクシードライバーを上納すると。こういったシステムがあつたら困りますから、この点を質問して、私の質問を終わります。じゃ、副大臣、御見解をお願いします。

○副大臣(平井たかや君) もういろいろと職員に聞き取り調査も行った結果、国土交通省職員が河川情報センターのタクシードライバーを使用したという事実は確認されませんでした。しかしながら、これからのこの面に関しては事実関係を調査いたしまして、厳正に対処していきたいと考えております。

○大久保勉君 終わります。

○西田昌司君 自民党の西田昌司でございます。質問させていただきますが、質問する相手が

塚委員、尾立委員、非常に同じような世代でありまして、大塚委員とも先日ODAの調査班でアフリカに行つてまいりましたけれども、二週間ほど話しておりますと、本当に問題意識同じなんです。私もずっと民主党と自民党のこの答弁、やり取りを聞いていまして、余りにも、何といいましようか、細かい重箱的な論議が多くて本質論のところさがされていないんじゃないかなと。ですから、本質論は本当は同じはずなんです。国民も一番分かります。例えば、後で質問しますが、暫定税率と一般財源化という話ありますが、これ、同じように総理も同意してきているのになぜこれだけ混乱するのかと、いろんなそういう矛盾点があるんですけれども、その辺のところ、是非忌憚のない、腹藏なき御回答をいただいて、国民の前に明らかにしていただきたいと思つております。

それで、まず質問の一番最初は日銀人事なんです。先ほども民主党の先生から、この日銀の総裁人事等で混乱した責任を額賀大臣に問われておりましたけれども、これどうも方向が違つて、混乱しているのは民主党さんが同意されなかったたの混乱しているんです、その理由というのがいわれる財金分離だということをおっしゃっているんです。しかし、これ非常に分かりにくい。なぜ分かりにくいのかと。財務省出身だからこれ財金分離にならないんだというのなら、大塚先生、あなた日銀出身ですよ、日銀出身だからといって日銀のために働いているんですか。そうじゃないと思うんですよ。やはり、これは公の代表として、当然議員としての職責果たしておられるし、日銀総裁になられる方も当然そうだと思うんですよ。ですから、その方の出身でそういうように決め付けてしまうこと自体、やっぱりためにする議論だと思ふんです。

日銀OBでもありますし、本当にこういうやり方ではないのか、まずそのことをお聞きしたいと思ひます。

○大塚耕平君 まず、西田委員とは、御紹介をい

ただきましてがアフリカで二週間御一緒させていただいて、委員の御炯眼に触れさせていただいて、今日こうして質疑をさせていただけるのは本当に光栄なことだと思つております。

また、今の御質問は直接の議題とは関係がございませんが、せっかくの御指名でございますので、お許しをいただければ一言申し述べさせていただきます。

先般、この委員会でも額賀大臣と、私の方が質問者の側で議論をさせていただきましたが、財金分離というのは一言で言つてしまつてなかなか分かりにくいんですが、やはりこれを、国会の仕事でさせていたでいる私どもがしっかりとその定義を共有をさせていただくということが大事だと思います。

先般、私なりの私見を大臣に申し上げましたのは二つ意味がございまして、一つは金融政策が財政政策ないしは財政当局のバイアスを受けないということ、そして二つ目は財政当局と金融行政の当局が組織的に分かれていこと。後者については、確かに金融庁ができて、組織的な分離はできております。ただ、後者につきましても、先般、日銀人事の公聴会の際に質問させていただきましたように、まだ財務省設置法の中における問題も残しておりますし、財務省と金融庁の人事交流のことを考えますと、第二点目においても必ずしも完璧ではないので、今後国会で皆様方と議論をして、よりいい方向に進めさせていただきたいと私も思つております。

ただ、今回の財金分離の論点はどちらかというとその第一点でございまして、金融政策が財政当局ないしは財政政策のバイアスを受けない、このことが非常に重要でございまして、そのための手段の一つが人事であるわけであります。そして、その人事において必ずしもその方の出身によつて左右されるものではないということは私も同感ではございますが、先般、たしか森委員からの御質問にお答えしたような気がするんですが、一九八〇年代後半から九〇年代、そして今日に至るこの

日本の経済の経緯を考えると、この局面での日銀人事においてはやはり財務省御出身の方が総裁に御就任されるということについては私どもの党としては大変難しい判断を迫られたと、そういうことだというふうに認識をしております。

○西田昌司君 大塚委員も必ずしも財務省出身だからそれが悪いということじゃないというふうにおっしゃっているんですから、やっぱりそこはきちつと国民にもつと分かりやすい説明してもらわなくちゃ困るんですよ。党首がそう言つてないんですよ。あなたの方の党首は財務省出身だから駄目だと言つているじゃないですか。それちゃんと党内できちつと話し合つて下さい。それをきつちりしないので、民主党の意見が分らないわけですよ、政府側にしますと。それを棚に上げて一体だれに責任を問うのか。大臣にですよ、額賀大臣に、大塚、そもそも民主党が受け入れられないような案を出すのが間違つていないじゃないかといううな民主側側の言い方じゃ全然矛盾していません。全くおかしいんですよ。だから、それは党内できちつちり話をしてもらわなくちゃ困ると、これは指摘しておきます。

それともう一つ大事な問題は、もつと根本的な問題なんです。それは、いわゆる山岡テレホン事件です。今回のこの日銀人事に関連して、山岡国対委員長さんが、この副総裁予定者だった渡辺さんに事前に電話をしたというんですよ。私はそのとき、あえて私は議運の中では名前は申しませんでしたが、本人さんが今電話を掛けたというところを認めておられるそうでありますからあえて名前を申し上げます。

そういうことが事実であるとするならこれはとんでもない問題なんです、民主党自身も財金分離だとかそういう話をしていんだつたら、政治とまさにこの内閣、これと議会の役割分担というのがあるはずなんです。議会が内閣の人事権まで、それを侵してしまうようなことをしていいんですか、これは。その責任をどう感じておられる

んですか。そこを答えてください。

○委員長(峰崎直樹君) 質問、質問通告は、質問通告はしているの。

○西田昌司君 日銀人事について質問をしております。

○委員長(峰崎直樹君) ちよつと速記止めて。

(速記中止)

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こして。

質問やり直しますか。

○西田昌司君 いや、もう質問しましたよ。

○委員長(峰崎直樹君) じゃ、改めて西田昌司君。

○西田昌司君 時間がないので重複してやるのはかなわぬのですが、もう一度言いますが、先ほど御党の方が日銀人事で質問をされているわけですよ、大臣にどうだと、混乱の責任は。しかし、私は逆に、これは民主党の方に責任があつたんじゃないのかと、こういう質問なんです。

特に、山岡国対委員長の問題は、これ財金分離以前に議会と内閣との役割分担の原則を侵しているんですよ、これは。そこをどう責任取られるんですか。そこをはつきり答えてください。責任取られるというよりも、どのようにに発議者として、これ今、まさにこの問題が議論されているんです、どのようにお感じになつていのか、また、そのことをまずお答えください、それじゃ。

○大塚耕平君 御下問の件でございますが、山岡国対委員長がどのようなことをなさつたのかというところについては私は存じ上げる立場にはございませんので、是非、新聞等で報道されている事柄については議運等の場で御議論いただければ幸いです。

○西田昌司君 是非またそれは議運でやつていただかなきゃなりませんが、次に進みますが、これから本題なんです。

私が一番まずお尋ねしたいのは、今回のこのガソリン税の話で、いわゆる暫定税率を廃止するという話と、これを一般財源化するんだと、ガソリ

ン税のね、こういう話を民主党がおつしやっているわけなんです。しかし、これは非常に二律背反の話じゃないかと思うんですね。つまり、一般財源化することであるならば、一般財源化する財源が必要なんですよ。ところが、暫定税率を廃止したら税収なくなるんですね。一般財源にする税収がないじゃないですか。これは非常に矛盾する話なんです。一体これはどのように理解したいのか。私はこれ、矛盾しておりますので、矛盾していることをあえておつしやっているならその理由をお聞かせいただきたいし、むしろ、それよりもこちらの方が大事なんだというのであれば、それはきっちり国民の前で説明してください。

○尾立源幸君 お答えをいたします。

西田議員には、税の専門家として、また地方議会のプロフェッショナルとして大変造詣深くあられますので、いろいろ御指導いただければと思います。

今御質問の件でございますが、そもそも私どもは、党の考え方として、地方の自主的な政策決定ということを非常に大事にさせていただいております。そんな中で、今回特定財源を一般財源化するということは、私はこれは本当に地方の政策選択の幅が広がる大変喜ばしいことではないかと、多分西田議員なんかもそのような実感をお持ちになられることだと思います。

そこで、一方、この特定財源制度や目的税というのは国が法律によって決めておりまして、国が地方税法におきまして、例えば自動車取得税や、例えば軽油引取税なんかの使い道を、これは年間に道路にだけ使えと、こういうふうに決めておるわけでございます。私は、こういう制度を維持したまま本当の意味の真の地方分権はできないのではないかと、このように我々は考えておるところでございます。

一方、先ほど御質問ございましたように、暫定税率の廃止と一般財源化という中で、今回私たち

は、この改革の大原則の中で地方には迷惑を掛けたくないということを何度も申し上げております。私どもが今提案させていただいております法案を速やかに審議をして衆参両院で可決をしていただくならば、地方の財源はきっちり自主財源としてお守りさせていただくことが可能となっております。そういう意味で、自主財源になるこの地方税を、大事なことは、これを皆さんの議論の中で、地域の中で、議会での使い道を決めていただくことだと思っておりますので、地方における予算の配分については、それが道路にこれまでどおり金額行くのか、福祉に回るのか、教育に行くのか、それは地方の皆さんで決めていただくことだと思っております。

○西田昌司君 質問に答えていただきたいんですね。

私は一般財源化、この話は理解しているんです。現に我々自民党の方も、総理が一般財源化の話をもう打ち出しているわけですよ。だから一般財源化はいんです。今問題になっているのは、なぜ暫定税率の廃止にこだわるのかという話なんです。暫定税率を廃止してしまえば一般財源化のお金がないんですよ。そこをどうするかという話なんです。だからそれ、二・六兆円の財源が不足すると言われておりますが、そもそもそれをどうやって回すんですか。だから、自主財源とか言っていただけでもお金がどこにあるんですかと、地方は皆戸惑っているわけですよ。だから、一般財源化するなら、暫定税率を維持して一般財源化したらお金ありますよ、それを、暫定税率を廃止して一般財源化、どうやってするんですか。

○尾立源幸君 お答えをいたします。

税の専門家でありながら、前回の委員会でも申し上げた件でございますが、これ揮発油税が導入された場合は、これは一般税で一般財源でございます。しかしながら、二十九年に特定財源、さらには暫定税率が入ってきたわけでございます。そういう趣旨から考えますと、一般税にする場合には本則に戻していかなければ、こ

れは課税の論理は成り立たないわけでございます。そこをまず税の専門家というところでお考えをいただきたい。もちろん、税の確保ということだけであれば、暫定税率があるにこしたことはございません。税の論理として成り立たないということとをまず御理解をいただきたいと思えます。

○西田昌司君 それこそ論理のすり替えなんですよ。だから、目的税だからどうだという話にしていきますが、そうじゃないんですよ。一般財源化したときに、お金はあるんですが、それを回すのはいんですが、要するに暫定税率を廃止すると二・六兆円のお金がなくなると。じゃ、そのお金はどこから出すんですか。具体的に根拠を示してください。まずその根拠を示していただかないと話になりませんよ。

○大塚耕平君 本質的な議論をさせていただけて本当に幸いでございます。

西田委員の今の御質問、大変私どもとしてきちりお答えしなければいけない点と、一つ私からも指摘をさせていただきたい点とございます。

後者から申し上げますと、今、西田委員がおっしゃいましたように、暫定税率を維持したまま一般財源化すればそこにはお金がありますというところで、それはもうそのとおりでございます。しかし、これをそのまま結局一般財源というふうにならば実態は変わらないという、ここが非常にこれから与野党の間で議論をさせていただかなければいけない重要な点だと思っております。その点は是非御理解をいただきたいと思えます。

その上で、今年度暫定税率を廃止した場合に二・六兆円、これをどのように埋めるかと。これについては既に先回も御説明をさせていただきましたが、私どもは国の特別会計等の、あるいは特別会計の周辺にございます独立行政法人等の内部留保というものはある程度利用可能ではないかという考えは持っております。この点については、先ほども我が党の富岡議員からも御指摘のありました外為特会や財融特会等も含まれることとございま

す。さらに、是非御理解をいただきたいと思えますのは、本会議において私が総理に今の趣旨の御質問をさせていただいたところの総理の御回答は、例えば独立行政法人については六千億円を超える内部留保があり、国庫返納等のルールを策定しますと、こういうことを言っておられます。また、公益法人についても過大な内部留保の適正化の視点も含め、集中点検の実施を指示しましたと、こういうふうにおつしやったわけでございます。まさしく、こういう点を通じて財源を捻出する、有効活用する努力は私たちにはしなければならぬというふうにおつしやっております。

○西田昌司君 いや、いつもその肝心のところを民主党さん説明せずに、要は、税金下がつて、ガソリン値下げ隊なんてことを全国でやって、そして地方には迷惑掛けませんとか言っているけれども、昨日もあなた方、地方公聴会行かれたんでしょ。その中で、今日も新聞に出ていますけれども、民主党出身の、代議士出身の北九州市の市長さん自身が、こんな形で暫定税率がなくなってしまうと今予算が執行できない状況だと、非常に迷惑していると言っているんですよ。だから、そのことを皆さん方は御理解になっていないんですかね。

やっぱり、そこをきちり説明しなければならぬんですが、まず一番大きな問題は、民主党さん、税法のこの暫定税率を下げるという話しておられるんですけど、じゃ実際に二・六兆円入ってこないのは事実でしょう、これは。そうすると、要は二・六兆円という形で次減らすんですか、歳出の方をきっちりバランス取らなきゃならないわけですよ。そうでしょう。そうしますと、それに伴う当然予算はこういう形になるんだということを示していただかないと。民主党さんの話聞いていると、どうもあちこちの話をいいところをつなぎ合わせておつしやっているけれども、全体としてどうだというのが見えてこないんですよ。

是非、予算の方で民主党さんがどういう予算出

すのか、修正案出してください。それをしつかり出さない、これは議論できないんじゃないですか。幾ら言っても、あつちにありません。こつちにありません。地方に迷惑掛かりませんか。言うけれども、現に二・六兆円減らした、そういう形の収入を出しているんですから、支出当然減るんじゃないですか。文書で出してください、それを。

予算の修正案を文書で出してください。

○大塚耕平君 まず、昨日、一昨日と私も行ってまいりまして、今御指摘の北橋元衆議院議員、現北九州市長とも議論をさせていただきました。私は読売新聞を取っておりますので、読売新聞にも今、西田委員がおっしゃったような趣旨のことが書いてございました。

ただ、私もつづきにメモを取らせていただきましたが、北橋市長は、確かに予定していた工事の実施計画等について了解が得られないので大変困っている部分もあると。しかし、今回のこうした議論が本当の地方分権を目指すための重要な議論であることも理解しているの、そういう結論が得られるならば一時の混乱も先々にとってプラスになるという趣旨のこともおっしゃいましたので、是非御理解をいただきたいと思ひます。

その上で、予算ということでございますが、まず二・六兆については、これも繰り返していただくと、恐縮ですが、これを国と地方の振り分けで考えますと、地方に〇・九兆、国に一・七兆。そして、地方には私どもの法案では財源の保障をするという法案になっておりますので、国から地方道路整備臨時交付金や補助金等、あるいは直轄事業の地方の負担金をなくすという形で完全にカバーをさせていただくという存念でございますので、私どもの議論というのは国の直轄事業をどうするかということに収れんさせていただきたいということとを申し上げております。そして、そのことについては先般も森委員や脇委員と議論をさせていただいた中で私から申し上げさせていただきました。

そして、しからば国に集中したこの歳入不足の分をどうするかということについては、先ほど申し上げました第一点、新たなものを捻出するという努力に加えて、第二点は、そもそも今回の十四次になります整備計画がこの内容でいいのかどうか。そして、その前提となっている費用便益分析が適切かどうかということを通じて、一体、国の歳入不足となった分をフルに、例えば特会の内部留保から充てなければならぬのか、何がしかコストダウンの余地があるのか、そういうことを見極めることが必要であるということから、そのことについて与野党間で是非議論をさせていただきたいというふうに申し上げた次第です。

○委員長(峰崎直樹君) 西田委員、ちよつとお待ちください。

ただいま発議者に対して修正要求を出されたんですけれども、予算はもう既に、予算の方は成立しておりますし、発議者に対する資料要求というのは出せるか出せないか、もしその上でもなおかつ要求ということになれば発議者の了承を得る必要がございますので、もしあれでしたら、また後刻理事会で協議をさせていただきたいと思ひます。

どうぞ続けてください。

○西田昌司君 是非そういうふうに、予算は今、実際執行というか、成立しているんですけれども、肝心の執行ができない状態なんです。だから、民主党さんがあくまで二・六兆円なしでいいと言ふんなら、それで予算組めるはずですから、当然そういうものをお持ちで、代替案をお持ちでされているはずなんです。ですから、それを是非文書で提出をこれをお願いしたいと思います。是非これは委員長の方でお取り扱い願ひたいと思ひます。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をしたいと思ひます。

続けてください。

○西田昌司君 それで、今、大塚委員は、まず一つ重大なおこととおっしゃったのは、直轄事業。直轄事業で対処すると言ひましたが、直轄事業がなくなってしまうんですね、これ、二・六兆円がなくなると、そもそも。だから、これは何度でもこの中の議会のやり取りの中でありましかつても、要するに〇・四兆円、四千億円ぐらいしか国の方には残ってきませんから、地方の方を確保するということになると。そうすると、それは根本的に維持管理しかできないんですね。

皆さん方のお地元、そちらにも直轄事業がありますけれども、そういうものがなくなると、すけれども、それでいいのかという話なんです。例えば御地元の方でしたら、例えば大阪の方では第二京阪ですね、これ京都から行っていますけれども、それがあつたり、名豊道路とか大きな直轄の道路ありますよね。もう止まりますよ。実際問題、この暫定税率が廃止になったらこの事業自体でなくなってしまうし、現実問題その直轄事業のお金は暫定税率による財源がたたくさん使われているはずなんですけれども、国交省来ていただいているんですが、実際のこの二つの事業、御地元の、ちよつと説明していただけますか。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

第二京阪道路につきましては、全体事業費は約一兆六千億円でございます。そのうち約七千三百億円を直轄事業として実施する計画でございます。平成十九年度には補正予算を含め六百十二億円を投資しております。今後完成までには更に約一千六百億円の投資が必要と見込んでおります。それで、名豊道路でございますが、直轄事業として全体事業費約四千七百億円の計画で施工しております。平成十九年度には補正予算を含め三百四十四億円を投資しております。今後完成までには更に約一千三百億円の投資が必要というふうに見込んでおります。

○西田昌司君 今言いましたように、お地元の道路が、完全にこれ道路特定財源、その暫定税率の分でやっていますから止まってしまうんですよ。だから、それは、お地元でそういう説明されてい込んでね。そのことははっきりさせてください。

○大塚耕平君 地元の皆さんからも、道路について、当然先生方と同様に私どももよく質問を受けています。しかし、地元の皆様方に御説明申し上げていまして、先ほど西田委員に御回答申し上げましたように、今のままの整備計画と、そしてその前提となっている様々な考え方を進めていくのかどうかということを検討する時間的余裕をいただきたいということで御理解をいただいております。

○西田昌司君 時間的余裕とおっしゃっているんですけれども、時間的余裕ということとは要するに、今の国交省からの説明ありましたように、暫定税率がなければ、その分の財源が入ってきませんから事業でなくなるんですよ。時間的余裕が欲しいと、与野党で話し合ひしよう、大いに結構、やっていただきたいんです。ということは、もう一度その財源認めるということですか。だから、私が申し上げたいのは、財源をこの暫定税率以外できちり示してもらえれば分かります、これでやりますからというね。そうじゃなしに、財源を示さずにですよ、今言いましたように、与野党話し合う時間を下さい。それはまさに、これ財源をそのままですよ、やりましようという話で、それはいいんですよ、それで、それでいいんです、そこをはっきりしていただかないと国民非常に誤解するんですよ。

もう一度聞きますが、それは、じゃ財源が別にあるんだつたら、それは示してもらわなければならないけれども。そこで、私は、それも含めて、ちよつと時間が過ぎてくるんで言ひますが、今

二・六兆円の話ばかり我々言っているんですけども、二・六兆円よりもっと民主党さんは大きいこと言っておられるんですよ、大体。

まず、去年の参議院選挙でマニフェストを出されましたよね。これ、十五・三兆円の無駄とかいう話がありましたけれども、このマニフェストは今でも生きているんですか、まず生きているかどうか、それだけ、有効なのかどうかだけお聞かせ願います。

○大塚耕平君 お答え申し上げます。

マニフェストについては、これは政権を取ったならば是非実現をさせていただくという前提でございますので、残念ながら私どもには今実現能力はございません。しかし、もちろん、昨年の夏の選挙のときに党として申し上げた部分については実現できるような努力をしたいと思っております。ただ、一刻と国を取り巻く環境は変わります、経済環境も変わりますので、次の選挙のときにそのマニフェストが同じ内容になるかどうかという点については現時点では何とも申し上げられない部分もある点は御理解をいただきたいと思っております。

○西田昌司君 それが分かりにくいんですね。

まず、一つ申し上げますが、民主党さんは今現在この参議院において第一党なんですよ。残念ながら自民党は第二党に甘んじておりまして、少数党なんです。次、皆さん方が総選挙、これでもし勝たれると間違いなく政権お取りになるんですよ。ですから、皆さん方がおっしゃっている言葉は、国民は当然政権取ったからこうされるんだと、このマニフェストもそういう意味でみんなは聞いているんですよ。だから、だからそこをしっかりと踏まえて発言していただかないと、これ非常に大きなことになるんですよ。

政治のいろんな不信とか、この政治不信いろいろ言われますが、これは何が一番大きいかというとやっぱり政治家の言葉です。我々、自民党と党側も、これは自分たちの言葉というのになんて責任持たなければならぬし、当然いろんな

発言が後々皆さん方から追及されたりするのも当然なんです。しかし同時に、これ今、民主党さん自身が今この参議院の第一党なんですよ。そして、第一党を取られた理由というのは何かというと、このマニフェストじゃないですか。このマニフェストを掲げられてこういうことしますよといっている、国民は残念ながら我々自民党よりも民主党さんを選ばれたんです。じゃ、このマニフェストに沿って次の衆議院選挙へ向けて当然されるはずなんです。

そうしますと、そうしますとというか、ここに書いてあるのは十五・三兆円、これ無駄をなくして有効政策へ、それは書いてあるわけですね。今二・六兆円というのは、この枠外の話ですからね。全然、この中の話を調整すれば、初めから二・六兆円なんて金額はまさにすぐ出てくるじゃないですか。なぜこの金額を具体的に言わないんですかね。何か、この前から聞いていますと、皆さん方がおっしゃった説明、このマニフェストの話を全く無視して、じゃ特別会計にどうだとか、それこそ本当にもう細かい話ばかり終始されているんですよ。そうじゃないに、十五・三兆円無駄があるといつて、この予算をなくしたら違う予算ができるって言うじゃないですか。具体的に、じゃそれを提案してくださいよ。そこをはっきり、それ文書で私は出していただきたいと思っております、これは。どうなんですか。

○大塚耕平君 今御指摘の点、このマニフェストを今お手元にお持ちいただいて、御関心を持っていただいて恐縮なんです、二・六兆円は、これが外数かどうかということについて、これはここに、財源のところで私どもがマニフェストに記載しました補助金の一括交付化等による無駄の排除六・四兆円、そして談合・天下りの根絶による行政経費の節減一・三兆円。この二・六兆円を、今回、先ほど申し上げました与野党協議と今後の道路整備計画の在り方を検討する中で、二・六兆円の何がしかはこの六・四と一・三に該当する部分になってくる蓋然性はあります。ただ、今現在、

じゃそれが幾らかということ、率直に申し上げて、申し上げられません。

それともう一つ、是非、西田委員は本質的な議論とおっしゃってくださいましたので、私も全く同感でございます。当初、こういう十五・三兆という数字のフィージビリティについては、いろいろ去年の選挙前も私も御批判も御指摘もいただきました。しかし、私自身も大変、例えば経済財政諮問会議の議論なども注目をして拝見しているわけなんです、二年前の二月には、経済財政諮問会議の資料として、歳出二十兆円削減不可欠と。その削減の仕方については三通りの試算が出ておりまして、もちろん社会保障費も削るという案もあります。しかし、人件費と裁量の経費で二十兆ということも二つの選択肢として出ています。そして三つ目は、裁量の経費だけで二十兆と。もちろん議論のための数字であって、これがそんなに簡単なことではないということとは分かっておりますが、ただ、西田委員がまさしく本質的な議論とおっしゃいましたように、今本当にこの国の無駄をなくす、ないしは少しでも少なくするという努力を与野党挙げて取り組まないとゆゆしき事態になるというふうに思っております。

そして、本当に言わば寝食を共にさせていただいた西田委員です、一つお伝えをしたい言葉がございます、アメリカの財政学者の言葉で、ちよつと分かりにくいんですが、こういう表現があります。人の金を自分の金ほど注意深く使う愚か者はいないという、これは財政学者の言葉であります。つまり、特別会計、今回は道路特会が問題になっておりますが、年金の特会もそうです、ほっておいてもそこにどんどんどどんお金が入ってくる、しかも人のお金が入ってくると、それを自分のお金のように注意深く使う、言わばそれはいい意味での善人は多くはないということ、これを表現しているわけでありまして、この点を是非与野党を挙げて改革をさせていただきたいと思っております。

○西田昌司君 今非常に、やっぱり大塚委員らしい見識をお示しいただいたんです。後半そのとおりなんです。私も、何も無駄をそのままにいいなんて、だれも言っていないですよ、当然です。私も税理士という職業をしていますから、納税者の気持ちが一番よく分かるんですよ。

しかし、問題のすり替えはしてしまつたら駄目です。先ほど言いましたように、十五・三兆円の中に、その二・六兆円に該当するもの幾らかは蓋然性はありますと、しかし幾らか分かります。これちよつと、大塚先生、これはちよつとといかなものなんでしょう。それ説明になつてないですよ。

やはりこういうものは積み上げなんです、具体的に何かという積み上げのこれは資料、是非これは発議者に求めたいと思いますので、委員長でお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましても、後刻理事会で協議をいたしたいと思っております。

○西田昌司君 それで、本当はもう少し小沢代表の発言も言いたいんですが、そういうことはちよつと本質問題と違うので、横に置きましょう。

じゃ、本質問題、行きましょう。

本質は何かという、今、これ一番大きな問題は、いわゆるこの数年間、この改革の中でとにかく政府、これ役人の改革も含めて無駄が多いんじゃないかと。これ、民主さんもそうだし、自民党もやっているわけですね。これはこれでいいんですよ。

しかし、民主党さんが言うように、十五・六兆円が無駄で出てくるとか、二・六兆円も、また無駄を省いたら、コスト削減したら出てくるとか、そんな本当に数字出しているんですか。国民、誤解しますよ。もつと本質問題は、要するに日本の国民負担率、これ税も国民保険料も含めてですよ、根本的に低いということじゃないですか。これ一番、お二人ともまさに、尾立委員も会計士だし、大塚委員は日銀の職員だったわけでありまして、これ当然みんな知っているわけですよ。与野党も野党もみんな知っているんですよ。

ところが、この一番肝心な話を横に避けて、とにかく役人の無駄遣い、組織を簡素化したらいんだと、そういう話、もちろん大事です。まずそれをやってからでないといけない、これは当たり前なんだ。当たり前なんだけれども、それだけでできるというように、まさにこの民主党のように十五・三兆円も無駄があるとか、それから小沢さんに至っては、十二・六兆円、何か天下りをやめたら出てくるのか、一体どういう根拠なのかという大きな数字出てくるんですよ。しかし、それで果たしてできますか。そうじゃないでしょう。

これは私が言うまでもないですが、例えば今GDP比でいきますと、平成元年のときにたしかGDPが四百四十四兆円くらいでしたかね。それで、地方税と国税合わせると八十八・九兆円なんです。ですから、これが二一・四％くらいあったわけですよ。

ところが、今、これ平成二十年年度の当初予算でいくと、GDP五百二十六兆円で、これが一八・三％の九十六・三兆円しかないんですよ。まさに三ポイント下がっているわけです。これは、この間非常に景気悪くなりましたから、減税したり、いろんな租税特別措置も含め、三ポイント下がっているわけですよ。五百兆円に三ポイントを掛けると、これだけで十五兆円なんです。

つまり、今から、これから我々が本当にしていかなければならないのは、こういう抜本的な税制改革、これをきっちりして、だから一般財源にするのはいいんですよ、自民党も言ってるんですから。抜本税制改革のときにそういうことをすべて含めて話しないといけないんじゃないですか。それを、それを今矮小化した問題にしてしまっているんですよ。無駄をなくせ、もちろん大事ですよ。もちろん大事なんだけれども、無駄だけでそれは解決しませんよ。皆さん方もみんな知ってるじゃないですか。それを国民にきっちり説明して、これ与野党とも分かっている話なんです。それから、これがこれから一番大事じゃないですか。

そうすると、大塚委員、尾立委員とも見識のある方だから、当然のことながら、これは政局の具にするんじゃないに、今、総理は、暫定税率は取りあえず今年度は続けなければならぬけれども、これからいわゆる抜本税制改革で議論しようと言っているんですよ。一般財源化もしますと言っているんですよ。どが民主党さんの提案と相違点あります。ないじゃないですか。だから、これはやっぱり真摯にその辺はやっていただきたいんです。是非、私も本当にこれは根本問題ですから申し上げましたけれども、是非、御意見を聞かせてください。

○大塚耕平君 もう西田委員の熱い御指摘は全く共有をしておりますので、是非そういう方向で着地を見ればいいなとも思っております。

もともと、全く与野党違いがないとおっしゃいましたが、やはり私もこの暫定税率の廃止については是非復活することのないようお願いをしたいということがございますので、その点についてはどうやら財務大臣のこれまでの御答弁と私どもの委員からお願いでは少し違っているわけでございます。

その点を踏まえた上で是非御理解をいただきたいのは、確かに日本の国民負担率が表面上、アメリカに次いで先進国の中では低いということは私も存じ上げております。これは財務省の統計ですとそうなります。しかし、例えば高速道路等が諸外国に比べて大変通行料金が低いというような狭い意味、狭義の税と、保険料の負担以外の負担も加味した上での比較を行わなくてはならないという点は一御理解をいただきたいと思っております。

その上で、最後にもう一点ですが、まさしく四月十一日の政府・与党決定の二項目と二項目に無駄を徹底的に排除するということがうたわれております。そして、昨年の九月二十五日の連立政権合意の第十四項でも、歳出削減と税金の無駄遣いの一掃ということを言っておられるわけでございますので、ということは、それがまだあるというところが前提なわけですので、私もそれが全く

なくなるほど、そんなに完全無欠なことができるとは思っておりませんが、しかし応分の努力をしてからでないと国民負担のかさ上げという点については国民の皆さんの理解が得られないものと思っております。

○西田昌司君 時間が終わりましたのでこれで終わりますが、本当にためにする議論はやめましょうよ、これは国民のためにあるんですから。是非そのことをお願いして、質問を終わります。

○石井みどり君 自由民主党・無所属の会の石井みどりでございます。

今まで随分、金融、財政の専門家からの御質疑が続きましたが、私は正直に申し上げて、小学校の小遣い帳を付けて以来、家計簿も付かなかった人間で、まさに財政をしてお金もないので金融の専門家でもありません。しかしながら、大方の国民の方々は財政のプロでもなければ金融のプロでもありませんので、私の何うことはまさに大方の国民の方々の目線でお聞きするというふうに受け止めていただければと存じます。私が納得すればほとんどの国民の方も御理解いただけるというふうに思っております。

今朝からの質疑の答弁も伺っていて、私、どうしても、先ほどまた同僚の西田委員の質疑のやり取りを聞いていてもやはり納得ができません。先ほどから聞いていてもどうしても納得ができません。それは、既に四月一日から暫定税率が廃止になりました。やはり大きな歳入欠陥が出た、二兆六千億もの欠陥が出た。これは本委員会の四月十日の御審議の中でも出ておりますが、これを先ほどから聞いていても、どうそれを、財源をどのように手当てされているのか、もう一度恐れ入りますが、お聞かせいただけますか。

○大塚耕平君 石井委員には是非御納得いただけるように、真摯に御答弁申し上げます。まず、先ほど西田委員の御質問の最後で申し上げましたように、やはり無駄がまだ若干ある、不効率な歳出があるという前提に立てば、その部分での努力は行わさせていただきたいと思っております。

ます。それが一つ財源にはなり得ると思っております。

その上で、再三お話をさせていただいております。その内部留保ということでございます。もちろん、これは一過性のものでありますので、これで永続的に予算を編成していくということをお願いしているわけではございません。今年度の二・六兆円の財源不足には、もしその二・六兆を完全に埋める必要があるとしても、今年度は十分に賄い得るということを申し上げているわけでございます。

ちなみに、午前中ございましたが、富岡委員からお話のありました財融特会については約十二兆円、そして外為特会については二十二兆円の内部留保があることを申し添えさせていただきます。

○石井みどり君 いやいや大きな数字なのでびっくりいたしますが、私は常日ごろは社会保障へ軸足を置いておりまして、本当に今の厳しい医療の行方、それから介護もですね。その金額からいくと何だかすごいお金が幾らでも出てくるんだな、ちよつとびっくりいたします。そんなに無駄が省けるのかどうか、もうびっくりいたします。(発言する者あり) いやいや、本当にあるんだ。それから一緒にどこへでも掘りに行きましょう。それは私自身が、非常に社会保障の削減ということで随分本当に国民の方々も苦しんでいる、医療の提供側も苦しんでいますので、本当にそれがあるんだあれば一緒にいきたいと思っております。

ただ、それですと、今伺っていると、まずやはり削減をしていくということですね、これ事業の削減を伴うわけですね。それから、あとは政府が内部留保を持っている。これどこに、政府にまさか埋蔵金があるということでしょうか。これはどういう意味なんですか。

それと、さっき外為特会それから財融特会で、これがまた物すごく大きな数字なんです。これちよつと財務省にお伺いしましょうか、それほどの余裕があるのかどうか、ちよつと逆にお教えい

○国務大臣（額賀福志郎君）　これは富岡委員ともやり取りしたけれども、外為特会においてはもうそんな余裕はありません。できるだけ運用をきちつとして毎年一般会計に出させていたでいてるわけでございまして、二十年度も外為特会を含めて五特会で一・九兆円か何かですね、一般会計に入らせていただいています。

それから、財融特会についても、十八年度はきつと十二兆円ぐらい、そして今度九・八兆円というふうに、今まではずっと前の預託時代のを預かっておりましたので金利差があつて運用益が出たてきたんでありますが、これからはそういうことはだんだん少なくなってくるわけでございまして、今言つたように十兆円も二十兆円も毎年出せるようなことはありません。

○石井みどり君　政府からそういう御答弁なので、それでは大塚議員、じゃ二・六兆円、先ほど西田委員も申し上げましたが、私に分かるようにきちんとして、どこをどう削つたら幾ら出るのか、きちんと分かりやすく文書でお出しください。これは少なくとも国の予算を、予算関連法案を審議しているわけですから、前提だと思うんですね、少なくとも。政府が出す程度の積算のきちんと根拠を示してお示しください。そうでないと幾らでも、口先では幾らでも言えるんですよ。円委員もいらつしやいますけれども、女性も口先だけでは信じられません。きちんと文書で積算根拠もお示しいただいて、お出しください。委員長、お願いします。

○委員長（峰崎直樹君） ただいまの件について、後刻理事会で協議をいたします。

○石井みどり君 それと先ほど埋蔵金という話が出たんですが、政府の中に一過性だけれども使えるお金があるということですが、これを、ちょっともう少し、私よく分かりますから、今、回初めて、一生懸命、それこそ泥縄、付け焼き刃、一夜漬けでいろいろ資料を読んだので、ちょっとお教えいただければと思います。

今日は財務省の参考人の皆さんもいらつしやつていますので、私から申し上げるのがいいかどうかは、はばかられるところでございますが、委員も御承知のことと思いますが、例えば厚生労働省の関係であれば、年金や医療保険に関して特別会計でございます。その中に保険料が、言わば使わないう保険料がたまつていくと、これが手元の現金といひますか、流動性として残るわけでございます。同様に、もちろん厚生労働省の年金や医療や介護については、これは余つているお金ということではないと思いますが、ほかに、先ほど来話題になつております財融特会とか外国為替に関する特別会計とか、特別会計が約二十ぐらひございます。その特別会計の中には、これを埋蔵金と言うかどうかは別にいたしまして、当面何に使うか使途が決まつていない流動性というものがかなりあるといふことが一点でございます。

それ、先般本会議のときに私が総理にお願いを申し上げまして、先ほど西田委員のときに読み上げさせていただいたんですが、その特別会計の周辺に独立行政法人とかあるいは独立行政法人の取引先になっているような、先ほど大久保委員が取り上げてくださった河川情報センターというのも財団法人ですから、これも公益法人でございまして、そういった先々にも従前の予算措置ないしは契約で配分されたものの中からかなりの金額が手元流動性として残っている。こうしたものについては、この厳しい財政状況下、政府が一括管理をするという方向でお願いしたいということ総理に申し上げた次第でございます。

ちやうど家庭の主婦の方に当てはめて申し上げると、もつと光熱費も切り詰められるんじゃないか、食費も切り詰められるんじゃないか、あるいはお父さんが押し入れの中に何か隠しているんじゃないか、そういうものをつかり集めた上で家計の健全な運営のために使えばいいなということを上掲している次第でございます。

つたない説明で恐縮でございます。

○石井ひとり君　今や、私は家庭の主婦ではありませんが、今本当にどこの家庭の主婦の方も切り詰められるだけ切り詰めて、無駄なお金は使わないで、子供の学資だとか老後の蓄えだとかいろいろとためておられると思うんですね。そんなに、先ほど来大臣の御答弁を伺つても、きちんと毎年毎年一般会計で報告されているわけですから、決してその……（発言する者あり）いやいや、特会もそうですけど、きちんと報告しているわけですよ。だから、使える余分なお金で、余っているお金ではないというふうに私は受け止めました。

　そんなにじゃぶじゃぶ余分なお金があつて、それを流用してもいいお金というような説明に聞こえますけれども、そんな会計にはなっていないと素人の私でも思いますが、大臣、当たっていますでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 無駄を省き効率化を図るということはもう政府の至上命題でありますし、国民の皆さん方も大きな関心を持って見ているところだと思います。

先ほど大塚委員がおっしゃった六千億云々というのは、独法法人の余分な土地を売却したりとか、そういうことでございます。そしてまた、法律を改正して、余剰金とか、そういうものがあれば国に納めなさいということもこれから考えますけれども、それが六千億円と言っておりますが、それは独法法人が持っている、売却してもいいかなという土地でございまして、それは一回限りしかもう使えないわけでございまして、毎年毎年そういうお金が出てくるわけではないわけでございます。

○石井みどり君　そうすると、先ほども、政府に内部留保があつても一過性のものであるという。では、財源としてきちんと組み立てていく、予算を組み立てていく上での、その毎年組み立てるような財源にはなり得ないわけですね。私は、もう全くの素人でも伺つていてそういうふうに思います。

例えば、先ほど来、光熱費を無駄を省いたらと

か、お父さんがどこからか、まさか競馬で当ててきたなんて、そんないいかげんな話では、でもそんな話と似たような感じがします。たらとか、ればとか、何とかがあればとか、そんな話ばかりですので、こういう財政金融委員会というまさに国権の最高機関で国の予算を決めるところですかから、そんないいかげんな話ではこれ聞いていらつしやる国民の方は納得しません。

ちよつと申し訳ありませんけれども、今日、随分、私、比例の代表なものですから、全国で見ています。だから、最初私が委員会に立つたときはインターネットがパンクしたぐらいでございますので、もつときちんとしたことをおっしゃらないと、先ほど政権を取りたいというようなことをおっしゃいました。それでは、そんなことではまさに政権政党としては、説明は私は国民の方は納得いかないと思いますので、是非そこは、委員長、必ず文書で、積算根拠と、きちんとどこからどういうふうに持ってくる、二兆六千億というまさに大きな金額であります。女性の感覚からいえば本当にすごいお金ですね。だから、やはりきちんと示していただきたいと思います。

時間がどんどんなくなりますので、それでは、例えば先ほどもお話の中で、十日の日の本委員会での質疑で大塚委員がご答えになっているんですけども、そのとき繰越金という御発言がありました。その中にも、先ほど来出ている二兆六千億の財源として位置付けけるというふうな御発言だったと思うんですけれども。

この繰越金というのは、私は余り、家は建てたことがあるんですけども、道路を造ったことないんでよく分かりませんが、建築でも、最初に着手金を払って、事業途中で払って、そして完成時、引渡し時に最終的な決済をいたしますが、そうであれば繰越金というのは、これは本来払わなきゃいけないお金ではないかというふうに私は思うんですね。だから、その繰越金があるというのであればきちんと……（発言する者あり）いやいや、まさに明細を出していただきたいんですね。どの

事業で幾ら繰り越しているんだ、そしてそのお金が使えるんだということを私にちよつと教えていただきたいと思うんですが。(発言する者あり) 発言者です。

それともう一点、この繰越金というのは、予算措置されたときには、日本はやはり災害がありますけれども、災害の復旧工事も含まれているんですけれども、そういう事業を止めてそのお金を使うという意味なんですか。それこそお金を……(発言する者あり)

○委員長(峰崎直樹君) 御静粛にお願いします。
○石井みどり君 お金を払わないでいいんならそのお金が使えると思うんですが、そのことをちよつと是非、どこを、どの事業をやめてそのお金を使うんだと、そして財源にするんだということをちよつと教えていただきたいです。是非お願いします。

○大塚耕平君 分かりますというふうに御下命いただいたので先ほどああいふ例をさせていたいただきましたが、いいかげんにお話をしているつもりはございませんので、そういうふうに御理解いただくと大変残念でございますので、それでは、なるべくきちつとお話をさせていただきたいと思ひます。

まず、先ほどどこにそんなお金があるのという、財源があるのという御指摘でしたが、もう一度是非こは与野党が建設的な議論をするために御理解をいただきたいのは、四月十一日の政府・与党決定の第一項、第二項において、例えば第一項は、道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。第二、政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。これは政府・与党の決定事項でございます。そして、繰り返して恐縮でございますが、九月二十五日、やはりそれは自民党の皆様も公明党の皆様も無駄があつていいと思つていらつしやるわけはないわけでございますので、連立政権合意の第十四項で歳出削減と税金の無駄遣いの一掃、権限、予

算を背景とした天下りの根絶ということを言つておられるわけですので、やはりそこには何がしかの我々議会としての努力の余地がかなりあるというところは是非御理解をいただきたいと思ひます。

その上で、繰越金でございますが、これは先般、私が財政法上の繰越明許金のお話をさせていただきましたが、きちつと御説明をさせていただきまして、繰越明許金は、財政法上は繰越明許金ではございませんで繰越明許費でございます。あらかじめ国会の議決、財政法第十四条の三と、財務大臣の承認、財政法第四十三条によりなされ、繰り越されれば予算の配賦があつたことになる財政法第四十三条第四項の規定がございしますが、これを具体的に支出するに、財務大臣の承認を得て作成される支出負担行為の実施計画、財政法第三十条二に從つて債務負担行為を行う必要があり、繰越明許費については、その債務負担行為について財務大臣の承認が必要とされている財政法第四十三条の三。

こういう内容でございます。先般私が一つの事例として申し上げましたのは、例えば山形の国土交通省から御説明をいただきました高架工事に、おいては、当初の工事が予算四十億でスタートしたものが、終わつてみたたらたしか百二十七億と。こういうふうな費用が上がつていく過程において、もちろんこの工事は数年度にわたつて行われるわけでございしますので、その間、年度を超えるごとに恐らく繰越経費が出てくるわけでございまして、そういうものの中に、もちろん使途は決まっておりますが、合理化ないしはコストダウンの余地があるかもしれないので、こういう繰越金について与野党しっかりと虚心坦懐に今の運営の仕方でいいかどうかということを是非議論をさせていただきたいというふうに申し上げた次第でございます。

○石井みどり君 先ほど西田委員も言いましたように、私も無駄を徹底して省くべきだと思いますが、ただ、今の御説明を聞いていても、じゃ、い

をお示しいただいて、先ほど来申し上げているこの事業をどうしたら幾ら無駄が省けるかということとをきちつとお示しをいただいて、そしてこの繰越しに關しても、それから独法に關しても、幾ら幾らだから幾らになる。その二兆六千億をきちつとお示しをください。そうであれば信じます。そうでないと、やつぱり、例えばこの前、その山形のと、それで何十億か浮くと。じゃ、どの事業で幾ら浮く、どの事業を見直すか、そういうふうな形で是非具体的にお示しをください。そうしなさんと、たらとか、ればかりの話ですよ。

私はやつぱり、私レベルでは理解できませんので、是非それは……(発言する者あり) いや、私の理解では繰越しというのは、明許繰越費とおつしやいましたけれども、あくまでも、それは会計上いかにもお金が残つていくように繰越しにあるけれども、それは債務も一緒にあるという理解だと私は思ふんですね。私わなきやいけないう金です。それからそれを流用するだけじゃないですか。主婦レベルでもそう思ひますよ。決して使える財源というふうにはどうしても理解できませんので、きちんと、これこれのお金を使えるから二兆六千億になるんだということを是非お示しをいただきたいと思ひます。そうでないと、先ほど来随分、私は国会というのは格調高いと思つておりましたら、随分だますだ何だという発言ございましたので、まさに国民を欺くことになりましたので、是非それをお願いしたいと思ひます。

時間もありませんので。先ほど大塚委員のお地元の、西田委員の方が言つておりましたが、先ほどの御説明では、お地元の直轄事業、これはやめないうんだと、地方に迷惑掛けないんだといううようなお話だったかと思つて、これ大塚委員のお地元ですよ。

○大塚耕平君 愛知県です。
○石井みどり君 ですね。これ見ますと、愛知県本

全に完成しているのは知立バイパスの半分にも行かない、ここだけです。あとは全部継続中、まだ完成していないところですね。特に蒲郡バイパス、豊橋東バイパスに至つては未だ未着工のところですね、これ。これ非常に経済効果高いんじゃないんですか、愛知県にとつて、それから愛知県にある企業としては。

この事業も止まるんじゃないんですか。どうなんですか。これ、できるんですか。これ、ちよつと……(発言する者あり) いやいや、私が伺いたいの、先ほどの御説明だと、地方に迷惑掛けないと。そうであれば、国の道路財源は三兆三千億しかない、それが一兆六千億になるわけですね。残りは、国が使えるお金は四千億しかないと思うんですけれども、この理解でよろしいんでしょうか。

○大塚耕平君 愛知県地図をお持ちいただいてありがとうございます。
この名豊道路というのは、名古屋の名と豊橋の豊という字を取つて名豊道路なんです、二十三号線のバイパス、これは本道に込込んで。まだ工事も全部終わつておりませんので、それは経済効果は高い道路だと思ひます。

ただ、私どもは、石井委員に御理解いただきたいと思ひますのは、今回の十年に期間が延長になりました中期計画が出てきたところで、小泉さんがこれまでの整備計画で決まつて九千三百四十二キロは造るけれども、あとは白紙だと思つしやつたにもかかわらず、一万四千キロで五十九兆円という数字が出てきたんですね。したがって、私どもは、小泉さんがおつしやつた九千三百四十二キロは、これは私どもも、まあ道路公団民営化については正の余地がまだあると思つておりますけれども、しかし小泉さんなりの御決断だったなと思つて、九千三百四十二キロという数字を大変我々も重きを置いておるわけでございます。したがつて、ここに影響が出るかどうかというのは、これが九千三百四十二キロに入つてい

が、もし国土交通省の方に今、これ九千三百四十
二キロに入っているかどうかを御確認いただけれ
ば幸いです。是非よろしくお願いいた
します。

○石井みどり君 それでは、国土交通省に伺いま
すが、四千億円で、今やっている事業、随分国が
やっている事業、新規の計画のものも継続中のも
のもござりますが、それができるんでしょうか。
そして、ちなみにこの名豊道路もこれができるの
かどうか。それから、この資料二の中で、併せて、
じゃ後は、それは後。

まず、これをちょっと教えていただけますか。
○委員長(峰崎直樹君) ちょっとと石井委員、今、
大塚さんは、この名豊道路の工事は九千三百四十
二という中に含まれるかどうかということを聞いて
くれと言っていますが、それも含めていいんで
すね。

○石井みどり君 はい、含めて。
○委員長(峰崎直樹君) それじゃ、原田道路局次
長、今分かりますか。

○政府参考人(原田保夫君) 一万四千キロは、高
規格幹線道路でございます。この道路は、高規格
幹線道路を補完する地域高規格道路でございます
ので、一万四千キロには入っておりません。

○石井みどり君 入ってない。

○委員長(峰崎直樹君) 入っておらないというこ
とですか。

○政府参考人(原田保夫君) 一万四千キロの中
で、高速自動車国道について整備計画が決まっ
ているのが九三四二でございますので、一万四千キ
ロに入っていないということは、九三四二にも
入っておりません。

○石井みどり君 済みません、最初の四千億で今
後の、今計画されているその一万四千とかそれも
では、それはもうできないということですか。

○委員長(峰崎直樹君) 質問ですか。

○石井みどり君 四千億というのは正しいんです
か。済みません。

○委員長(峰崎直樹君) あの、何だか、ちょっと

いいですか。質問が次々とどんどん変わっている
ものですから。

○石井みどり君 はい、分かりました。済みませ
ん。

○委員長(峰崎直樹君) それじゃ、最初に質問さ
れた四千億で道路はできるんですかという、それ
をおっしゃっているんですか。

○石井みどり君 はい。まずそこを。

○委員長(峰崎直樹君) そこから入っていきま
しょう。

じゃ、それについて大塚耕平さん。

○大塚耕平君 お答え申し上げます。
もちろん、四千億で今計画されているものが、
特に二十年度分です。全部造れるということ
はないと思います。したがって、これも繰り返し
私どもの考え方を御説明申し上げておりますが、
地方の道路について、地方の〇・九兆円につい
ては私どもの法案では財源保障しますので、残り
は国の直轄事業に論点を集約、収れんをさせて
いただきたい。

そして、この国の分について二十年度に予定さ
れているものが四千億で全部造れるということ
はございません。しかし、私どもは四千億だけで
二十年度をやっていくことを申し上げている
わけではなくて、まずそこで議論を、論点を収
れんをしていただければ、じゃ、二十年度及び二
十年度以降、国の直轄事業をどういう整備計画で
やっていくかということと野党の間でしっかり
協議をさせていただきたいというふうに申し上げ
ておりますので、その協議の結果として造れるも
ののかなり出てくると思いますが、一部造れなく
なるという結論に至るものもあるのではないかな
というふうに思っております。

○石井みどり君 四千億では当然造れないものも
あるということですが、ただ、それだったらばき
ちんと、ほとんど私、国の事業は止まると思うん
ですね、四千億では。今……(発言する者あり)
いやいや、もう雪国では雪が解け始めて道路が、
傷んでいる道路が出ます。これ、本当に補修でお

金掛かります。補修をしなければ交通事故が多発
します。それから、非常に整備、そういうところ
にもお金が要るわけですから、日本中の道路を計算
したら、だから、私の理解では、維持管理とかそ
ういう道路の補修とかでほとんどこのお金は、四
千億は使わないかと思っただけです。が、
しかし、今のお話ですと、どこからかお金を持
てきて、また同じことですよ、どこからかお金を
持ってきて国の事業もこれから先、与野党で協議
をしてやりましょうというふうにしか聞かえない
んですが、どうなんですか。それはちょっと
発議者に。

○委員長(峰崎直樹君) 分かりました。

じゃ、その点質問ですね。どちらが答えますか。
○尾立源幸君 済みません、分かりにくいよう
な感じです。でも、だから私どもは何度も何度も内
部留保というお金があつて、それを使わせていた
だければと、こういうふうに申し上げておるわけ
でございます。でも、その内部留保があるの
かないのかというその論争でございますが、私
どもはあるというふうに申し上げておりますので、
そこが多分御理解いただけない点なのかなと思
っております。

まあ、石井委員におかれましては、是非内部留
保のあるやなぎに關して一度御自分の目で確かめ
ていただくのも一つの手かと思ひます。

○石井みどり君 いやいや、あるものだったから私
だって掘りに行きたいし確かめたいんですが、た
だ、今のお話だと、本当にもうこの四月一日から
地方の事業はほとんどと言つても、かなりの、広
島県でも相当の事業が止まっています。その辺を
きちんとこれから先、さつきと野党で協議をして
これからの整備計画でとおっしゃいましたけれど
も、そのことを、じゃ例えば大塚委員のお地元
に對してきちんと、先ほど説明をしたとおっしゃ
いましたけれども、本当にそういう地方の合意を得
てこれをこの今四月一日からお止めになって、そ
れから先、また今は、財源と言われますけれども、

先ほどの御説明でも、尾立委員の御説明ではやっ
ぱり財源はあるんだと、内部留保があるんだと。
それは流用できないお金ですよ、はっきり言つて。
それ、もう全く前提が違ふというのか、それでは
国民の方は納得しないですよ、そんないいかげん
な話では。やはり、先ほど来から委員長にお願い
しているように、きちんと積算根拠からちゃんと文
書でお示しをいただかないと、これは水掛け論に
なつてしまひます。

先ほどのお話ですけれども、(発言する者あり)
ちょっと待つてください。国の直轄の、例えば国
の事業の本当にどれを減らすのか、そういうところ
も、ちゃんとそれぞれお地元があるわけですから、
皆さん民主党の議員の方もお地元の自治体と
合意を得て説明をされているんですね。そのと
ころを私は伺いたいと思ひますね。

それから、本当に広島もちょっと、それをちょ
っとまず伺ひます。

○委員長(峰崎直樹君) 今の、二点あつたんで
かね。

じゃ、発議者尾立源幸君。

○尾立源幸君 お答えいたします。

まず、繰り返しになりますが、内部留保とい
いますか、ほかに使えるお金があるかないかとい
うことでございますが、実は現実に政府は今年度予
算の中で金利変動準備金というものを、十七・九
兆円あるんですが……

○石井みどり君 水掛け論です、それでは。そん
なんじゃ駄目ですよ。

○尾立源幸君 それを九・八兆円国債償還に充
当するということを決断をした予算、これ通つて
いるんです。これなかったらこんな決断できません
よね。そのことをまず御理解をいただきたいと
思ひます。

他の質問については大塚議員からお答えをさせ
ていただきます。

○大塚耕平君 お答え申し上げます。

地元の方に合意を得てというそういう意味では
ございませんで、もちろん工事を進めるかどうか、

今私たちに許認可権限があるわけではございませんので、私も愛知県の建設部長には来ていただきたいので、私も考え方を御説明して、こういう議論をしたいのでいろいろ行政の現場に負荷は掛けるけれども、大変、先ほども申し上げましたが、北橋北九州市長もこれが大きな改革の一歩になるならば、この言わば混乱も意味があるとおっしゃったわけですので、そういう意味での御理解を賜ったわけでございます。

それから、石井委員には是非御理解……（発言する者あり）

○委員長（峰崎直樹君） お静かにお願いします。

○大塚耕平君 御理解いただきたいのは、政府も昭和五十三年以降、いわゆる財源法、財源確保法というのを累次にわたりこれを立法いたしました。その時々、財源不足の事態に対してはこの財源法で特別会計等から内部留保を充てたりあるいは政府の保有株を売却して財源に充てるといふことをやっているわけでございますので、そういうことについては工夫の余地があるということをお願いいたします。

○石井みどり君 いやいや、もちろん財源はそうやれば何かできるかどうか分からない。分からないお話を今聞かれましたが、少なくとも暫定を維持すればきちんとあるわけですよ。今やっている事業も計画している新規直轄も造れるわけですよ。そこがまず、もう全くそこからしておかしい。だって、広島でももう本当に今八六％事業止まっています。今日、資料でお出ししましたけれども。別に国道だけではないんです。もう県の事業、町の事業、市の事業、それも本当に、この例えは廿日市市というのはお地元の松本議員のころだと思えますけれども、国道二号線という非常に交通量が多くてこれも危ないですね、生活道路であつて。そういうところを、自転車でも今交通事故が起る時代ですね、これすら拡幅ができない。それから、もっとあれなのは町道なんですけれども、犬ヶ浜線というのは、これももう来年四月に中学校が統廃合で、今子供たちが少なくなつて統廃合で犬ヶ浜線の中学校が開校するんですが、これが統廃合です。スクールバスで子供たちをピックアップするんですけど、その道路が造れないですね、止まっているんです。来年の開校に合わせて造らなければいけない。子供たち通えない。もう歩いて通う距離ではないですね。だから、こういうものも止まっています。

それから、これは新直轄ですけども、中国横断自動車尾道松江線、大変残念ながら、広島から松江に行こうと思いましたが非常に不便です。山陽自は非常に交通アクセスいいんですけど、中国山地を横断しようと思うと非常に不便です。でも、これも多分止まると思います。

ですから、こういう事業が全国で何か所あるんだし。まず、国土交通省の方、今の民主党の案ですと、こういう道路が造れるんだし。そして、こういう止まる、こういう計画をされているところは何か所あるんだし。

○政府参考人（原田保夫君） お答え申し上げます。まず、現在実施している直轄の箇所数でございますが、平成十九年度で申し上げますと、国が直轄で行った国道の改築事業は、全国で七百三十八か所と十九年度でなっております。

それから、暫定税率が廃止された場合の影響でございますが、暫定税率を廃止しますと、特定財源の国分は年間三・三兆から一・六兆に減少いたします。この一・六兆をどう使うかというのはプ

ライオリティの付け方だと思ひますけれども、仮に地方への補助金、臨時交付金の額を優先的に確保しますと、その分が一・二兆円ございますので、国の直轄事業に使える予算は約四千億ということでございます。

○石井みどり君 そうすると、地方に迷惑を掛けないということ、補助金はそのまま、とすると、やはり四千億しか国の事業に使えないということですね。もう現に、本当に四月一日から事業は止

まっています。そういうことをやはり、四月一日から止めるのであれば、それぞれの地元に対して説明をされるのが本当の責任ということだといふふうに思っています。

それから、先ほどちょっと、済みません、時間が来たんですけども、この委員会では視察をされていますけれども、決してそんなにいいことばかりおっしゃっているわけじゃないですよ。本当に、そのときも森委員が、暫定が失効しても本則税のキャッシュがあるから執行はできるというふうに言つて御質問されたのでございます。内示がないのに執行はできないとか、あるいは地方分権が徹底されていない現状で予算執行はできない、それから元民主党から出られた方ですら、非常にやはり、選挙に出るときはハードからソフトへと訴えたけれども、ハードが大事なんだと、道路を整備をしないと企業が誘致できないというふうにごくおっしゃつて、前市長に感謝をしているとおっしゃつたそうです。

ですから、随分お地元の説得されて納得されないと、皆さん本当に大変だと思ひます。ありがとうございます。

○大塚耕平君 一つ石井委員にお願いであります。委員長にもお願いを申し上げたいんですが、本質的な議論だという西田委員からの話もあつて、私も石井委員にも極力真摯にお答えをさせていただいたつもりでございますが、議論の最中にいいかげんな説明だということも含めて何点か是非削除をしていただきたい御発言があつたと思ひますので、是非御理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、北橋市長については、決して前向きな発言ばかりだという趣旨で先ほど申し上げたつもりもございません。ただ、私が引用したところはこういうことなんです。北橋市長が、これほど市長というものが裁量の余地がないとは思ひなかつた、真の地方分権を進める上で今回の混乱が大きな一歩となるということならば大変いいことである、こういう趣旨のことをおっしゃつたといふ

ことでございます。

○委員長（峰崎直樹君） ちょっと速記を止めてください。

（速記中止）

○委員長（峰崎直樹君） じゃ、速記を起こしてください。

ただいまの石井君の発言中に不穏当な言辭があるとの御指摘がありました。

委員長といたしましては、後刻理事会において速記録を調査の上、適当な措置をとることといたします。

○委員長（峰崎直樹君） それでは、この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中山恭子君が委員を辞任され、その補欠として坂本由紀子君が選任されました。

○坂本由紀子君 自由民主党、坂本由紀子でございます。

まず最初に、先ほど来お話が出ておりますが、地方公共団体が本年度の予算の執行に難渋をしておるところでございます。四月一日現在で三十六団体が事業の執行を留保して、うち十一団体は道路以外にも影響を受けている。かつ、各地方公共団体、都道府県が本年度の予算を策定しているわけでございますが、このうち、民主党も賛成して暫定税率を前提とした予算を可決をしているところが四十近くに上つていられるわけでございます。御承知のように、地方の道路事業というのは道路特定財源だけで賄えておるわけではございませんで、特に市町村においては一般財源を多額に投入をしております。市町村は、約半分ぐらいが道路関係予算のうち一般財源を投入しているという状況でございます。そのような状況の中で、今回暫定税率について失効をし、今やつと本年度の歳入についての法案審議が今参議院の委員会で行われているというのは、私は誠に国民並びに地方公共団体に対しては申し訳ないことだといふふうに思ふのでございますが、こういう状況につい

て、發議者におかれましてはどのように地方公共団体の実態を認識されて、そしてどのように対応していかうとされておられるのか伺いしたいと存じます。

○尾立源幸君 坂本委員にお答えをいたします。

坂本委員におかれましては、決算委員会でも以前同じくさせていただきまして、いろんな鋭い御指摘、無駄遣いを含めて本当に聞き入っております。そういつた意味で、是非無駄遣い等については、政府・与党合意もございまして、共に党派を超えて、その辺りの問題指摘は是非一緒にやっていきたいと思います。

お尋ねの件でございますけれども、私どもの数少ない手持ちの資料でございますが、今お尋ねになりました地方公共団体の予算執行状況といいますが、どのぐらいの支障を来しているかということでございますが、私どもの知る限りでは、四月四日付けの日本経済新聞に出ておりました記事で恐縮なんです、全国四十七都道府県のうち三十六道府県が新年度の工事を留保しているというふう聞いておりますし、その一方で、四県に関しては特段の措置を講じずそのままやっているというふうな報道ベースで存じ上げているところでございます。

そこで、私どもの、じゃどう考えているんだというところでございますが、これも私どもの大原則の一つでございますが、地方に迷惑を掛けないと、これはもう何度も繰り返し申し上げております。そういう意味で、今回私も提案をさせていただきます。

ただいま道路特定財源改革法案、この中におきまして、地方の自主財源をきちっとこれまでも確保するための仕組みがつけられておりますので、何といたしても地方に迷惑を掛けないためには、是非この御審議をいただいた中で御賛同いただまして、それで衆議院でも御賛同いただく、これが一番地方に迷惑を掛けない私は最大の手段だと思っております。

そしてもう一方、地方予算の特徴でございますが、御承知のとおり、地方の予算というのは国の

予算と同時期に成立をしますが、多くの場合、国会の予算成立以前に地方議会において決定されるというふうには私は理解しております。そういう意味で、国の予算がその時々で変更されることによってある意味地方の予算も修正をせざるを得ない、まあ補正予算を組むというんでしょうか、そういう仕組みであるということは委員も御存じのとおりだと思います。そういう意味で、柔軟性があるという私は理解をしております。

ただ、この柔軟性に甘えておつてはいけませんで、私どもは、先ほど申し上げました地方には迷惑を掛けないんだということで、早く我々の法案を成立をさせていただきまして所要の措置がとれるように、そういう柔軟な国会対応を是非お願いしたいと思っております。

それから、先ほど来も石井委員とのやり取りでもありますが、欠損が生じた、税収不足が生じた過去の分につきましては、先ほど来言っております内部留保、こういったものを活用させていただくのも一つの手ではないかと思っておりますので、どうぞそういう形で御理解をいただければと思っております。

しかしながら、今国交省におかれましては、暫定税率が成立しないということと地方への内示を本来の八分の一、一二％しか内示決定をしていない、これは私、幾ら暫定税率が今は通ってないからといっても、余りにもこれは締め過ぎなんじゃないかと思っております。

国土交通省におかれましては、もっと現実的な対応でこの地方をいじめるような予算内示というのはやめていただきたいと、まずそのことを申し上げたいと思います。

○坂本由紀子君 ただいまの御説明で私は必ずしも納得できないんですが、地方自治体が国政に対して信頼をすれば、さつきおっしゃったように、執行を留保しないでやれるんだと思うんですが、今おっしゃったように、地方には迷惑を掛けないと、本当にそれができると思えば地方はやると思うんですが、現実にはそうではない。ということ

は、民主党が地方には迷惑を掛けないと言っていることについて、本当にそうなのかと疑問を持っているということだと思いませんか。

それはなぜかといえば、確かにものとして、具体的な数字を挙げて、確かに大丈夫だという心証を持てるような御答弁がこれまでの委員会でもなかったからではないかと思うんです。私は、地方のことを考えれば、真摯にその点については御答えをいただいて、そして確信を持っていた方がいいに思わぬでございます。そういう意味で、そこを一つ確認をしたいと思いますというふうに本日は思っております。

まず、暫定税率が廃止されても、地方には迷惑を掛けない、内部留保があるからというふうに言われましたが、暫定税率で二・六兆円足りなくなるわけですが、これまでもいろいろところで地方の分はそっくりそのまま国の責任でやりますという言い方をおっしゃっていますが、具体的にどこから幾らのお金を調達できるというのか、個別に数字を挙げて教えていただきたいんです。

○大塚耕平君 坂本委員にお答えを申し上げます。

まず、事実関係から一つ申し上げますが、地方自治体の工事が止まっているという報道は私どもも拝見しましたが、この委員会で答弁を始めたのは先週からでございます。それ以前から止まっておりますので、私どもの答弁が直接関係しているわけではないということは是非御理解をいただきたいと思っております。

それで、もう一つ、地方に迷惑を掛けないという私どもの大方針でございますが、これは再三申し上げておりますが、暫定税率がもし一年間通して廃止になった場合の地方の財源不足〇・九兆円については、これは完全にカバーをします。地方道路整備臨時交付金の六千八百二十五億も、そして国の補助金の五千四百二十二億も含めて完全にカバーするというふうに申し上げているわけでございますので、私どもの法案をもし通していただ

ければ、それはそういう財源措置が政府にとつての責務となるわけでございますので、そういう主張であつたわけでありまして、しかし民主党の法案が通らなければどうするんだという御下問であつたんですが、四月十一日に政府・与党も決定をしていただいた八項目の八番目には、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じると、こういうふうな記載をいただいたので、もうこの点は完全に与野党が一致をしているので、地方の皆様方には是非工事を止めることのないように事業を推進していただきたいと思います。

○坂本由紀子君 私の質問に対してお答えいただけないと思っておりますので、お答えいただくまでちょっと審議を止めたいと思っております。

委員長、よろしく申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

改めてもう一度質問いただきましたか。
○坂本由紀子君 暫定税率の廃止に伴って総額で二・六兆円が足りなくなります。先ほど、地方において暫定税率の廃止並びに臨時交付金ですとか補助金等に大幅な歳入欠陥が出るわけですが、それを具体的に、どういう財源をもってどこから幾ら歳入不足部分を地方自治体に手当てできるとお考えなのか、具体的な財源名と具体的な額をもつてお答えいただきたいのです。

○大塚耕平君 お答えを申し上げます。

私どもとしては、再三申し上げております政府の内部留保、このことを数字で御説明を申し上げたいと思っております。
今手元でございますのは特別会計全体の二〇〇七年度の積立金の残高でございますが、これは百八十五兆三千三百九十二億円でございます。ただ、この中には坂本委員が元々労働省で御所管であつた義務的経費に回すようなものもございまして、

それが全部内部留保、つまり使途の決まっていな内部留保だというふうには私どもは考えておりません。

しかし、その中で例えば、今日も午前中から議論になりました財政融資特会あるいは外為特会については、二〇〇八年度末の予想で財政融資特会の場合は十二兆、そして外為特会の場合は二十一・七兆ございます。さらには、是非こは、せつかく財務大臣もおられますので一点だけ聞いていただきたいんですが、今日も富岡委員から大変いい御指摘があったんですが、財務省の皆さんは、せつかく一九九五年からALM体制、つまり資産負債総合管理を導入しまして、そして二〇〇一年に財投改革を行って金利リスクや期間のミスマッチは極力少なくできる状況をつくり上げた。これは財務省の本来に努力の結晶でございますので、その努力の結晶として、これまで金利リスクや期間ミスマッチが多々あった時代に大体マックスで総資産の五％という上限で運営してきたこの資金を金利リスクの現状に合わせるところまでもし縮小するとすると十兆円近い財源が出てくるということをお願いしている次第でございます。

○坂本由紀子君 通告を申し上げてないんですが、財務大臣、今の、発議者が財投、外為の中から十兆円ひねり出すことはできるというふうに言われているんですが、政府として本当にそのようなことが可能だとお考えでしょうか。

○国務大臣(額賀福志郎君) 外為特会については、先ほども申し上げましたように、もう既に積立金というのは円高による評価損でゼロになっております。これをやっぱり為替の流動性とか安定のために我々もずっと積み立てておかなければならぬという思いからございまして、今ゼロになっているわけですから、それを取り崩すなんということはあり得ないことであります。

それから、財投についても、先ほど大塚委員がおっしゃいましたように、あれは十九年度ですね。今までの財投改革が一定の終わりを告げたので、それで変動リスクが相当減ってきたので、十二兆

円、それから二十年度の九・八兆円というふうな国債整理基金に繰り入れさせていただいたわけでありまして。

今後、先ほども富岡委員にお話を申し上げたことでありますけれども、調達したときとそれから貸付けしたものと償還のときと、やっぱり差をできるだけ縮めてきて、相当縮まっていっているんですけれども、その差は完璧に縮小されることはないんです。一定の積立はしておかなければならない。それは、償還時と貸付けをしたときの返ってくる金とそれからこつちが償還時に返す金がちつと完璧に一致するということはあり得ないでありまして、だからリスクとして準備金を持っていなければならぬ。

それで、つい先日、専門家に審議会というところと金利の問題について御相談をしたところ、千分の五十で取りあえずリスク回避のために準備をしておきなさいという答申も受けたものですから、一応そういう考え方で今は整理をさせていただいております。

○坂本由紀子君 今の大臣の御説明にありますように、いずれもぎりぎりのところでやっていらつしやるので、発議者がおっしゃる通りに簡単に十兆円くらいアバウトに出てくるのではないかという話ではないと思うんです。

これまで発議者の方におかれては、財源の確保策としてこの委員会でも御答弁なさっていたのは、例えば直轄事業の負担金を廃止しますとかいうようなことをおっしゃっていたように思いますが、これはやっぱり直轄事業の負担金は使えないからこういうことを主張するのは無理だというふうな自覚なさって今は取り下げられたという理解でよろしいんですか。

○尾立源幸君 お答えいたします。ちよつと質問の意味を間違えているかもしれないけれども、私どもは、直轄事業の負担金、地方公共団体が負担している分を、負担行為をもうやめまして、地方自治体の自主財

源としてお残しをしようと、こういうことでございまして、やめたというちよつと文言がどこを指すのか分かりませんが、地方の自治体に自主財源としてお残しをするという法案で対応を今させていたいただいているところでございます。

○坂本由紀子君 負担金を廃止するということが自体はその法律の中身としてあるんですが、不足する財源をどう確保するのかとお尋ねしたときに、具体的にどこから幾らの財源を確保するということを全部言っていたかたがたつたんです。そんなほとんど使えないような内部留保十兆円というふうな数字だけでごまかしていただくのは私はおかしいと思うんです。

今の、政府としてはそれは使えるお金ではないということ、私もそう思いますので、それ以外に例えば直轄事業の負担金の廃止ということをおっしゃっていますが、これは実は直轄事業というのは半分近くは負担金は公債発行で、これはお金の目の前に積まれているわけではないので、それは使えないということには理解をしております。

そうすると、これまでいろいろおっしゃっている中で、そのあややな、無駄をなくすというような抽象的なのも、例えばそれが無駄だからこれをなくせば幾らのお金が出てくるというふうな言い方をしていたかたがた、地方自治体にとつてみれば、暫定税率が一年間なくなつたときのその財源を本当に補てんできるのかどうか、場合によつて赤字公債を発行すればいいというふうな、そんな無責任なことを言われたのでは地方自治体はかなわないわけで、そこをしっかりとつて言っていたかたがたです。

積み上げて、確かに二・六兆円大丈夫だということになるのか、あるいは、もう国直轄事業はやらなくてもいいから国の分はいいんだと、足りなくなつた分は全部国がかぶって、全部国の直轄事業をなくせばいいというふうな思っているつしやるのか、その辺のところを明確に答えていただきたいんです。

○委員長(峰崎直樹君) ちよつと、先ほど両理事に來ていただきました、どうも留保金のところじゃないかということで、その中身の説明を求めたものですから先ほどの答弁があつたと思ひます。

それでは、改めて発議者大塚耕平君。

○大塚耕平君 私どももいたしましては、まず坂本委員に是非御理解賜りたい点は、もう既に先週から今日の議論で、来年度以降どうするかということと取りあえず今年度の二・六兆をどうするかということは別の問題だということで、大分論点が整理されてきていると思っております。

そのことに寄与していただいているのは、政府が四月十一日にこうした「道路関連法案等の取扱について」という決定をしていただいたことが大変前進に寄与しているわけでありまして。ただ、この内容がどうかということについてはこれからまさしくこの場で議論させていただかなくてはならないんですが、そういう前提でその二・六兆をどうするかという御下問ですが、先ほども申し上げましたが、国が一・七兆、地方が〇・九兆。この地方が〇・九兆足りなくなるわけでございますが、国の直轄事業の地方の負担金は年間約一兆一千億円でございまして。したがって、これはもうそのまま地方が使える財源だいたしまして、今委員が御指摘のように、そのうちの六割は起債で賄っているということでございます。

ただし、起債というのは、総務省が地方債改革を行いまして今は総務大臣の同意のない起債ということもできませんので、もちろん、本当に地方の道路をそのまま建設をしていくという地方自治体独自の決定があれば財源措置というものは可能だと思っております。

同時に、暫定税率がなくなるに伴って、この一年間、地方道路整備臨時交付金、そして国の補助金、つまり直轄事業の負担金以外の形で負担している部分については、これは全部私どもは財源措置をするということをお願いしているわけでありまして、地方については全く問題ございま

せん。そして、そのことはこの政府・与党決定の第八項でも、政府・与党もそういう結論を出していただいているわけですから、これはもう大前進なんです。

問題は、あとは国の直轄事業そのものを、一体取りあえず今年度、当初の計画どおりやるのか少し減らすのか、そこところの議論を是非させていただきたいと思っております。

○坂本由紀子君 時間がないので、伺ったことだけに簡潔に答えていただきたいと思えます。

四月十一日の政府・与党決定の八は、これは、一年間暫定税率を廃止したままでいるなどという前提ではないんです。政府は一刻も早く、与党も一刻も早くこの事態を解消して本来の姿に戻したいと思っております。ただ、民主党、発議者の方は暫定税率は一年間なくすということですから、そこには大きな予算額の開きがあるんです。ですから、二・六兆円なんという法外な額を簡単に国の責任で地方に、先ほどの額から言っても、簡単に地方に手当てできるだけの財源を見付けられるというのは、政府としては当てがないと思えます。

先ほどおっしゃったのは、同意のない起債も認められるから、つまり赤字公債を出せばいいじゃないか、それは余りに無責任じゃないんですか。それは地方に対して財源を保障したことにはならないんです。(発言する者あり)

○委員長(峰崎直樹君) 静粛にお願いします。静粛にお願いします。

○坂本由紀子君 ですから、具体的に、私は先ほど来申し上げているのは、具体的な額を言っていただけなのであれば、いたずらに抽象論で答弁で時間を空費するのは誠に心外なので、私はそういう答弁についてであれば記録をストップしてやっていた方がいいと思います。

○委員長(峰崎直樹君) では、速記を止めてください。

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

い。

○坂本由紀子君 暫定税率廃止に伴い地方に歳入の不足が生じますが、それについて具体的にどのような手だてでその不足の財源を確保するのか、具体的な数字を挙げて御説明いただきたい。赤字公債を発行すればいいというようなことでは、私は御答弁としては不誠実だと思えます。

○大塚耕平君 坂本委員にお答え申し上げます。繰り返しになりますが、暫定税率の二・六兆円相当分のうち地方の負担金としてこれまでは、これは国の直轄事業の負担金としてこれまで負担していたその比率等に勘案して計算いたしますと一・一兆になりますので、それを充ちたいと思います。そして、その際に、先ほど地方債の話が出ましたが、公共事業に関する地方債については、そもそもこれは国が同意をする仕組みになっております上に、加えて、地方債改革、これは総務省の努力によって同意のない起債もできるわけでございますので、地方自治体の判断によって資金繰りは可能だということを申し上げている次第でございます。

○坂本由紀子君 財源の確保、地方債を発行すればいいというのは、具体的な地方に迷惑を掛けないという財源の確保としては不十分だと思いますので、現実にはそのような形ではない財源の確保についてきちっとして文書でお示しいただきたいと思えます。その上で再度質問をさせていただきます。時間がありませんので、それを要請して、次の質問に移ります。

で、民主党のホームページ……

○委員長(峰崎直樹君) ただいまのは要請ですね。文書における資料ですね。

○坂本由紀子君 はい、そうです。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましても——答弁ありますか。じゃ、ちょっとその前に……

○坂本由紀子君 答弁は、時間がなくて、先ほどから同じことの繰り返しなので、答弁は要りません。

○委員長(峰崎直樹君) はい、分かりました。

それでは、ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をいたします。(発言する者あり)御静粛に願います。

○坂本由紀子君 都道府県間のばらつきがありま。都道府県間のばらつきと、先ほど来おっしゃっている直轄の負担金の廃止とどうまく数字が合わないのですが、そこについては地方交付税や補助金の配分で調整するということですが、その具体的な地方交付税の財源、補助金の財源というのはどこにあるのか、具体的な数値をもって教えていただきたいと思えます。

○大塚耕平君 お答え申し上げます。

先ほど申し上げた数字でございますが、平成二十年度の国の予算の地方道路整備臨時交付金、これ六千八百二十五億、そして補助金は五千四百二十二億というふうに記憶をしておりますが、これについては既に成立をしております歳出予算の中に組み込まれているわけでございます。そして、そこにも今論点になっております暫定税率相当分の財源がカウントされているとすれば、それについては地方については、再三申し上げますが、政府・与党のこの決定でも、国の責任において適切な財源措置を講じると言っておられるわけであります。

そして、私どもにあえて再度御質問をいただくとすれば、繰り返しになりますが、先ほどの、例えば財融特会については十分財融法等の法的措置をもって処置可能な部分だというふうに思っております。ただ、この財融特会等の内部留保について、それが使えるものか使えないものか、今の規模が適切かどうかということについては、これはどうやら与党の皆様方あるいは財務大臣と私どもの間で見解の相違があるということだと思えます。

○坂本由紀子君 道路関係の補助金と地方道路整備臨時交付金というのは、これは元々地方に流れていただお金で、これについてはきちっと額を確保しますとおっしゃっているわけですね。

私がお尋ねしたのは、それとは別に、地方の単

独の暫定税率として入ってくるものが入ってこない。これは、単に直轄の負担金を廃止するだけではそれぞれの都道府県ごとに同じ額のものが入ってくるわけではないわけです。民主党のホームページの中では地方交付税と補助金の配分です。その点については調整しますというふうにおっしゃっているんで、その財源は一体どこにあるんですかというのを伺ったんで、私の質問に答えたいらっしゃらないんです。

再三こういうことで時間を無駄にするというのは大変私としては貴重な時間があったくないので、的確に、簡潔に、数字とどこにあるかということだけお答えいただきたい。抽象論は要りません。

○委員長(峰崎直樹君) 今の点、都道府県間のアンバランスをどうするかとか、そういった点についての答弁、よろしいですか。(発言する者あり) 質問通告はあるんでしょう。

○大塚耕平君 いや、特段ございませんが。

○坂本由紀子君 いや、ありますよ。だって、財源不足をどうするか。

○大塚耕平君 地方交付税の財源ということでございますが、これは先ほど来申し上げておりますけれども、歳入不足があれば、これは補正予算等を組むということこれはこれまでも政府もやってきておりますので、この補正予算を組む過程において、しっかりと財源をどうするかということは、先ほど申し上げましたような財融法等をもって現に昭和五十三年から何度もやっている手法も一つの手法であり、そのことをもってすれば、財源は今回の不足分を賄うだけのものは十分にあるということをお申し上げているわけでございます。

○坂本由紀子君 今そのお金というのはどこに計上されているという理解なんですか。

○尾立源幸君 私が出ますと内部留保の話になってしまふんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、何度も何度も申し上げております特別会計、今申し上げました財融特会、外為特会、

こういうふうになくさんございます。ここに私もひとつ財源を求めるのも手ではないかと思っております。

○委員長(峰崎直樹君) 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(峰崎直樹君) それでは速記を起してください。

答弁の方から入りますか。じゃ、発議者尾立源幸君。

○尾立源幸君 お答えをいたします。

財源がどこにあるのかということ、特に単年度では二・六兆円ということでございます。少し議論がずれておるのは、ちよつと今整理をしていたいたんですけれども、まず平成二十年度の部分とそれ以降の部分、実は我々は切り離して考えさせていただいております。今年度……

○坂本由紀子君 今年度の分を聞いているんですから。

○尾立源幸君 今年度に関してですね。

今年度に関しては、まず直轄負担金の廃止と、もう一つ暫定税率の廃止によって今地方には一・一兆円行くことになっております、マクロ的に見ますと。減収分は九千億円でございます。そういう意味で今は若干余剰が出ておりますので、地方に関しては、それは交付税の調整でなすしてある程度そのバランスは取れると、まずそれを第一にやります。それでも足りない場合にしましては、先ほど言いました、何度も申し上げておりますが、様々な特会や内部留保、そういうものを使わせていただくのが今年度限りの措置としてあるということでございます。

次年度以降については、(発言する者あり)いや、よろしいですか、今年度限りの措置でございますので、永遠に使うわけではございません。

○坂本由紀子君 私が先ほどから議論しているのは今年度についてのお尋ねですから、誤解がないようにしていただきたいんですが。

ちよつと口頭でお答えいただいてももちが明かないので、文書でいただきたいので委員長にお願い

したいのですが、都道府県間で、基本的には直轄負担金の廃止では、公債発行の部分を入れて負担しているというので、財源にはならないんですよ。ですから、地方が本当に必要な財源がもらえんという確証が得られるような形で財源について明確に示していただきたい。それをすべての都道府県について、その欠損になる部分をそれぞれの都道府県ごとに確かにそれだけ届けられるということをお示しいただきたいんです。総額についてではなくて個別の都道府県ごとに示していただきたい。その資料をいただきますようお願いいたします。

それから、時間ありませんので、もう一点……

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件については、後刻理事会で協議いたしますが、その前に、今の中身、正確に出せるか出せないか、分かりますか。それともそれは、我々理事会協議の後でそういう中身についてまた詰めるということにしましょうかね。

できるかどうか、ちよつと。

○大塚耕平君 精査をして一度お答えをしたいと思いますが、都道府県ごとの数字は把握しておりますので、これを地方債で駄目な場合はどうかという御下問でございますか。ちよつと確認だけさせていただきます。

○坂本由紀子君 地方債ではなくて、具体的な財源として必要な額を補てんしなければいけないので、それをどこから持ってくるかということを引きちよつとお願いいたします。

○大塚耕平君 いや、ただし、そういう御質問であれば、地方債というのは償還保証も国がしているわけでございますし、地方債も立派な財源措置の手段だと私は思っておりますので、坂本委員の御指摘のような財源措置が必要かどうかという点については、恐らく見解が分かれる部分だと思っておりますので、どのような御対応をさせていただくかは是非理事会で御協議をいただければと思います。

○委員長(峰崎直樹君) 後刻、精査して、理事会

で協議をしていきたいと思います。

○坂本由紀子君 ところで、市町村についての財源確保策について伺いたいのです。

市町村については基本的には直轄の負担金というものがほとんどありませんので、これを廃止するだけではほとんど市町村の財源が確保されない。そして、法案では県の配慮義務でやるということになっていくんですが、単なる県の配慮義務というのは財源確保の制度的な担保措置ではあり得ないわけです。そういう抽象的なやり方というのは極めておかしい。そもそも基礎的な自治体である市町村が自分たちの財源を確保するというのは、これは地方分権の大前提だと思うのですが、市町村のそういう権能を認めないで都道府県が単に配慮をしてやればよいという考え方は極めておかしいと思うのです。

都道府県も財源が裕福なわけではありませんが、具体的に財源が担保されるという保証がないので、そこをしっかりと担保できる措置をお示しいただきたいと思えます。

○尾立源幸君 お答えいたします。

まず、今理事会にお諮りになっていた件でございますけれども……

○坂本由紀子君 それは理事会で言うてくださ

い。

○尾立源幸君 いや、運動いたしますので、この質問にも。同じようなまた答弁になるかもしれませんが、

つまり、財源といった場合に、キャッシュで持つてこなきゃいけないのか、債券を、公債を出して資金を手当てするのか、それはいろいろなパターンがございますので、私どもは……(発言する者あり)

○委員長(峰崎直樹君) 御静粛にお願いします。

○尾立源幸君 その両方のいろんな組合せがあり得るものだと思うので財源は確保するものだと思う

ております。

その中で、今お答えの件でございますが、御質

問のように、直轄負担金の廃止によります負担軽減額というものは、これは都道府県全般マクロ的に見ます部分と、それと暫定税率の廃止によります減収額、この差額が生じるわけでございますが、私どもはいたしましては、負担金の減少額が一・一兆円、それで暫定税率の廃止による減収額が九千億でございますので、なお余剰があると思っております。

そして、都道府県別に見ますと、手元に過去の決算ベースでの一覧はあるわけでございますが、ほとんどのところが負担軽減の方が減収額を上回っておりますので、そういう意味では、まずマクロ的には最終的な微調整で終わるものだと思う

しております。

それともう一点、都道府県内における市町村との垂直的な調整でございますが御承知のとおり、直轄工事の負担というものは都道府県が主にやっております。そういう意味で、余剰が出るのは都道府県レベルでございます。実際、先生御指摘のとおり、市町村レベルでは負担の軽減が暫定税率の廃止による減収を下回ると、こういうケースが出てきます。ここにしましては、私ども、都道府県と市町村が道路整備に関してはやはりこれは協議をしていただいて域内の生活道路をしっかりと守っていく、そういう協議が本道の私どもは地方自治だと思っております。地方分権だと思っております。こういう協議を一つのプロセスとして更なる地方分権を、真の地方分権を進めていきたいと、このように思っております。

○坂本由紀子君 今の御答弁、おかしいと思

います。

それまで、市町村がしっかりと自分たちの独自財源を確保できていたのに、これからは市町村は自分たちでできないで都道府県と相談してやりなさい。それは地方分権の流れに逆行するのではないで

しょうか。

それと、暫定税率で入ってくるお金は現金として都道府県に入ってくるわけです。それを現金ではなくて債券の発行で賄うというのはこれもまた

おかしな話で、私は今の御答弁については極めて納得できないところでございますが、時間が参りましたので、私の質問はこれで終わります。

○白浜一良君 公明党の白浜一良でございます。

なかなか白熱した議論がございまして、若干後ほど触れたいと思っておりますが、まず、本題に入る前にちょっと額賀大臣にお伺いしたいわけでございますが、週末G7がございまして、白川新総裁伴われて出席されたということでございまして、いろいろサブプライムローンの影響で世界の金融市場が大変動揺れていると、影響を受けていると、もう周知の事実でございます。そのために共同声明を出されたということでございまして、このG7終わって最初の証券市場が東京、日本の証券市場ですね、昨日は四百六円下がったということで、大変悲観的にG7の結果を受け止められている、市場は受け止めていと言われても仕方ないと思うわけでございますが、世界の動向もございまして、日本の経済にとりまして今後どういう影響があるのか、まずお述べいただきたいと思っております。

○国務大臣(額賀福志郎君) 白浜委員のおっしゃるとおり、G7においては、世界経済の動向とか金融状況、それからアメリカ経済の実体はどうなっているのか、そういうことが主に中心的な議題でありました。

経済の動向についてでございますけれども、コミュニケーションに書いてありますように、経済は長期的には回復力を有していることを確信しているけれども、短期的には世界経済の見通しは悪化をしているという認識を示したわけであります。

それは、国際金融市場の動向とか原油、一次産品価格の高騰といった下方リスクが残っているということ、もう一つは、新市場国の経済成長に明るい点はあるけれども、これらの国も同様に世界的な影響からは免れ得ないという認識を各国とも共有したわけでございます。我が国の経済については、私の方から、内閣府で示されたように、このところ足踏み状態にはあるけれども、先行きに

ついては緩やかに回復していくことを期待している。ただ、おっしゃるように、サブプライム問題とかアメリカ経済の状況、株式や為替市場の変動、原油価格、そういう下振れリスクがあることもよく注意していかなければならないと、そういう話をしました。

その上で、我々は、その原油高対策とか成長力を強化していくための細やかな政策を今打ち出しているところであるという話をしたところでございます。

○白浜一良君 まあ悲観し過ぎてもいいかもしれませんけれども、楽観し過ぎていいけないわけで、賢明な感じ取りをお願いしたいと思うわけでございまして。

もう一点だけちょっとお話しさせていただきましたんですが、いわゆる金融機関の情報開示と資本増強と、これは当然大事なことでございますが、このことは確認された。しかし、日本の経験踏まえて資本増強のために公的資金の導入と、これは大変シビアな問題なのでこの点は触れていられたいというところでございまして、今後の見通しとして日本の経験がどう生かされるのかということも含めて、ちょっと見解をいただきたいと思っております。

○国務大臣(額賀福志郎君) 日本のマスコミとか多くの方が、アメリカ経済の金融不安を脱却していくためには公的資金の介入も辞さないということが必要ではないかということの議論がありまして。

二月のG7においては、私どもは、日本の経験を生かして、最後は公的資金を導入して市場の安定化、市場の信頼を受けて再生のスタートを切ったんだという経験を話させていただきました。もちろんその前に、様々な情報の開示、リスクの管理、それから資金調達をどうしていくかということについて若干手間取ったという経緯があるわけであります。その挙げ句に資金調達をしたということだと思っております。

ので、アメリカは日本の失敗を繰り返さないように、情報の開示とかリスクの再評価とか資金調達には私は万全を期しているというふうな印象を受けております。それが、相次ぐ金利の引下げとか戻し減税の経済政策とか、それからペアー・スターンズ社の問題が起これば、すぐ流動性確保のために今までは考えられなかったような証券会社に対する手法を講じたこと。それから、借り手側の救済のために、ある意味では公的機関が関与した形で手を打って、今一定の小康状態があるのではないかと認識を持っております。その上で、コミュニケーションには、あらゆる手段の選択を排除しないで今後しっかりとやっていただきたいということが書かれているわけでございます。

○白浜一良君 このサブプライムローンというのは、日本だけ見ましても、当初は小さい、特に昨年は、被害だと言われたわけでございますが、先日みずほグループのいわゆる収支の下方修正しておりましたけれども、だんだん被害、複雑な証券化されておりますからだんだん時間の経緯の中で大きくなっているということもございまして、こういうことも含めて賢明な対応をお願い申し上げたいと、このように思うわけでございます。

道路関係税制のことで、衆議院の議論から今日まで、ちょっと参議院の審議は空白が長過ぎた、これは国対的なことなので、ここでは私それ以上申し上げませんけれども、やっぱり国会は議論する場だということだけは申し上げたいと思っております。

その上ではつきりしてきたことが二つ私は、大臣、あると思うんですね。

一つは、かつては聖域的になっていて随分無駄遣いされてきた経緯がある。いろいろ報道されていますように、公益法人の職員の慰安旅行にたくさん使ったり、こういうことが暴露された。昨日も、いわゆる重量オーバのトラックを監視する機械、百億で導入したけれども使っていないと、こういうことが報道されておりました、こういうことは全く国民も知りませんし、ある意味で私た

ちも知らなかったわけでございまして、こういう歳入が厳しい中で行政でございますから、税金の無駄遣いはあつてはならないという意味でこれはもう当然なわけで、この金曜日、先週末、政府・与党の八項目にわたる福田総理の意向を受けた政府・与党合意をいたしましたけれども、その意味で一番目も二番目も無駄は省く、徹底して省くと、こういうふうううたつてあるわけでございまして。このことが非常にはつきりしたと、これが一つ。

もう一つは、ざりとて、いわゆる地方からはやっぱり道路を造るべきだという声も多いと。確かに道路というのははぶつ切りじゃ意味がないわけで、つながってこそ道路になるわけでございまして、それから、やっぱり必要な道路は造ってほしいという全国の都道府県、市町村の声も大きいわけでございまして、この二つははつきりしてきたわけで、議論の中でですね。

まず、この二つに関しまして、予算を編成されるお立場でございまして、この国会の議論を踏まえてどのようにお考えか、まず大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣(額賀福志郎君) 政府としては、やっぱり貴重な国民の税金を扱う立場として、これは無駄を省くことは当然のことです。無駄ゼロを目指してしっかりと対応していかなければならない。これは今度の国会で衆議院においても参議院においても、野党の先生方もしっかりとそういう御指摘をいただいたことは、これはもう大きな成果だったと思っております。我々与党あるいは政府としても、国民の納得できないようなことはそのままきつちりと受け入れて、これは直ちに是正すべきは是正します。そういうことの上で、福田総理それから政府・与党も、今、白浜委員がおっしゃったような無駄を省き効率化を図るということとをまず第一に持ってきているわけでござい

す。

しかし、それは一つの問題でありまして、先ほど西田委員がおっしゃったように、全体の問

問題を解決するストレートな問題ではない。決定的な、何というのかな、解決策にはならないわけでございますから、そういう無駄とか、効率化をした上で問題の本質をどうやって解決していくかということとは政治家として忘れてはいけない、政府としても忘れてはいけないというふうにおっしゃるわけであります。

その上に立って、これも国会の御議論の中で、最も必要な道路を造るといっても、新しい交通量推計に基づいて新しい計画を作ったかどうかとか、あるいはまた三、四十年もたつて暫定税率でいいのとか、それは道路もこまめでできてきたんじゃないかと、将来のことを考えればもうちょっとその考え方を柔軟性を持っていいんじゃないかという考え方もありましたので、我々は、今度の法案で道路財源のほかに一般財源化も図るといふ改革案を出したけれども、更に一歩進んで、一歩も二歩も進んで、今与野党で協議機関をつくっていただいて、そういう暫定税率の水準を含めて、道路の使い方、中期計画、いろんなことを考えていただきたい。

その場合には、税制の抜本的な改革をしながらやろうじゃないかと。それは社会保障もあるし、それから消費税も法人税もみんなひっくり返してやってくさいなど、それが時代の要請ではないでしょうかと、そういう問題意識は持っているわけでございますから、国会の場で大いに議論をしていただきたいというふうにおっしゃいます。

○白浜一良君 そのとおりだと思います。それで、いわゆる政府・与党のこの八項目の合意事項を踏まえて、二つだけ今日は確認したいことがございます。

一つは、民主党の提案者にお聞きしたいんですが、当然、党を代表するお立場じゃないと、それはもう当然大前提のことでございますけれども、今日の議論を聞いていまして、やっぱりその議論をした方がいいんだと、協議した方がいいんだというのを何回かおっしゃっているんですね、中身は別にして。ですから、八項目のいわゆる政

府・与党の合意を受けまして、与野党で本質的な抜本的な議論、協議しようという呼びかけがあるわけでございますが、個人的な結構です、ちよつと所感だけまず言っていただけですか。

○大塚耕平君 白浜委員にお答えを申し上げます。率直に申し上げて、私も是非協議を行つて合意を見たいというふうにおっしゃいます。

○白浜一良君 まあ大事なことだと思うので、その党のお立場もあるでしょう、いろいろあるとは思いますが、やっぱり私たちは国民のために政治をしているわけでございますから、やはり国民生活に資するためには、たとえ政策の違いがあつてもやっぱり協議して合意するということが非常に大事なところでございまして、そういう意向だというふうに受け止めておきたいと思ひます。

もう一つが、今日も何回も出ていますいわゆる八項目なんです、財務大臣。

要するに、先ほども話ございましたが、当然与党側の気持ちとしては、一年間空白になるわけじゃないんで、四月一か月なのかも少し延びるのか、少なくともこの道路関連のいわゆる税収が暫定分はないわけでございますから、その分が地方の当初予算から見るといわゆる税収不足になるわけでございます。それに対して、適切な財源措置と、こういうふうになつていらつしやるわけでございますが、余り踏み込んで御発言できないかも知れませんが、予算を担当されるお立場でございますので、この八項目に對する財務相としての見解をお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(額賀福志郎君) お答えいたします。

八項目で示したガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じるということでござい

ということなのかもしれませんけれども、今、委員も御承知のとおり、毎日、地方と国でそれぞれ二十億、四十億、六十億ずつ歳入不足になっているわけでございます。これはできるだけ早く歳入法案を通していただいて歳入不足の額を少なくしていただきたい、そして国民生活の混乱をとどめていただきたいというのが我々の考え方でございます。政府・与党としても、二十年度予算について、この暫定税率を認めた上で通していただきたい、それが歳入不足を生じさせない唯一の手段であるというふうにおっしゃいますので、まずこの歳入法案を成立させていただきたいということを中心からお願いをしたいということでありまして、実際に歳入法案が通つた時点でどの程度歳入不足が出てきたのか、そういうことに基いて対応策を考えていかなければならない、その際に地方の皆さん方には負担を掛けないように国においていろいろと知恵を出していきたいというふうにおっしゃいます。

○白浜一良君 まあ予見的な話できないので、その理解しておきます。できるだけ早く本来のいわゆる歳入法案を成立させるということが一番大事なことだということはお分かりいただけます。

それで、先ほどから議論も出ていますわけでございますが、ちよつと民主党の提案者の皆さんに御質問をしたいわけでございますが、それに先だつて、少し先ほども出ておりましたけれども、四月からいわゆる新年度予算が各都道府県、市町村で執行されているんですが、道路関係だけじゃなしに、関連する事業もストップしているという実態もあると伺っているんですが、今日は総務省来ていただいておりますので、どういう状況になつて

いるか、御説明をまずいただきたいと思ひます。

○政府参考人(津曲俊英君) 道路特定財源の暫定税率の失効に伴う地方自治体への影響につきましては、地方税、譲与税全体で二兆一千億円のうちの九千億円の減収となり、道路整備はもとより様々な行政サービスの提供に重大な支障が生じかねないところでございます。

このようなことを踏まえまして、地方自治体への具体的な影響に関して、四月一日現在における四十七都道府県の予算執行上の対応について緊急調査を実施したところでございます。その結果、全都道府県のうち四分の三の団体、三十六団体が何らかの事業の執行を保留するという対応を取っているところでございます。さらに、これらの団体の中十一団体は、道路関係事業以外の事業にまで影響が及んでいるという状況でございます。

具体的には、例えば、道路関係事業におきましては新規事業の凍結、それから債務負担行為に基づく契約済みの事業や必要最低限の維持管理事業、災害復旧事業などの保留が困難な事業に限定して執行しているなどの対応が見られるところでございます。

また、道路関係事業以外におきましては、義務的経費を除いた福祉、教育を含む幅広い行政経費のうち債務負担行為設定事業などを除いた事業につきましても当分の間執行を保留する。また、そのほかソフト経費についても保留するなどの対応が見られるところでございまして、地方において厳しい予算執行を迫られている実態が明らかになつたものと考えております。

いずれにいたしましても、地方財政などへの影響を最小限に食い止めるためには、法案の一日も早い成立が重要と考えております。

○白浜一良君 先ほどこういう地方の実態は国交省がブレイクしているからだという発言もございましたけれども、道路だとよく分かりますが、経常経費まで影響を受けているところもあるということ、これも率直な実態でも私はあると思うんですが、新年度になつてもこういう暫定税率が執行できないということ、地方が大変さという実態もあるということに対して、提案者としてどのように受け止めていらつしやいますか。

○大塚耕平君 お答えを申し上げます。私どもも、こうした地方の状況が一刻も早く執行が進むような状況にさせていただきたいというふうにおっしゃいます。その点については、繰り

返しになって恐縮ですが、私どもも地方の財源は保障をするというのが今回私どもが提案をしている法案の中身でございます。そして、政府・与党の決定の第八項目でもそういう御決定をしていただいているわけでございますので、是非そういう方向で、地方の工事の執行停止が直ちに動き始めるという状況にさせていただければと思っております。

○白浜一良君　そうは答弁されているんですが、先ほど自民党さんの質疑にもございましたように、いわゆる暫定税率を廃止すると事業ができないじゃないかと、やるんならば財源はどこかというところを、明確じゃないということを、議論をずっと先ほどからされているわけでございます。

当然、まあ政府じゃないからそんな細かなデータがないというのを承知の上でございますけれども、しかし、やはり分かりやすい説明が要るのはこれは当然でございます。その上で何点かちよつと御質問をしたいんですが、いわゆる直轄事業の裏負担の部分を自主財源にするんですか、九千億をですね。先ほどおっしゃいましたこれは都道府県がベースだから市町村がないとかそういう構造上の問題もあるんですが、もう一つ、これはもう直轄事業をベースにして割り振りしたら、当然多い都道府県と少ない都道府県ありますよね。それは、これいわゆる税のいわゆる配分という面から見て、その不公平というか、それはどう受け止めていらっしゃるんですか。

○尾立源幸君　お答えいたします。

先生の質問というのは、まずこの直轄事業負担金の廃止、その負担軽減額と、それと暫定税率の廃止による減収額のこのプラスマイナスが各都道府県で不公平になるのではないかと、こういうお話だと思います。

まず、御承知のとおり、マクロ的に見ますと、直轄事業の負担金の廃止は全体で一・一兆円でございます。そして、暫定税率の廃止による減収額は九千億円となっております。そういう意味で、負担の軽減プラス、暫定税率の廃止によるマイナ

ス、一・一マイナス九千でございますので、二千万は全体としては余剰が生じるという構造になっております。

そこで、各都道府県ということでございますが、まず都道府県に言いますと、私どものデータで恐縮でございますが、本来ならお示しできればいいんですが、平成十七年度決算ベースで、直轄事業負担金の廃止により地方が自由に使えることになる財源という額が一覧、四十七都道府県出ております。それと暫定税率の廃止による減収額の一覧出しております。このプラスマイナスどうかといいますと、ほとんどのところは、先ほど余剰があるという仕組みでプラスの影響になっております。しかしながら、残念ながらマイナスが出ておるところもございまして、ここは交付税の調整でならしていきたい、マイナスが出ないようにしていきたいと、このように思っております。

特に北海道などは、これは例えばの例でございますが、直轄事業負担金の廃止で一千五百七十八億プラスになりまして、暫定税率の廃止で五百七十八億円の減収になるということ、プラスマイナスで一千億プラスになるということが出ておりますが、これはこのままで本当にいいのかどうかも含めて、これは議論をさせていただくところでございまして、そういう形で、まず都道府県の調整はそういうふうにさせていただきたいと思っております。

それで、今度は垂直的な部分でございます。都道府県と市町村の間、特にこの直轄事業負担金にしましては、都道府県が主に負担をしております。市町村部分は少ない。しかしながら、暫定税率の廃止の影響というのは当然市町村の方が重く出てくるわけでございます。ここにしましては、私たちの道路特定財源改革法案の附則の部分で、都道府県が市町村にしっかりと道路整備にしまして、財源にしまして配慮をするようにという、この規定を置かせていただいております。

これは先ほど来申し上げておりますけれども、やはり都道府県道と市町村道は密接にこれリンクします。有機的につながって初めて機能するものだと思いますので、まず自主財源を得た都道府県、市町村がこの課題を、いわゆる地方での共生、協調の第一歩となるように、地方住民、地方にお住まいの住民の方のニーズなどを踏まえながら真剣に議論していただいて、本来の意味の地方自治を、分権をつくっていただきたいという思いも込めてこの制度をつくらせていただいております。

○白浜一良君　先ほどもお話されましたけれども、議論の中であったように、そのいわゆる裏負担の部分がキャッシュで財源としてそれぞれもらうわけじゃないわけで、要するに具体的にそういう、それだけの道路事業をやると、これ財源要りますけれども。その都道府県の負担分は要りませんよというだけなら分かりますけれども、それを何か自主財源にして、何かいかにもキャッシュで財源があるようなふりをして、私、それはちよつと理屈としておかしい。

まして都道府県とか市町村からいいますと、責任持つて組んだこの平成二十年度の予算から見れば、この予算を執行できるだけのそういう財源措置をちゃんとくれるのかどうかということが大事でございます。別に考え方が要るわけじゃないんですよ。

だから、先ほどお話があったように、そういうことであれば、じゃ都道府県別、市町村別にどれだけそういう、民主党のお考えによればですよ、そういう財源、自主財源と言われるんなら、もつと明確な財源が要るわけでございますから、そういうものを提示しなければ、これはもう納得せいでという方がちよつと、先生、無理ですよ、それはどうです。

○大塚耕平君　お答えを申し上げますと同時に、少し意見も申し述べさせていただきます。先ほど白浜委員が今日の議論あるいは先般の議

論も含めて非常に明快に整理をいただきました。無駄があるということについては、是正の余地があるということについては皆さんほぼ一致している。そして地方の道路はちゃんと造るんだということも合意をしているわけでございます。その部分について財源、そしてこれがもし目の前にキャッシュで、言わば真水として、真水としてなければならぬということであるとする。ここは繰り返しになりますが、それが単年度においても使えないものと考えるか、単年度においては使えるものと考えるかという、その内部留保の扱いがございまして。

ここまでするんですが、一つ意見を申し上げさせていただきますのは、先ほど財務大臣にG7の御質問もしておられましたけれども、私どもも今の経済情勢、大変厳しいと思っております。そこで、実はこの二・六兆円の暫定税率の引下げというのは経済的には減税効果と同じ効果があります。もし、その二・六兆円の財源を確保して事業量を同じにするという景気対策を打ったとすると、これは消費に対してGDP換算で〇・二、住宅投資で〇・三、設備投資で〇・四、トータルで〇・二のプラス効果があるという民間シンクタンクの試算もございまして。

ただし、これは片方で公共事業が減った場合には相殺されますので、そこで、この現下の経済情勢、もし厳しいということで与野党一致するならば、その二・六兆の減税効果を維持するためにもそれ見合いの言ってみれば景気対策財源を二・六兆捻出をして、事業量をもし仮にの話でございますが、同じ量を確保したとすれば、まさしく景気対策そのものでありますので、実は今年度においてそういう点について合意ができるかどうかということがこの八項目の政府・与党決定と私どもの考え方の接点を見出す実は土俵の一つでもあると思っております。

そのときに、じゃ、その二・六兆の財源どこにあるんだということで、先ほど申し上げました財融特会を使わない場合に、これは本当に、たまた

拝聴していただきありがとうございました。

今、総務省、来ていただいております。いろいろこれ、地方への波及の問題、いろいろ民主党さんのお考えもお聞きになったと思いますが、いろいろ議論を聞かれて、言える範囲でいいですから、こういう所感か、ちよつと一遍言ってみてください。

また、この直轄事業負担金約一・一兆円には、地方債、試算で〇・六兆円でございますが、が充当されていることを勘案いたしますと、実際には歳入不足が生じることになりまして、実質的な補てんにはならないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、地方分権を推進するために、その基礎となる市町村の税財源の充実確保が不可欠であります。この市町村の税財源の脆弱化につながる措置につきましては、こうした分権の理念と必ずしも整合的ではない面があるのではないかと考えております。

○白浜一良君　もうこれでやめます、今日はね。

○尾立源幸君　お答えをいたします。

それを裏付けるかのように、これもさきの委員
会でも御披露しました平成十八年の六月の地方六
団体の意見書でございますが、この地方分権の推
進に関する意見書、この中に明確に、提言の五と
いうことで、地方六団体からの要求ということで、
これを即時廃止をしてほしいと、こういう要望が
あったわけでございます。これは確かに一つの太
きな大きな我々がここに手を付けるきっかけと
なったものでございます。

それともう一方、先ほど先生がおっしゃいましたように、やっぱり自主財源が望ましい、これはみんなそうだと思います、どこの地方自治体行ってもそのことをおっしゃいます。そういうある意味で上納制度になっているものを、これをやめれば、そしてこれを地方に残せば自分たちの自主財源として使えるのではないか、これを私たちは望ましいと、地方分権の最たるものだ、まずその第一歩として思ったわけでございます。それによつて政策の選択の幅も広がるといふふうに私たちは確信をしております。

それともう一点、国の直轄事業の問題点でござい
ますが、それはこれまで過剰な仕様、高コスト
構造といえますか、そういうことも私たちはあつ
たのではないかと思っております。そしてもう一

そういう意味で、今申し上げた地方分権の改革の一つとして、もう一つは直轄事業の在り方の改革の一つとして、ちょうどこの負担金制度の廃止というものを選択をさせていただいた次第でございます。

○白浜一良君　もう質問はしません、今答弁されたので。

今いろいろおっしゃいましたね。直轄事業の問題、これは分かりますよ。直轄事業の問題点はよく分かります。それは是正すべきは是正すべき、必要ないものは造る必要ないということは当然なんですけれども、そういう、押し付けられたからと言われるそういう金額をベースにして、それをいわゆる自主財源とかそういう形でされるもの、じゃないということを私は言いたかっただけで、これ以後の議論はまた次回させていただきたいと、このように思います。

○大門実紀史君　大門でございます。

今日は日本当になかなか緊迫感のある議論で、まさに与野党激突という様相でございます。ただ、一言申し上げたいのは、与党の皆さんから、地方が大変大変と、だから民主党に何ですか財源せよと、一円まで示せというふうなことがもう繰り返しぎゅうぎゅうぎゅうあつたわけですけども、気持ちは分かんなくはないんですけども、私は、それをおしやるなら、まず今の地方財政がそもそものなぜ大変になったのかと。これはやっぱり小泉・竹中改革で地方交付税がもう何兆円も減らされたこと。それを、そのときに賛成をしておいて、今回これだけ取ってぎゅうぎゅう地方のためにと、地方が大変だと言われるのはちよつとそもそも違うんじゃないかなと思つているところがございます。

〔委員長退席、理事田より子君着席〕

私は、もちろん今年の手当てそのものは重要だと思ひますが、やっぱり今こそ地方財政、地方全体を今こそ全体として考えるべきだと、そういう質問が一人ぐらいあつてもよかつたなと思ひますところですが、通告しておりませんが、民主党政権の方、その地方財政全体をこの機会にどうしようと思つてゐるのかお聞かせいただければと思ひます。

○大塚耕平君 大門委員に御指名をいただきました、ありがとうございます。

先ほどの白浜委員の最後の御質問に対する答えとも共通する部分でございしますが、私どもは、地方財政は先々は、もし国会で御同意をいただければ、国が制御をする形での補助金というものは極力少なくして、使途が自由な一括交付金を地方にしっかりとお渡しをして、それで地方自治、地方政治を行つていただきたいというふうに思つておりますので、もしそういう形が実現できれば、そのときには十分な財源を確保できるような国と地方の關係をつくり上げたいというふうに思つております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

与野党がこんなに激論しなければいけないのも、元をたせば国交省がいいかげんことをやつてきたということがあるわけでございします。残された時間、そういう意味で国交省を詰めてみたいというふうに思ひます。

道路特定財源と関西国際空港の問題を取り上げますけれども、資料をもうお配りいたしておられますけれども、赤字の関空事業にとうとう道路特定財源が投入されるという話でございします。

まず、関空の経営実態ですけれども、簡単に申し上げますと、もう関西国際空港、関空事業というのは不採算事業の典型でございまして、会計検査院も、平成十七年度ですか、検査報告で、毎年九十億円の補給金を投入しながら計画どおり債務が減少してないといふ指摘をしておりますし、有利子負債が一兆一千八百九億円も残つております。現在、この関西国際空港は関西国際空港

株式会社空港の建設と管理を行つてゐるわけですから、道路特定財源の話の前に、現在の国費の投入状況について伺ひます。

現在、この株式会社には国の空港整備特別会計からこの数年だけでも出資金、貸付金、補給金などの名目で二千億円の税金が投入されているわけですが、この借金を減らすための補給金というものが毎年九十億、既に四百五十億円が投入されております。この毎年の補給金九十億円という、この九十億という金額の根拠は何か説明してくれませんか。

○政府参考人(小野芳清君) お答えいたします。

関西国際空港株式会社の補給金は、関空会社の安定的な経営基盤を確立し、経営改善を進め、有利子債務の確実な償還を期すために、御承知のとおり、平成十五年度予算から措置されております。算定根拠のお尋ねでございしますけれども、平成十四年六月の交通政策審議会空港整備部会において示されました予測がございしますが、この予測どおり航空需要が推移する場合には、二本目の滑走路の供用開始後約二十年程度、それから、仮にその需要予測の伸び率が予測の半分であつたと、伸び率が半分にまで下回つたとしたとしても三十年程度でその有利子債務を完済することを一応想定いたしました計算いたしましたところ、会社の経費削減約三十億円の前提としまして、毎年度九十億円の補給金が必要であるというふうな結果が出たものでございします。

○大門実紀史君 つまり、今の説明の後者の部分ですけれども、有利子負債のうち、一兆以上あるわけですから、国の支援で返そうという部分が二千七百億前後と、これを三十年で返済するとすると毎年九十億円になると、そういう補給金であるということにございします。

額賀大臣にお伺ひいたしますけれども、この関西空港株式会社への補給金、今の説明があつた九十億円でございしても、どこでどうやって決められたか、大臣、御存じですか。

○政府参考人(香川俊介君) 十五年度予算編成過

程で議論の上、決められたものでございします。

(理事より子君退席、委員長着席)

○大門実紀史君 いやいや、何年度予算じゃない、どうやって九十億が決めたのかといふことを、いや、知らないや知らないでいいですよ、大臣、お答えください。

○国務大臣(額賀福志郎君) 今、国交省の方から御説明があつた、第二空港の整備に伴つて将来の需要予測に基づいて有利子負債を返済していくことができる可能性が出てきたので、取りあえず、取りあえずといふか、国としても支援をしていこうといふことで、それが九十億円だといふことの説明があつたわけでありまして、そのとおりだと思ひます。

○大門実紀史君 御存じじゃないようですので私がお教えいたしますけれども、これ〇二年十二月十八日に当時の塩川財務大臣と国土交通大臣の合意といふものがありまして、確認された合意といふものがありまして、これは、本来、関空会社は国がその借金減らすために入れていくといふのは余り前例がなかったわけですね。この塩川大臣と国土交通大臣、当時の大臣の合意に基づいて毎年九十億円入ることになったわけにございします。それがもう五年たちましたから、四百五十億円今入つてゐるわけですね。

これは、先ほどありましたけど、これから先、あと、三十年ですから、あと二十五年間も九十億を入れる見込みを立ててゐるわけですから、こんな、塩川大臣と国土交通大臣、二十五年間はどうか分かります。そんな決めたことを二十五年間も遺言のように守り続けなきゃいけないのかと。しかも、財務大臣も御存じなかった。これは、毎年こんなことが自動的につき込まれて、合計二千七百億もつき込まれることになるわけですか。

○政府参考人(香川俊介君) 先ほど申し上げましたけれども、十五年度予算編成過程でいろいろ御議論があり、それが十二月十八日のこの塩川大臣と国土交通大臣の合意といふことで決められた

わけにございします。

そこにご覧いただきますように、安定的な経営基盤を確立し、有利子負債の確実な償還を期すため、予算の範囲内、毎年度の予算の範囲において継続的に措置するといふこととございまして、将来の話について二十年、三十年の約束をしてゐるわけはございしません。毎年度の予算の範囲内で必要性等を精査した上で措置するといふことが合意されてゐるわけにございします。

○大門実紀史君 毎年査定されていくということならばそれで結構でございします。関空会社はもう二十五年先まで組み込んでおりますので、それはいづれ正さなきゃいけないと。

私申し上げたかったのは、この関空事業の赤字補てんのために既に何千億というお金が投入されてゐると、投入されようといふといふことを含めてですね。その上で取り上げたいのが、お手元に配つた資料ですけれども、〇八年度予算で新たな形で税金を投入しようといふしてあります。しかも、空港事業とは何の關係もない道路特定財源まで使おうといふと。ちなみに、〇八年度予算といふのは、調べてみますと、関空の整備費が前年度比一・七倍に急増してあります。

その目玉が、国などによる空港連絡橋の道路部分の買取りをしてあげようといふスキームでございします。空港連絡橋というのは巨額の建設費が掛かつておりまして、もう不採算、今通行料往復で千五百円ですが、不採算で赤字の橋でございします。それを国土交通省管轄の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が買い取るというスキームでございまして、お手元の資料にそのスキームを書きましたけれども、空港連絡橋、関空株式会社を持つてゐるものを債務返済機構に売却するといふことで、その金額ですが、空港連絡橋の簿価といふのは七百八十億円で、それを債務返済機構に五百八十五億円で売却するといふのが全体です。その差額、まあ特別損失といふんですか、分かりますか。言えれば売却損失ですけれども、この百九十五億円は関空株式会社と国の、これは空港特別

会計の方ですけれども、が折半で九十七・五億円ずつ負担すると。さらに、買取り金額五百八十五億のうち百九十億円を国と地方、この場合ですと大阪府が負担をするとなっております。なぜかこれは直轄事業で道路を建設したのと同じ負担割合で、二対一で負担をするということで、国が百三十億円、ここに道路特定財源が組み込まれております。大阪府が六十五億円と、直轄事業負担金という意味ですかね。そうすると、七百八十億円のちよど半分は三百九十億円という金額になります。それを債務返済機構が負担して保有すると、それを西日本高速道路会社が運営して、そのリース料で賄っていくというスキームでございます。ちなみに、債務返済機構には道路特定財源から毎年出資金が投入されております。

○政府参考人(小野芳清君) 関空会社、関空の連絡道路の売却の理由は何かという御質問でございます。関西国際空港の連絡橋は空港と一体の施設として関空会社が建設を管理してきておりまして、通行料金についてはその建設コストを賄うために平成六年の開港当初は普通車往復千七百円でスタートをいたしました。その後、平成十六年の料金引下げの社会実験を経まして……

○大門実紀史君 そんなことはいいから、なぜ買うのかと聞いているんです。○政府参考人(小野芳清君) 十七年三月からは普通車往復千五百円、休日千円に引き下げるといったことで、関空会社として精いっぱい取組を実施してきたところでございます。しかしながら、多額の有利子債務を抱えます関空会社の努力のみではおのずと限界があるという状況にございました。

一方で、関空の利用促進を図るためには通行料金の引下げというのが長年の課題でございまして、関係者で様々な方策を探っていたところでござ

います。昨年の五月に政府が取りまとめましたアジア・ゲートウェイ構想においても、国際競争力強化の観点から連絡橋料金引下げが必要であるとの指摘をいただきました。これらを受けて、関空連絡橋道路の通行料金を引き下げるため、空港サイドの関連予算が認められますとともに、連絡橋道路が有料道路ネットワークに組み入れられることとなりまして、現在、その具体的な作業を進めているところでございます。

○大門実紀史君 だから、通行料金引下げは関空会社の中で考えて努力すればいいことで、なぜ国民の税金を使ってこんなものを買収してあげて、ただ答えてくれますか。○政府参考人(小野芳清君) 繰り返しになりますが、関西国際空港の国際競争力を強化するために、どうしても様々な対策を講ずる必要があると、そのうちのひとつがこの通行料金の引下げでございます。それをアジア・ゲートウェイ構想でも指摘されておりました。政府部内で関係者がいろいろ知恵を絞りました。このような仕掛けで国際競争力強化を図るということにいたしましたのでござい

ます。○大門実紀史君 通行料金引下げという言い方は、私は、もうこの間いろいろ出てきていますけれども、まゆつばが多いなと思っております。これは後でちよと取り上げますが、そもそもなぜ、なぜそういう通行料金引下げが必要だから、国際競争力、アジア・ゲートだから、だからといって税金を使って、関空が持っている、しかも赤字の不良債権化しているものを買収してあげて理由には私にはならないというふうに思っています。要するに、何のことはない、これは関空会社に直接税金を投入すると批判される、だから通行料金引下げを口実にして、この不採算の、もう持て余している関空連絡橋を、税金を投入して、損切りをして債務返済機構に買い取らせると。これは何のことはない、税金投入による関空会社の

救済、不良債権の飛ばしじゃないかと思っておりますが、いかがですか。○政府参考人(小野芳清君) 関空株式会社は、先ほどもちよと申し上げましたとおり、確かに、建設をする段階で多額の借金をいたしました。現在のところ、御指摘のとおり、一兆一千億強の債務残高がございます。そういう中で、国際競争力、今の、現在のアジアの諸国の空港の現状を見まして、我が国の空港の国際競争力を高めるためにはこういうものはやむを得ないというふうに判断し、措置をしたわけでございます。

○大門実紀史君 それは理由にならないということと申し上げているわけです。○政府参考人(小野芳清君) お答え申し上げます。○政府参考人(小野芳清君) 先ほども申し上げました資料にもございますとおり、七百八十億円でございます。あとは、有料道路として賄える、料金収入で賄えるものとして高速道路関係会社が引き受ける部分として三百九十億円を想定いたしました。残りの部分、三百九十億円を道路側と空港側で折半をするということから、道路側の方は、三百九十億と百九十五億で五百八十五億円ということになるわけでございます。

○大門実紀史君 そうしたら、何ですか、これは。○政府参考人(小野芳清君) 計算上はそのとおりでございます。○大門実紀史君 そんなことでこんな税金投入の金額を決めているんですかね。

○政府参考人(小野芳清君) いろいろな方法があると思いますが、先ほども申し上げましたとおり、アジア・ゲートウェイ構想で政府全体として取り組むという言われました。そこで、我々としては、政府全体でやることを考えてこういうスキームを考え出したということとあります。

○大門実紀史君 いや、何とかウェイでも何でもいいます。要するに、なぜ売却損失を関空が負担しないで、これぐらい関空が全部負担するのは当たり前です、普通売買でしたら。何でそこまで国が半分負担してあげるとですか、その根拠を聞いておるんです。

○政府参考人(小野芳清君) 先ほども申しましたように、関空会社が全額負担しますと、関空会社自体が元々非常に借金が多い会社でございます。したがって、そもそも関空会社の財務構造の抜本的な改革ということもアジア・ゲートウェイ構想の一つの構想でございました。これは、目的は日本の空港の国際競争力を高めるということが目的でございますけれども、そういう中で、こういうスキームが現実的であろうという判断の下にやっております。

○大門実紀史君 何言っているのか分からないんだけど、要するに、今ちよと言葉の中で出ている、関空が大変だから、支援してあげないといけないから、本来関空が全部負担する部分を国が負担してあげたんだとはっきり言えないじゃないですか。そういうことでしょう。今言われたように、関空大変だからという。もう一つ聞きますけれども、国と地方の負担の百九十五億、大阪府が六十五億、二対一だから六

じや、何でこの百九十五億の売却損失、関空会社と国が折半で負担しなきゃいけないんですか。普通、物を売却するときは売手が負担するものですよ、こういう売却損失というのは。なぜここを国で、しかも折半できれいに、どこでそんなことを決めたんですか。

○政府参考人(小野芳清君) いろいろな方法があると思いますが、先ほども申し上げましたとおり、アジア・ゲートウェイ構想で政府全体として取り組むという言われました。そこで、我々としては、政府全体でやることを考えてこういうスキームを考え出したということとあります。

○大門実紀史君 いや、何とかウェイでも何でもいいます。要するに、なぜ売却損失を関空が負担しないで、これぐらい関空が全部負担するのは当たり前です、普通売買でしたら。何でそこまで国が半分負担してあげるとですか、その根拠を聞いておるんです。

○政府参考人(小野芳清君) 先ほども申しましたように、関空会社が全額負担しますと、関空会社自体が元々非常に借金が多い会社でございます。したがって、そもそも関空会社の財務構造の抜本的な改革ということもアジア・ゲートウェイ構想の一つの構想でございました。これは、目的は日本の空港の国際競争力を高めるということが目的でございますけれども、そういう中で、こういうスキームが現実的であろうという判断の下にやっております。

○大門実紀史君 何言っているのか分からないんだけど、要するに、今ちよと言葉の中で出ている、関空が大変だから、支援してあげないといけないから、本来関空が全部負担する部分を国が負担してあげたんだとはっきり言えないじゃないですか。そういうことでしょう。今言われたように、関空大変だからという。もう一つ聞きますけれども、国と地方の負担の百九十五億、大阪府が六十五億、二対一だから六

じや、何でこの百九十五億の売却損失、関空会社と国が折半で負担しなきゃいけないんですか。普通、物を売却するときは売手が負担するものですよ、こういう売却損失というのは。なぜここを国で、しかも折半できれいに、どこでそんなことを決めたんですか。

十五億負担しますけど、これは、この根拠は何ですか。

○政府参考人(菊川滋君) お答えいたします。

この道路は有料道路として移管するというスキームで今検討をしているわけでございますけれども、道路の種類としては一般国道という直轄国道を想定いたしております。直轄国道を造る場合の国と自治体との費用負担ということで二対一という形になっております。

○大門実紀史君 なぜ空港連絡橋が一般国道になるんですか。

○政府参考人(菊川滋君) お答えいたします。

一般国道、道路法で定義されておるわけでございますけれども、重要な空港と高速道路を結ぶという、そういった道路ということで直轄国道としての位置付けになるというふうに判断いたしております。

○大門実紀史君 要するに、みんなで割り勘で連絡橋を買ってやるという話なんです。七百八十億円を半分に返済機構に買い取らせて、残りをまた半分に分けて、売却損失の部分は関空と国で、これも割り勘で負担をする。ですよ。それだけの話じゃないかと。こんなことで国民の税金が投入される金額が決まったり、そもそも投入することがおかしいですけれども、こんなこと簡単に決めていいのかと。

大体この三百九十億、最初に言われましたね、三百九十億で、何ですか、通行料金下げて採算が取れると。ちよつとその根拠を示してください。三百九十億なんか、これ最初は二つに分けただけの数字じゃないですか。そんな積み上げたような話じゃないでしょう。

○政府参考人(菊川滋君) お答えいたします。

有料道路分の三百九十億円の算定の根拠でございますけれども、関空連絡橋道路の移管後、有料道路部分の償還期間であります平成六十二年まで、この間に、現行の半額程度ということで、普通車の往復で八百円程度でございますが、この料金徴収で得られる収入からその間の支払利息ある

いは管理費といったものを除いた額を有料道路部分の引受け可能額ということで設定いたしております。

その際の計算でございますけれども、料金収入につきましては、交通量が一日当たり約二万二千台程度で推移していくというふうに見込んでおりまして、算出を行いました。

また、具体的には、車種別の交通量を基にその料金と交通量を掛け算をいたしまして一日当たりの料金収入を求めまして、これを償還満了期間であります平成六十二年までの各年度分を積み上げるということで、約一千四百二十億円と見込みました。

また、支払利息でございますけれども、現行の日本高速道路保有・債務返済機構と各高速道路会社で協定を結んでおりますが、その協定で設定いたしております金利と同様、平成二十年度に三・五％、二十一年度以降は四・〇％ということで算出したしまして約三百五十億円と見込んでおります。また、管理費につきましては、これまでの管理費の実績などを勘案いたしまして必要な費用を計上いたしております。約六百八十億円を見込んであるということでございます。

以上から、高速道路会社の引受け可能額といたしましては、料金収入の一千四百二十億円から利息それから管理費を除きまして約三百九十億円ということで見込んであるということでございます。

○大門実紀史君 じゃ何ですか、これはそういう

ごちゃごちゃ言われたやつで計算したら、四十二年間の分全部計算したら、たまたま七百八十億の半分の三百九十億にぴつたりなつたやつたということですか。そんなことあり得ないじゃないですか。そんなばかなこと言っちゃ駄目だよ、国会で。

そこまで言うんだつたら、今ごちゃごちゃ言ったのを事前にもらいましたけれども、もつと全資料を出してください。本当に積み上げて積み上げて、これ何百分の一の確率でしょう、こんなぴつたり七百八十の半分の三百九十億になるなんて。そこまで言うのなら全資料を出してください。そ

うしないとい、幾ら言われたつて合うわけじゃないもの、こんなの。ちよつと半分なんかなるわけじゃないもの。全部資料出して。

○政府参考人(菊川滋君) 数字合わせということではございませんで、今申し上げましたような計算をいたしまして、その結果が約三百九十億円というところでございます。これが結果的には約半分に相当するというところでございまして、できる限り対応させていただきたいと思っております。

○大門実紀史君 それは別に理事会でお願いするほどでもない、私に出してください。全部点検して、つじつま合わなくなりますよ。後から作った数字だつたら、どこかの根拠になる基礎データ、掛け算の基礎データと絶対合わないから、出してください。それが出来ないうちは信用できないじゃないですか、そんな。こんなの偶然で一致するわけないですよ。

ですから、要するにこれはいろいろみんなで相談して、とにかく半分ずつ負担しようよ、負担しようよとやっていつてこうなつたということしか考えられないわけでございます。こんな仕組み、だれが一体考え出したのか、ちよつと教えてください。

○政府参考人(小野芳清君) 繰り返して恐縮になりますが、アジア・ゲートウェイ構想で政府の方針が決まりまして、関係者で調整をした結果でございます。

○大門実紀史君 じゃ、それはいずれ私の方で調べます。

道路特定財源から何で空港事業の連絡を買収するのに道路特定財源使っているんですか。これ使っているんですか、空港整備特別会計でやったものに。買収に使っているんですか、道路特定財源。その根拠は何ですか、使っているなら。

○政府参考人(菊川滋君) 先ほどから航空局の方からお話がありましたように、料金を引下げをするというためにいろんな方策を検討した結果、移管をして有料道路それから直轄国道の合併施行という形で対応ができるということでございます。

にしたということでございます。

○大門実紀史君 本四架橋を買うときは、やつぱり違う会計でやってきたものを道路特定財源で買うんでわざわざ法律で決めたんですよ、わざわざね、法律で。今回は、先ほどの大臣の含意もない、何にもない。どうしてこんなのが、特定財源になんものに使えなんだつたら何だつて買えるようになつちゃうじゃないですか。でしょう。だれが勝手にこんなこと決めていいのかと、これは全くの間違いだと、今から撤回すべきだと申し上げたいと思っております。

額賀財務大臣、最後にお聞きいたしますけれども、与党の提案の中にはこの二十年度予算についてもおかしなものは改めるといふことも明確に書いてあります。私は、道路特定財源、一般財源化されたらこんな好き勝手なことできないと思いますが、この二十年度においてもおかしなものは与党の提案では正すと、政府・与党提案では正す。是非、これちよつと再検討してもらいたいと思っておりますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(額賀福志郎君) まず、今このやり取りを聞いておまして、大きな視点からいえば、日本経済が二十一世紀もやっぱりしっかりと一流の経済たらんとすれば、これはアジアの新興国経済の流れに乗ってしっかりと拠点を築いていかなければならない。これは港であれ空港であれ、非常に大事なことであります。そういうことをしっかりとしていくことは、大きな政治の流れ、時代の流れとしては間違っていない。

ただ、いろいろ、どういふふうな積み上げがしてきたかどうかということについては私も全部詳細を知っているわけではございません。ただ、一般国道にし、それから有料道路の料金を低くするという考え方を道路特会で支援ができることになれば、それはそれで一つの考え方であるというふう

に思います。

○大門実紀史君 今日もう終わりますが、この問題は決算委員会等で冬柴大臣に直接伺いたいということを申し上げて、質問を終わります。

六 中野宏 外百九十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第九七七号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都大田区北嶺町二九ノ一八

金井謙雄 外六十九名

紹介議員 大島九州男君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第九七八号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 千葉市中央区都町一、二二五ノ四

八 宮内明子 外二百四十名

紹介議員 加賀谷 健君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第九七九号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 石川県小松市岩淵町ロノ一二三

広川茂義 外七十名

紹介議員 一川 保夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第九八〇号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市鶴沼神明四ノ一ノ

一六 畑本七男 外千九百九十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一一号 平成二十年三月二十八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮沼町一六ノ九ノ四

〇二 布施君子 外八百六十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第一〇一二号 平成二十年三月二十八日受理

庶民増税反対に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原一ノ三ノ四ノ三

〇四 大曾根明 外五千二百二十

七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一〇一三号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 静岡県焼津市柳新屋一、〇一〇ノ

一 鈴木義弘 外九百八十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一四号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松原町二ノ一三ノ四

〇二 松原聡美 外千三百十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一五号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 秋田県横手市杉沢字鶴谷地一〇六

ノ二 越後谷綾子 外九百八十二

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一六号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市山岸六ノ四二ノ二二

千葉由紀子 外九百八十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一七号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 宮崎県小松一、七九二ノ二六 伊

達明紀 外千三百十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一八号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税の暫定税率廃止等に関する請願

請願者 奈良県大和郡山形市小泉町四ノ六

松尾ルミ子 外千三百十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。

第一〇一九号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東四ノ一九ノ一

四 内田美奈子 外百二十一

紹介議員 森木 利治君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇二〇号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都府中市東芝町一ノ六四 室

谷香織 外千二十名

紹介議員 津田弥太郎君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇二二号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡山田町荒川七ノ四

四 橋場末子 外九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇四三号 平成二十年三月二十八日受理

保険業法の見直しに関する請願

請願者 北九州市戸畑区初音町一三ノ三五

ノ一、二〇三 緑豊重 外三百七

十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第一〇四四号 平成二十年三月二十八日受理

保険業法の見直しに関する請願

請願者 埼玉県上尾市原市二、〇六四ノ一

〇 布施谷陽子 外千六百十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第一〇四五号 平成二十年三月二十八日受理

消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する

請願

請願者 東京都世田谷区中町五ノ一八ノ一

三 竹村博 外千五百十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第一〇四六号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 川崎市高津区坂戸一ノ一五ノ一一

ノ五〇三 清崎若良 外三千四十

九名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇四七号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 愛知県一宮市千秋町屋宇真言堂

七 大野清光 外六十九名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇四八号 平成二十年三月二十八日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 仙台市青葉区米ヶ袋二ノ一ノ四〇

ノ二〇五 藤堂久美 外八十名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇四九号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市萩山台四ノ七〇四〇
一 加藤学 外三百七十六名
紹介議員 藤田 幸久君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

一、一〇三 西川正朗 外四百八十一名
紹介議員 中村 哲治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

ノ六ノ四〇三 井上陽介 外九十名
紹介議員 興石 東君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

紹介議員 川崎 稔君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五〇号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市青沼三ノ一六〇二一
齊藤為則 外九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五五号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県関市鑄物師屋五ノ五ノ五ノ
一〇二 竹内美智也 外五百二十一名
紹介議員 主濱 了君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六〇号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都目黒区碑文谷四ノ一六ノ七
ノ六〇三 鈴木一夫 外三百六十二名
紹介議員 長浜 博行君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六五号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都江戸川区北葛西二ノ一〇ノ
三〇 堀井健史 外五百名
紹介議員 藤原 正司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五一号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎五ノ七ノ二 奥
村義一 外百名
紹介議員 田名部匡省君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五六号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市雀の宮二ノ一ノ四
丹羽隆徳 外四百九十九名
紹介議員 横峯 良郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六一号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市白井町六四四ノ二
米山公法 外四百九十九名
紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六六号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都文京区根津二ノ三七ノ八ノ
四〇三 狩野恵理 外二十九名
紹介議員 加藤 敏幸君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五二号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 千葉県市川市新田一ノ一三ノ二七
町田寛仁 外五百名
紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五七号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都江戸川区平井三ノ三〇ノ一
三ノ七〇二 大西貴代未 外六十七名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六二号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 札幌市北区新琴似一条二ノ六ノ
二八 杉本式史 外十八名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六七号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇六四ノ
一四 内藤誠 外五十名
紹介議員 池口 修次君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五三号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県南アルプス市小笠原二、二
五六ノBノ一〇二 白石素弥 外
四百九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五八号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岩手県九戸郡洋野町種市第二九地
割一二 柳沢国雄 外三百九十九名
紹介議員 工藤堅太郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六三号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪一ノ一四
ノ三三ノ三〇三 笹嶋剛 外四百九十九名
紹介議員 犬塚 直史君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六八号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市池田一ノ七ノ三六
小野秀喜 外四百七十三名
紹介議員 米長 晴信君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五四号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市白子町一、九三三ノ
一〇九三三
紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇五九号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 埼玉県所沢市くすのき台三ノ一六
一〇九三三
紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇六四号 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市国母三ノ一五ノ一二
高野恒夫 外六十名
紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇九三三 平成二十年三月二十八日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ四ノ一九
高野弘一 外三十七名
紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県大月市駒橋三ノ二ノ一一

佐藤政道 外四百四十九名

紹介議員 大久保潔重君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇九六号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町六ノ四ノ一六 大

川清 外三百六名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇九七号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県韮崎市大草町下條西割七二

七 畑野留美 外四百九十名

紹介議員 米長 晴信君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇九八号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲斐市中下条一、三〇六

長田房雄 外四十七名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一〇九九号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市浜崎三ノ一六ノ一二

ノ七〇二 池上健太郎 外二百九十九名

紹介議員 蓮 舫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇〇号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県笛吹市石和町広瀬九九六

早川聖人 外四百九十九名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇一号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県北杜市須玉町大蔵八四四ノ

二 秋山紀香 外百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇二号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 宮城県登米市迫町新田字狼の欠二

〇ノ六七 菅原悦子 外四百五十八名

紹介議員 大石 正光君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇三号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 大阪府都島区片町一ノ一三六ノ

三〇三 八野善行 外四百二十三

名

紹介議員 梅村 聡君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇四号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 川崎市高津区溝口二ノ三二ノ一ノ

七〇九 清水勝彦 外十九名

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇五号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 川崎市中区木月三ノ一〇ノ三〇

ノ二〇六 中野亜也子 外百五十四名

紹介議員 川合 孝典君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇六号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都文京区小石川一ノ一七ノ一

ノBノ一、一〇三 福田理英 外

四百五十五名

紹介議員 武内 則男君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇七号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭二ノ二二ノ七

波多野泰史 外二百十四名

紹介議員 平山 幸司君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇八号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県南アルプス市上今諏訪二、

六〇一 金丸直道 外四百四名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一〇九号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 川崎市幸区南幸町一ノ三三ノ二ノ

八〇四 今野克義 外四百五十五

名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一一〇号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市下米田町小山四

九ノ一六 渡辺雅実 外八十二名

紹介議員 姫井由美子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一一一号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市島里一ノ一〇五ノ三

宮田清隆 外二百八十九名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一二号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都江東区塩浜二ノ七ノ五 鹿

島繁文 外七十二名

紹介議員 小林 正夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一二三号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県所沢市向陽町二、一三〇ノ

一七 牧野麻子 外五十一名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一二四号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市塚原町二〇八ノ一

雨宮江里 外三百四十八名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一二五号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 さいたま市中央区本町東七ノ二ノ

一ノ九〇三 吉澤直樹 外二百三十七名

紹介議員 中谷 智司君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一一二六号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都足立区千住曙町六ノ六ノ四

○一 石村栄二 外四百六十四名
紹介議員 岩本 司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二一七号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、〇四九ノ一
萩原義輝 外九十六名

紹介議員 森木 利治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二一八号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨市万力一、七八二ノ八 本宮
聡 外九十九名

紹介議員 松野 信夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二一九号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市屋形三ノ一ノ三 田
中甲子男 外八十二名

紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二〇号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県中津川市八幡町三ノ六ノ一
〇二 田中宗一郎 外四百八十一
名

紹介議員 内藤 正光君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二一号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県可児市土田二、六三七ノ一
ノBノ四〇一 池口真人 外五十
七名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二二号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市中央一ノ七ノ一五
伴野公亮 外四百八十九名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二三号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県土岐市泉町久尻四八〇ノ九
古田直臣 外三百九十八名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二四号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 埼玉県入間市下藤沢一、一一〇ノ
一ノ一一四 家藤義人 外四十三
名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二五号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市川田町五四八ノ二
岡由雄 外四百七十四名

紹介議員 藤本 祐司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二六号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都品川区小山四ノ一四ノ一五
石井貴之 外七十七名

紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二七号 平成二十年三月三十一日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県韮崎市下祖母石二、二三一
伊井たから 外四百九名

紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二八号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町大光寺一九
八ノ二 長柄英史 外四十九名

紹介議員 室井 邦彦君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二二九号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県富士吉田市大明見三七四ノ
四 柏木みどり 外四十五名

紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三〇号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都江東区毛利一ノ四ノ一 田
鍋紀久夫 外六十九名

紹介議員 大石 尚子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三一号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲斐市玉川四六八ノ六 星
野晃男 外三百八十九名

紹介議員 今野 東君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三二号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲斐市志田四一六 長田恵
美子 外九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三三号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島五
五九ノ二 戸倉由紀 外四百名

紹介議員 行田 邦子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三四号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市中今泉五ノ三七ノ
三 野崎裕之 外九十九名

紹介議員 芝 博一君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三五号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岩手県下閉伊郡岩手町穴沢字道の
下四八ノ一 工藤妙子 外九名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三六号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川四ノ一五ノ一
三ノ三〇一 加藤陽子 外三百六
十六名

紹介議員 足立 信也君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二三七号 平成二十年三月三十一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山形市双月町一ノ二五〇 五十
嵐治彦 外四百八十六名

紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三八号 平成二十年三月三十一日受理

紹介議員 松岡 徹君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨県甲府市德行二ノ七ノ一五ノ四〇三 深澤信一 外九十九名 紹介議員 相原久美子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。 第一二二二号 平成二十年三月三十一日受理 自主共済を保険業法の適用から除外することに關する請願 請願者 島根県出雲市西園町四、二二二 藤江満 外四百五十二名 紹介議員 亀井亜紀子君 この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。	第一二二九号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨県韮崎市旭町上條北割一、九〇ノ二四 塚原賢 外九十九名 紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。
第二二〇七号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 千葉県袖ヶ浦市飯富二、七〇〇 平野愛子 外三百八十九名 紹介議員 青木 愛君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二七号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨県南アルプス市寺部一、七五九ノ一名 取有紀 外二十九名 紹介議員 前川 清成君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二五号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨市歌田五九九ノ四 保坂悟司 外百九十九名 紹介議員 林 久美子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二三〇号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 東京都八王子市散田町三ノ一五ノ九 森川みずほ 外三百五十四名 紹介議員 山根 隆治君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。
第二二〇八号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 埼玉県鶴ヶ島市脚折町三ノ二七ノ一六 青芝俊弘 外三百八十名 紹介議員 山根 隆治君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二八号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 東京都足立区綾瀬七ノ九ノ八ノ五〇五 石綿慶子 外百名 紹介議員 直嶋 正行君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二六号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 佐賀市松原一ノ一 中尾清一郎 外四百八十二名 紹介議員 植松恵美子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二三一号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 埼玉県川口市芝下二ノ一四ノ二ノ一 上杉真子 外十八名 紹介議員 西岡 武夫君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。
第二二〇九号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 名古屋市中区惟信町一ノ二七ノ一 橋本京子 外九十九名 紹介議員 大島九州男君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二九号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 東京都渋谷区上原一ノ三八ノ三 林亜希 外八十名 紹介議員 島田智哉子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二七号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 宮城県岩沼市南長谷字玉崎一九六ノ二 佐藤浩 外百六十名 紹介議員 川合 孝典君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二三二号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 東京都板橋区成増一ノ六ノ一〇ノ四〇二 小野恵美子 外九十八名 紹介議員 神本美恵子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。
第一二一〇号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 横浜市中区築区南山田一ノ三ノ一ノ三〇四 河本安子 外百名 紹介議員 大塚 耕平君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二〇号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨県甲府市上石田三ノ二〇ノ六ノ三〇二 加藤賢 外八十九名 紹介議員 川崎 稔君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二八号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 名古屋市中区砂田橋三ノ二ノ一〇ノ一九三三 加藤謙一 外百六十二名 紹介議員 郡司 彰君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二三三三号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 岩手県北上市村崎野一七ノ八二 畠田馨 外千二百四十二名 紹介議員 平野 達男君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。
第一二一一号 平成二十年三月三十一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 福岡県春日市若葉台西三ノ一ノ二二ノ二〇一 北嶋ひとみ 外百二十二名 紹介議員 神本美恵子君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二二二号 平成二十年三月三十一日受理 保険業法の適用の除外に関する請願 請願者 埼玉県越谷市宮本町二ノ一八五ノ一九 村本真由美 外六十一名 紹介議員 亀井亜紀子君	この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一二三三三号 平成二十年四月一日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 兵庫県伊丹市山田六ノ六ノ一三 中村吉秀 外二千六百四十八名

紹介議員 水岡 俊一君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一三五号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 広島県呉市上長迫町八ノ四 吉田 恒次 外九十五名

紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一三六号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県大垣市木戸町二ノ一〇〇ノ 一三瓶一貴 外四百八十三名

紹介議員 喜納 昌吉君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一三七号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県笛吹市石和町四日市場一、 〇八〇ノ一四 小林三波 外四百 十名

紹介議員 富岡由紀夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一三八号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 浜松市中区下池川町二五ノ二〇 新屋元志 外九十九名

紹介議員 進 舩君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一三九号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 仙台市宮城野区白鳥一ノ三ノ二七 中澤芳人 外九十九名

紹介議員 大島九州男君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四〇号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市共恵一ノ八ノ三 ノ五〇三 宮坂幸伸 外三十名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四一号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 大阪府高槻市玉川二ノ三五ノ四〇 五 若林まつ子 外九十九名

紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四二号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 石川県小松市小野町一〇九ノ二 西善雄 外三百九十九名

紹介議員 一川 保夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四三号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲斐市牛句二、二四〇 横 山聡 外五十六名

紹介議員 池口 修次君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四四号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県都留市夏狩二、一三七 志 村武雄 外四十八名

紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四五号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 横浜市港北区新横浜三ノ二〇ノ一 三ノ五〇六 矢倉健佑 外八十名

紹介議員 内藤 正光君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四六号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、〇四八 佐藤 進 外百名

紹介議員 轟木 利治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四七号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 さいたま市中央区本町東七ノ二ノ 一ノ九〇三 吉澤喜要枝 外二百 三十三名

紹介議員 中谷 智司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四八号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市上阿原町一、二〇四 ノ五 駒井里枝 外九十九名

紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一四九号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 千葉県浦安市富士見一ノ六ノ三ノ 三〇一 五月女彩子 外百名

紹介議員 徳永 久志君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一五〇号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 新潟県三条市福島新田丁一、三五 六 木村美賀 外六百三十五名

紹介議員 吉川 沙織君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一五一号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 神奈川県座間市相武台一ノ四、五 四一ノ一ノ四〇二 黒坂陽子 外 百名

紹介議員 田名部匡省君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一五二号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都練馬区大泉学園町七ノ一九 ノ三二ノ三〇三 西本広行 外九 十九名

紹介議員 奥石 東君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一五三号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都三鷹市井の頭二ノ二二ノ七 波多野尚 外百七名

紹介議員 平山 幸司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一六〇号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 栃木県下野市祇園五ノ九ノ一〇 福田誠 外七十二名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一六一号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市亀井野二ノ四六ノ 二 瀬谷雄二 外九十九名

紹介議員 ツルネンマルティ君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二一六二号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲斐市富竹新田二、一〇二
ノ二 小野基之 外四百十五名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六三号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 茨城県銚田市飯島九〇七ノ五四
大谷達也 外四十五名
紹介議員 加藤 敏幸君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六四号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市伊勢四ノ三六ノ一
小田切みあき 外九十九名
紹介議員 松岡 徹君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六五号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都大田区西馬込一ノ二五ノ七
ノ三〇二 金子志穂 外百五十名
紹介議員 石井 一君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六六号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 栃木県下野市下古山三七三ノ七
大島健一 外九十九名
紹介議員 芝 博一君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六七号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県関市東門前町二八〇二 兼
紹介議員 松光男 外四十九名
大石 尚子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六八号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都柏江市岩戸南四ノ二四ノ四
中川裕二 外百一名
紹介議員 直嶋 正行君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二七三号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県北杜市白州町白須六、八〇
七ノ一三六 小泉雅人 外四百二
十五名
紹介議員 佐藤 公治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二七四号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 横浜市港南区日野南六ノ三三ノ二
一 鈴木忠志 外百二名
紹介議員 榎葉賀津也君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二七五号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県美濃加茂市森山町六ノ四ノ
一三 岩井健敏 外九十九名
紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二七七号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岩手県九戸郡軽米町大字小軽米一
五ノ七五ノ一 玉館鉄蔵 外四百
二十一名
紹介議員 工藤堅太郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二七八号 平成二十年四月一日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都板橋区南常盤台一ノ二七ノ
六 井橋孝 外千七十名
紹介議員 柳澤 光美君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二七九号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、〇四七ノ一
竹越金吾 外九十名
紹介議員 森木 利治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八〇号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 北九州市小倉南区沼緑町四ノ一〇
ノ二一 中沢貴一 外百七十九名
紹介議員 川合 孝典君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八一号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県北杜市長坂町長坂上条一、
六ノ六ノ二二 永井けい子 外九
十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八二号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県南巨摩郡増穂町青柳町四二
二 加賀美とし江 外四十五名
紹介議員 池口 修次君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八三号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八四号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市美咲一ノ一ノ二七
丸山みゆき 外十九名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八五号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 さいたま市西区三橋五ノ五四三ノ
三 梶原義弘 外百四十名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八六号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岐阜県飛騨市古川町上気多八九八
ノ一 山腰哲雄 外三十四名
紹介議員 大石 尚子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八七号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 横浜市青葉区すすき野三ノ四ノ二
〇六 坂田和久 外九十九名
紹介議員 興石 東君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八八号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 さいたま市南区南浦和三ノ三七ノ
一七 藤井健志 外八十名
紹介議員 島田智哉子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二八九号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九〇号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九一号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九二号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九三号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九四号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九五号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九六号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九七号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九八号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二九九号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二三〇〇号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、〇五七
相沢玲 外二百六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都練馬区南大泉二ノ三四ノ一

〇ノ一〇三 太田洋平 外六十一名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九〇号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 福島県須賀川市大字和田字中地西

一ノ一〇七 小山義勝 外九十九名

紹介議員 大島九州男君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九一号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 大阪府茨木市小川町九ノ四三六

堀内滋 外百五十名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九二号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 大阪府岸和田市三田町五ノ一一

大崎哲也 外九十九名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九三号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 長野県上田市上田原九七五ノ六

北野升陳 外百十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九四号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 石川県小松市岩瀨町八八 広

川義平 外三百九十九名

紹介議員 一川 保夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九五号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日三ノ三ノ五 高

野一郎 外五十名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九六号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県中津川市坂下一、七七一ノ

一 大津光子 外七十九名

紹介議員 姫井由美子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九七号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都福生市南田園二ノ七ノ五

三浦千代子 外七十七名

紹介議員 柳澤 光美君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九八号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都国分寺市戸倉一ノ三ノ一二

飯田圭太 外百五十五名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一二九九号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 広島県東広島市八本松南三ノ一二

ノ六 西茂忠治 外九十九名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇〇号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市雀の宮二ノ一ノ四

ノ六ノ二〇五 坂本直宏 外九十名

紹介議員 芝 博一君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇一号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜市山県岩南二〇五 伊藤侑里

奈 外四百八十二名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇二号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市東光寺二ノ三ノ四

保坂英明 外七十六名

紹介議員 松岡 徹君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇三号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂二ノ五ノ一〇

ノ六〇一 前川浩司 外百四名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇四号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 浜松市西区入野町六、〇八五ノ五

平間良明 外四十九名

紹介議員 蓮 舩君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇五号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都調布市調布ヶ丘一ノ一八ノ

二二ノ五〇一 備前仁志 外九十九名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇六号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県大垣市新田町四ノ六六ノ一

一 長内清吉 外九十九名

紹介議員 室井 邦彦君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇七号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市小瀬町一〇二ノ七ノ

二〇一 依田竜一 外九十九名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇八号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木五ノ三〇ノ一

ノ四一七 西恵美子 外百五十二名

紹介議員 風間 直樹君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三〇九号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県笛吹市石和町今井二九五ノ

四 坂口岳洋 外九十九名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三一三三号 平成二十年四月二日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市雀の宮一ノ二〇ノ

一九ノ二〇六 中塚英範 外四十四名

紹介議員 篠瀬 進君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三一四号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都武蔵野市関前一ノ一ノ四
九十七名
紹介議員 徳永 久志君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三一五号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 横浜市磯子区磯子台一〇ノ八
上昌之 外二百九十八名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三一六号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 宮城県岩沼市本町八ノ二五ノAノ
一〇一 菅井幸樹 外三千五百二
十三名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三一七号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県富士吉田市上吉田五、三五
二ノ一 細川香敏 外六十名
紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三八号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ二二ノ
五 加曾利章子 外三千八百六十
八名
紹介議員 藤原 正司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三一九号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 神戸市灘区篠原中町五ノ五ノ三七
ノ二〇九 松井好美 外二千六百
九十七名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三二〇号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岩手県岩手郡雫石町高前田一一
ノ三八 新田悟 外千七百七十四
名
紹介議員 主演 了君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三二二号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 仙台市青葉区土樋一ノ四ノ三 加
藤ケイ 外六千六百三十三名
紹介議員 今野 東君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三二三号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 神奈川県平塚市西真土三ノ二〇ノ
二〇 中山静江 外百九十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三三号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 さいたま市大宮区浅間町二ノ四五
ノ一ノ二F 平田慎太郎 外五十
六名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三四号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山梨県笛吹市境川町藤堂四、七一
七 相川尚美 外五十九名
紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三五号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山口県岩国市平田一ノ三ノ二〇
年岡正哲 外千四百八十八名
紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三六号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨宮崎町五九ノ五
一 山本伸一 外二千二百九十九
名
紹介議員 松井 孝治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三七号 平成二十年四月二日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 岩手県二戸市上斗米字平畑二二
四戸儀蔵 外九十九名
紹介議員 工藤堅太郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三八号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 埼玉県川口市芝園町三ノ三ノ三三
〇 大井田美代子 外四千六百九
十名
紹介議員 小林 正夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三九号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 福岡県筑紫野市二日市北五ノ一一
ノ二一 高橋伊織 外百二十七名
紹介議員 岩本 司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三〇号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 秋田市外旭川八柳三ノ一〇ノ七
工藤勝利 外九十一名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三一号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 長崎県大村市溝陸町一、〇二九ノ
六三 内田力也 外二千八十六名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三二号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 山口県周南市大字徳山五、五二九
ノ三二五 荒木勝明 外四百五十
九名
紹介議員 川合 孝典君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三三号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 静岡県伊豆の国市田京八五八ノ一
〇 額田晴彦 外二千三百三十名
紹介議員 藤本 祐司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三四号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願
請願者 広島県呉市本町一六ノ一五 松尾
淳也 外九十九名
紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三五号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岩手県大船渡市大船渡町茶屋前五

三ノ一 橋爪 亘 外千九百一十一名

紹介議員 藤原 良信君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三六号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県本巣市国領三ノ二 大内

英樹 外百二十名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三七号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市西田町二ノ四九 岡

博仁 外九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三八号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 奈良県大和高田市永和町九ノ二

大東清和 外九百七十名

紹介議員 中村 哲治君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三三九号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県瑞穂市只越九八三ノ一九ノ

二ノ四ノD 吉川洋子 外三百九

十一名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四〇号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県南アルプス市浅原二〇七ノ

一 高野吉 外五十九名

紹介議員 松岡 徹君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四一号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡八百津町上牧野三〇

八 貝川勉 外九十二名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四二号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県川越市北田島四三七 松岡

正高 外八十名

紹介議員 島田智哉子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四三号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県美濃市さくらヶ丘二ノ六ノ

一三 河合廣幸 外四十九名

紹介議員 大石 尚子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四四号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 沖縄県那覇市壺屋一ノ一五ノ三二

ノ二F 照屋雅也 外二千二百四

十一名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四五号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 名古屋市中区大須二ノ二六ノ二八

ノ三〇一 谷岡郁子 外千二百十

二名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四六号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉一ノ二一ノ三四

大谷和子 外千名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四七号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 福岡県久留米市津福今町四五五ノ

七ノ八〇三 徳永時彦 外八百五

名

紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四八号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込二ノ四三ノ三

ノ二〇三 倉田顕 外三百四名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三四九号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 石川県加賀市豊町四ノ四 土山俊

明 外三百九十九名

紹介議員 一川 保夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五〇号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡昭和町西条四四二

ノ二〇八 遠藤恵 外三十九名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五一号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 宮城県登米市中田町石森字本町四

一 佐々木清治 外二百九名

紹介議員 大石 正光君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五二号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都調布市佐須町三ノ一六ノ二

中西研太 外百五十名

紹介議員 風間 直樹君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五三号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県中央市下河東一、六八九ノ

二 安達勝仁 外二百十六名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五四号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲州市勝沼町勝沼八八ノ一

二 小川樹莉 外九十九名

紹介議員 徳永 久志君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五五号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲斐市西八幡三、二四二ノ

五 塩原吉男 外百名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五六号 平成二十年四月三日受理

ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜県中津川市駒場一、六六六ノ

三、七六六ノ七 吉村和也 外七
百四名

紹介議員 柳澤 光美君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五七号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 長野県木曾郡南木曾町田立一二七
ノ五 上垣こずえ 外八十五名

紹介議員 姫井由美子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五八号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨市正徳寺一、一〇八 大森政
一 外百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三五九号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭二ノ二二〇七
波多野京子 外六十三名

紹介議員 平山 幸司君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六三号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県志木市幸町三ノ四ノ四ノ九
一九 大塚孝二 外九十九名

紹介議員 ツルネマルティ君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六四号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 京都市伏見区深草出羽屋敷町一三
ノ一三 平田圭 外四百八十名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六五号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 長野県諏訪郡原村一二、四二〇ノ
八 小島順一 外百九十二名

紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六六号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岐阜市清水町九ノ六ノ二〇三 片
桐康史 外四百三十五名

紹介議員 大久保 勉君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六七号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 仙台市泉区泉中央三ノ一九ノ五
沼倉竹三 外三十五名

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六八号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 横浜市港南区日野南三ノ六ノ一〇
一 鈴木武 外五百名

紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三六九号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 浜松市中区上島二ノ一九ノ三 河
合利幸 外十九名

紹介議員 進 妨君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七〇号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 香川県高松市一宮町八〇〇ノ一

木村博志 外百八十四名
紹介議員 植松恵美子君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七一号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市竹谷町二ノ一八三ノ
六 六 山崎善成 外千五百四十
六名

紹介議員 室井 邦彦君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七二号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県川越市脇田本町三ノ一六
ノ二〇七 醍醐和男 外四百九十
七名

紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七三号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県志木市下宗岡一ノ一八ノ四
一 松井宏次 外九十九名

紹介議員 奥石 東君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七四号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市徳行一ノ九ノ二九
原工 外九十九名

紹介議員 松野 信夫君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七五号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 東京都墨田区太平一ノ七ノ六ノ四
〇四 吉村健二 外百五十二名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七六号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷町北山台一ノ四
ノ一八 徳田耕一 外千三十八名

紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七七号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 栃木県真岡市飯貝三〇八 磯野祐
美 外八十五名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七八号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 千葉市美浜区磯辺一ノ二六ノ一
村島伸児 外三百九十九名

紹介議員 吉川 沙織君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三七九号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 埼玉県入間市下藤沢一、一一〇ノ
一ノ一一四 家藤宏美 外六十名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三八〇号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 山梨県中央市東花輪一、二二一ノ
八 田中正文 外九十九名

紹介議員 川崎 稔君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一三八四号 平成二十年四月三日受理
ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願

請願者 岩手県三戸市福田字小田一四ノ二 中村敬 外九十九名 紹介議員 工藤堅太郎君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。	第一三九〇号 平成二十年四月三日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨県笛吹市御坂町小石和 森本 隆 外九十九名 紹介議員 増子 輝彦君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。		
第一三八五号 平成二十年四月三日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 岩手県北上市北鬼柳一六ノ二ノ一 ○ 小原司 外百十名 紹介議員 平野 達男君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。			
第一三八六号 平成二十年四月三日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 さいたま市中央区上落合七ノ七ノ四〇 齊川尚樹 外九十九名 紹介議員 芝 博一君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。			
第一三八七号 平成二十年四月三日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 神奈川県相模原市大野台二ノ二二ノ二二 下立貞治 外九十九名 紹介議員 那谷屋正義君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。			
第一三八八号 平成二十年四月三日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 高知市升形一〇ノ三 山中道紀 外二百九十五名 紹介議員 武内 則男君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。			
第一三八九号 平成二十年四月三日受理 ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願 請願者 山梨市上神内川一、〇九九ノ二 三澤泰男 外九十五名 紹介議員 森木 利治君 この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。			

平成二十年五月十三日印刷

平成二十年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P